

基準の改正等に伴う修正項目 新旧対照表

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画 第6節 避難体制の整備	頁 19・34
<p>第2節 風水害予防計画</p> <p>第2 高潮・津波災害の予防対策 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>浸水時避難計画マップ</u>の作成等《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》 高潮、津波等からの住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、高潮、津波による浸水想定区域が存在する地区を対象に、自主防災組織等と連携して、浸水時における住民等の緊急一時的な退避先となる施設を確保するとともに、当該施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた<u>浸水時の避難計画マップ</u>が住民主体で作成されるよう支援し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。</p> <p>第6節 避難体制の整備</p> <p>第5 浸水（高潮、洪水、内水、津波）からの住民の避難《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》</p> <p>1 (略)</p> <p>2 浸水時緊急退避施設や堅固な建築物への避難に協力が得られるよう自主防災組織等を中心に、日頃から建築物の管理者や居住者等を交えた地域ぐるみの避難体制の確立に取り組む。 また、浸水が想定される地域において、自主防災組織等が主体となって<u>地域の避難計画マップ</u>の作成や浸水時緊急退避施設の確保に取り組み、浸水時の避難体制を整備する。</p> <p>(1) <u>浸水時避難計画マップ</u>の作成等 浸水時緊急退避施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた<u>浸水時の避難計画マップ</u>を作成し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。</p> <p>(2) (略)</p>	

修 正 後	
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 防災まちづくり事業の実施に伴い、浸水時避難計画マップを地域主体で作成する防災マップに一元化するため、マップ名称を修正する。</p>	
<p>第2節 風水害予防計画</p> <p>第2 高潮・津波災害の予防対策 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>防災マップ</u>の作成等《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》 高潮、津波等からの住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、高潮、津波による浸水想定区域が存在する地区を対象に、自主防災組織等と連携して、浸水時における住民等の緊急一時的な退避先となる施設を確保するとともに、当該施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた<u>防災マップ</u>が住民主体で作成されるよう支援し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。</p> <p>第6節 避難体制の整備</p> <p>第5 浸水（高潮、洪水、内水、津波）からの住民の避難《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》</p> <p>1 (略)</p> <p>2 浸水時緊急退避施設や堅固な建築物への避難に協力が得られるよう自主防災組織等を中心に、日頃から建築物の管理者や居住者等を交えた地域ぐるみの避難体制の確立に取り組む。 また、浸水が想定される地域において、自主防災組織等が主体となって<u>防災マップ</u>の作成や浸水時緊急退避施設の確保に取り組み、浸水時の避難体制を整備する。</p> <p>(1) <u>防災マップ</u>の作成等 浸水時緊急退避施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた<u>防災マップ</u>を作成し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。</p> <p>(2) (略)</p>	

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第19節 防災まちづくりの実践	頁 83
<p>1 防災まちづくり活動の促進《市民局市民活動推進課、危機管理室災害予防課、消防局予防課》</p> <p>地区の防災上の課題を地区住民が認識できるよう、消防局において「小学校区別の防災診断」を自主防災組織に提示し、地区住民自らが、自宅の耐震性や自宅から避難場所までの道路の安全性などをチェックしながら、自分が住んでいるまち（小学校区）の災害危険度を診断して歩く「まち探検（タウンウォッチング）」の実施を促すとともに、各種ハザードマップ、地理情報システム（GIS）の防災情報、広島地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD等を活用した自主防災組織による「<u>わがまち防災マップ</u>」の作成や防災上の課題を解決するために必要な防災まちづくり方策の検討を促進するものとする。</p> <p>また、その検討を踏まえ、家庭内で行う防災対策や自宅の耐震改修、ブロック塀の生け垣化、防火植栽、建替時のセットバック、防災訓練等住民が独自に取り組める防災対策の積極的な推進を促すものとする。</p> <p>併せて、円滑な避難行動ができるよう、自主防災組織は、高齢者・障害者・外国人・乳幼児等の要配慮者のうち、災害時の介助を必要とする要配慮者の把握に努めるものとする。</p> <p>さらに、災害時の生活避難場所の運営を自主的かつ円滑に行うことができるよう、自主防災組織、学校、区役所等が協同して、生活避難場所運営マニュアルを作成するものとする。</p> <p>自主防災組織の活動が活発になり、家庭内で行う防災対策や自宅の耐震改修等地区住民が独自に取り組める防災まちづくり活動だけでなく、地区住民が協同して道路の拡張等の整備や再開発事業等の面的整備等の防災まちづくり事業に取り組もうという機運が高まった地区に対しては、防災まちづくりについて自主的に検討する新たな地元組織の設立を促すものとする。</p> <p>2（略）</p>	

修 正 後	
<p style="text-align: center;">修 正 理 由</p> <p>○ 防災まちづくり事業の実施に伴い、地域主体の「わがまち防災マップ」を「防災マップ」に名称を統一する。</p>	
<p>1 防災まちづくり活動の促進《市民局市民活動推進課、危機管理室災害予防課、消防局予防課》</p> <p>地区の防災上の課題を地区住民が認識できるよう、消防局において「小学校区別の防災診断」を自主防災組織に提示し、地区住民自らが、自宅の耐震性や自宅から避難場所までの道路の安全性などをチェックしながら、自分が住んでいるまち（小学校区）の災害危険度を診断して歩く「まち探検（タウンウォッチング）」の実施を促すとともに、各種ハザードマップ、地理情報システム（GIS）の防災情報、広島地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD等を活用した自主防災組織による「<u>防災マップ</u>」の作成や防災上の課題を解決するために必要な防災まちづくり方策の検討を促進するものとする。</p> <p>また、その検討を踏まえ、家庭内で行う防災対策や自宅の耐震改修、ブロック塀の生け垣化、防火植栽、建替時のセットバック、防災訓練等住民が独自に取り組める防災対策の積極的な推進を促すものとする。</p> <p>併せて、円滑な避難行動ができるよう、自主防災組織は、高齢者・障害者・外国人・乳幼児等の要配慮者のうち、災害時の介助を必要とする要配慮者の把握に努めるものとする。</p> <p>さらに、災害時の生活避難場所の運営を自主的かつ円滑に行うことができるよう、自主防災組織、学校、区役所等が協同して、生活避難場所運営マニュアルを作成するものとする。</p> <p>自主防災組織の活動が活発になり、家庭内で行う防災対策や自宅の耐震改修等地区住民が独自に取り組める防災まちづくり活動だけでなく、地区住民が協同して道路の拡張等の整備や再開発事業等の面的整備等の防災まちづくり事業に取り組もうという機運が高まった地区に対しては、防災まちづくりについて自主的に検討する新たな地元組織の設立を促すものとする。</p> <p>2（略）</p>	

修 正 前	
震災対策編 第4章 津波災害対策 第3節 津波災害の予防対策 第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画	頁 256・266・267
<p>第3節 津波災害の予防対策 《危機管理室災害予防課》</p> <p>第2 津波に対する避難訓練の実施</p> <p>1 実践的な避難訓練の実施</p> <p>津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時刻の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、<u>浸水時避難計画マップ</u>等を活用して地域の特性に応じた実践的な訓練を行うよう努めることとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 津波からの避難</p> <p>津波等による被害軽減を図るため、平成25年3月に公表された広島県の津波浸水想定による浸水想定区域等が存在する地区において住民が主体となって作成する<u>浸水時避難計画マップ</u>や浸水時緊急退避施設等の周知による防災知識の普及を積極的に推進する。</p> <p>1 <u>浸水時避難計画マップ</u>の作成</p> <p>浸水時緊急退避施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた<u>浸水時の避難計画マップ</u>を作成し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画</p> <p>第5 津波避難対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>浸水時避難計画マップ</u>の作成及び周知</p> <p>市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるように、津波等による浸水想定区域内において、浸水時緊急退避施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた<u>浸水時の避難計画マップ</u>を作成し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 指定避難所（生活避難場所）の開設・運営</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 避難に関する普及啓発</u></p> <p><u>地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるように浸水時の避難計画マップを作成し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ津波からの避難に関する意識の啓発を図るものとする。</u></p> <p>7・8 (略)</p>	

修 正 後	
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 防災まちづくり事業の実施に伴い、浸水時避難計画マップを地域主体で作成する防災マップに一元化するため、名称変更を行うとともに、必要な規定の整備を行う。</p>	
<p>第3節 津波災害の予防対策 《危機管理室災害予防課》</p> <p>第2 津波に対する避難訓練の実施</p> <p>1 実践的な避難訓練の実施</p> <p>津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時刻の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、<u>防災マップ</u>等を活用して地域の特性に応じた実践的な訓練を行うよう努めることとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 津波からの避難</p> <p>津波等による被害軽減を図るため、平成25年3月に公表された広島県の津波浸水想定による浸水想定区域等が存在する地区において住民が主体となって作成する<u>防災マップ</u>や浸水時緊急退避施設等の周知による防災知識の普及を積極的に推進する。</p> <p>1 <u>防災マップ</u>の作成</p> <p>浸水時緊急退避施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた<u>防災マップ</u>を作成し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画</p> <p>第5 津波避難対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>防災マップ</u>の作成及び周知</p> <p>市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるように、津波等による浸水想定区域内において、浸水時緊急退避施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた<u>防災マップ</u>を作成し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 指定避難所（生活避難場所）の開設・運営</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>7・8 (略)</p>	

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 20
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 1 かけ崩れ・山崩れ災害の予防対策 (1) (略) (2) 治山事業の推進《経済観光局農林整備課》 崩壊林地に対する復旧治山事業、山地災害危険地区等における予防治山事業、機能の低下した保安林の整備事業等の推進を県に働きかけるとともに、本市においては県の治山事業を補完する小規模崩壊地復旧事業及び広島市里山林地崩壊復旧事業を推進する。 なお、市域における山地災害危険地区は、県の調査結果によれば、 <u>3, 720</u> 地区となっている。(資料編「山地災害危険地区総括表」参照) こうした状況を踏まえ、危険地区の住民への周知と警戒避難体制の整備を図る。 (3)～(6) (略) 2～6 (略)	

修正後	
修正理由 ○ 広島県が調査している山地災害危険地区数について、時点修正する。	
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 1 かけ崩れ・山崩れ災害の予防対策 (1) (略) (2) 治山事業の推進《経済観光局農林整備課》 崩壊林地に対する復旧治山事業、山地災害危険地区等における予防治山事業、機能の低下した保安林の整備事業等の推進を県に働きかけるとともに、本市においては県の治山事業を補完する小規模崩壊地復旧事業及び広島市里山林地崩壊復旧事業を推進する。 なお、市域における山地災害危険地区は、県の調査結果によれば、 <u>3, 733</u> 地区となっている。(資料編「山地災害危険地区総括表」参照) こうした状況を踏まえ、危険地区の住民への周知と警戒避難体制の整備を図る。 (3)～(6) (略) 2～6 (略)	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 21
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 1～3 (略) 4 宅地災害の予防対策 《都市整備局宅地開発指導課》 (1) 宅地造成工事に対する規制と指導 市域における宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく宅地造成工事規制区域は、これまでに市域面積の約65%に当たる59,126haが指定されており、平成27年1月現在、この規制区域内で工事中の宅地造成地は54か所、 <u>449.44ha</u> となっている。 (広島市水防計画別表第4「3 未完成の宅地造成地」参照) こうした状況を踏まえ、宅地災害を防止するため、宅地造成の関係者に対して、次の指導と規制を行う。 (2) (略) 5・6 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 宅地造成工事規制区域内で工事中の宅地造成面積について、時点修正する。	
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 1～3 (略) 4 宅地災害の予防対策 《都市整備局宅地開発指導課》 (1) 宅地造成工事に対する規制と指導 市域における宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく宅地造成工事規制区域は、これまでに市域面積の約65%に当たる59,126haが指定されており、平成28年1月現在、この規制区域内で工事中の宅地造成地は54か所、 <u>416.62ha</u> となっている。 (広島市水防計画別表第4「3 未完成の宅地造成地」参照) こうした状況を踏まえ、宅地災害を防止するため、宅地造成の関係者に対して、次の指導と規制を行う。 (2) (略) 5・6 (略)	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備	頁 35
<p>第9 避難所等の防災機能の強化《危機管理室災害予防課・災害対策課》</p> <p><u>広域避難場所</u>付近における火災の延焼拡大を阻止し、避難住民の安全を確保するとともに、避難住民の飲料水を確保するため、<u>広域避難場所</u>に、飲料水兼用型耐震性防火水槽を計画的に整備する。また、これに併せて、避難住民に対し、防災情報を直接伝達するための防災行政無線屋外受信機を計画的に整備する_____。</p> <p>また、<u>生活避難場所</u>のうち、市立小・中学校及び区民文化センター、区スポーツセンター等については、今後、<u>拠点生活避難場所として位置付け</u>、インターネット、地域情報ステーション等の情報ネットワークの整備と防災行政無線等の情報連絡体制の強化及び保存食料等の備蓄、仮設水槽等の応急給水用具の配備など防災拠点としての機能整備について検討を進める。</p> <p>第10 避難誘導體制の確立《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》</p> <p><u>広域避難場所</u>やその周辺道路に案内標識・誘導標識等を設置するとともに、避難路を選定し、速やかに避難ができるよう平素から住民に周知を図る。<u>また</u>、災害種別ごとに避難すべき場所が異なることについての住民の理解を深め、災害時の迅速・的確な避難行動の確保を図ることを目的とし、指定緊急避難場所に災害種別ごとの適合表示をするとともに、高潮の浸水想定区域内に立地する指定緊急避難場所については、災害種別ごとの適合表示にあわせ、海拔表示を行う。_____。</p> <p><u>なお</u>、高齢者、障害者等自力で避難の困難な者に関しては、事前に援助者を決めておく等の支援体制の整備に努める。</p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 指定緊急避難場所への保存食料等の備蓄について検討を進める旨を規定するとともに、指定緊急避難場所の災害種別ごとの適合表示については、今後、国から示される避難場所等のピクトグラムを使用する旨を規定する。</p>
<p>第9 避難所等の防災機能の強化《危機管理室災害予防課・災害対策課》</p> <p><u>指定緊急避難場所（大火）</u>付近における火災の延焼拡大を阻止し、避難住民の安全を確保するとともに、避難住民の飲料水を確保するため、飲料水兼用型耐震性を計画的に整備する。これに併せて、避難住民に対し、防災情報を直接伝達するための防災行政無線屋外受信機を計画的に整備する<u>とともに、必要に応じ、指定緊急避難場所への保存食料等の備蓄について検討を進める。</u></p> <p>また、<u>指定避難所（生活避難場所）</u>のうち、市立小・中学校及び区民文化センター、区スポーツセンター等については、今後、_____インターネット、地域情報ステーション等の情報ネットワークの整備と防災行政無線等の情報連絡体制の強化及び保存食料等の備蓄、仮設水槽等の応急給水用具の配備など防災拠点としての機能整備について検討を進める。</p> <p>第10 避難誘導體制の確立《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》</p> <p><u>大規模な火事に適合する指定緊急避難場所</u>やその周辺道路に案内標識・誘導標識等を設置するとともに、避難路を選定し、速やかに避難ができるよう平素から住民に周知を図る<u>とともに、</u>災害種別ごとに避難すべき場所が異なることについての住民の理解を深め、災害時の迅速・的確な避難行動の確保を図ることを目的とし、指定緊急避難場所に災害種別ごとの適合表示をするとともに、高潮の浸水想定区域内に立地する指定緊急避難場所については、災害種別ごとの適合表示にあわせ、海拔表示を行う。<u>なお、表示に当たっては、日本工業規格に制定された避難場所等のピクトグラムを使用した表示内容とする。</u></p> <p><u>また</u>、高齢者、障害者等自力で避難の困難な者に関しては、事前に援助者を決めておく等の支援体制の整備に努める。</p>

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第16節 防災まちづくり	頁 78
第2 防災まちづくりのステップ 以下の4段階に分けて住民主体の防災まちづくりを推進する。	
第1段階	(略)
第2段階	(略)
第3段階	《防災まちづくりの実践1》 (自主防災組織による「 <u>わがまちの防災マップ</u> 」作成、防災まちづくり方策の検討、防災まちづくり活動(注1)の実施、生活避難場所運営マニュアルの作成等) 行政支援担当：危機管理室災害予防課、消防局予防課・消防署、各区地域起こし推進課、教育委員会教職員課、小中学校等
第4段階	(略)
(略)	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 防災まちづくり事業の実施に伴い、地域主体の「わがまち防災マップ」を「防災マップ」に名称を統一する。	
第2 防災まちづくりのステップ 以下の4段階に分けて住民主体の防災まちづくりを推進する。	
第1段階	(略)
第2段階	(略)
第3段階	《防災まちづくりの実践1》 (自主防災組織による「 <u>防災マップ</u> 」作成、防災まちづくり方策の検討、防災まちづくり活動(注1)の実施、生活避難場所運営マニュアルの作成等) 行政支援担当：危機管理室災害予防課、消防局予防課・消防署、各区地域起こし推進課、教育委員会教職員課、小中学校等
第4段階	(略)
(略)	

修 正 前

基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第9節 要配慮者に係る災害の予防対策	頁 46
---	-------------

第1 要配慮者の現況

本市における要配慮者の現況は、以下のとおりである。

種 別	人 数 (人)	資 料 出 所
乳 幼 児 (0～6 歳)	<u>79,489</u>	住民基本台帳 (H26. 3. 31)
高 齢 者 (65 歳以上)	<u>264,239</u>	住民基本台帳 (H26. 3. 31)
在宅ひとり暮らし高齢者	42,600	高齢福祉課 (H26. 3. 1)
心身障害者・児	※1 <u>50,339</u>	障害福祉課 (H26. 3. 31)
精神障害者	※2 <u>11,873</u>	精神保健福祉課 (H26. 3. 31)
外 国 人	<u>15,651</u>	外国人登録 (H26. 3. 31)
合 計	<u>464,191</u>	ただし一部重複して集計

※1 心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。

※2 精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。

修 正 後

<p>修 正 理 由</p> <p>○ 要配慮者の現況について、時点修正する。</p>
--

第1 要配慮者の現況

本市における要配慮者の現況は、以下のとおりである。

種 別	人 数 (人)	資 料 出 所
乳 幼 児 (0～6 歳)	<u>78,752</u>	住民基本台帳 (H27. 3. 31)
高 齢 者 (65 歳以上)	<u>274,521</u>	住民基本台帳 (H27. 3. 31)
在宅ひとり暮らし高齢者	42,600	高齢福祉課 (H26. 3. 1)
心身障害者・児	※1 <u>50,458</u>	障害福祉課 (H27. 3. 31)
精神障害者	※2 <u>12,768</u>	精神保健福祉課 (H27. 3. 31)
外 国 人	<u>15,975</u>	外国人登録 (H27. 3. 31)
合 計	<u>475,074</u>	ただし一部重複して集計

※1 心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。

※2 精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第10節 災害ボランティア活動の環境整備	頁 49～51
<p>第10節 災害ボランティア活動の環境整備 <u>《市民局市民活動推進課、健康福祉局健康福祉企画課、危機管理室災害予防課》</u></p> <p>災害時において個人・団体等の市民ボランティアや企業等によるボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、日本赤十字社や_____社会福祉協議会等のボランティア調整機能を有する団体と連携しながら、災害ボランティア活動の環境整備を図る。</p> <p>第1 広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置 _____</p> <p>1 (略)</p> <p>2 審議事項 (1)～(5) (略) (6) 災害発生時における市災害ボランティア本部 <u>及び区災害ボランティアセンターの開設等</u>に関する事項</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 広島県社会福祉協議会との連携 _____ (略)</p> <p>第3 災害ボランティアの受入体制 _____</p> <p>災害発生時において____、ボランティアと行政及びボランティア団体相互の連携を図るとともに、特別な資格・技能を有しない一般ボランティアのコーディネートを行うため、<u>市災害ボランティア本部及び区災害ボランティアセンター（8区）を必要に応じて開設するものとする。</u></p> <p><u>市災害ボランティア本部は、「広島市社会福祉センター」（中区千田町一丁目9番43号・3階市民福祉サロン）に置き、区災害ボランティアセンターは、各区の地域福祉センターに置くものとする。</u></p> <p><u>市災害ボランティア本部においては、市（区）災害対策本部等と連絡を密にし、市内各地の被災状況、応急対策実施状況、災害ボランティアのニーズ及び活動状況等を把握したうえ、各区災害ボランティアセンター間の総合調整を行うものとする。</u></p> <p>第4 災害ボランティアの安全確保 _____</p> <p>市災害ボランティア本部においては、災害ボランティアの<u>安全確保に関する事務を定め、円滑な災害ボランティア活動が行われるよう環境整備を図るものとする。</u></p>	

修 正 後	
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 区災害ボランティアセンター、ボランティア活動拠点及び資機材提供に関し、区役所を含めた関係課を明確化するとともに、資機材の提供は貸出しに限定されない（例：土嚢袋等消耗品の提供）ことから、適切な表現に改める等、記載内容を修正する。また、災害ボランティアの組織化については、災害応急対策ではなく、災害予防計画において記載する必要があるため、当該内容を記載する。</p>	
<p>第10節 災害ボランティア活動の環境整備 <u>（削除）</u></p> <p>災害時において個人・団体等の市民ボランティアや企業等によるボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、日本赤十字社や<u>広島市</u>社会福祉協議会等のボランティア調整機能を有する団体と連携しながら、災害ボランティア活動の環境整備を図る。</p> <p>第1 広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置 <u>《市民局市民活動推進課、健康福祉局健康福祉企画課、危機管理室災害予防課》</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 審議事項 (1)～(5) (略) (6) 災害発生時における市災害ボランティア本部 <u>の設置及び廃止</u>に関する事項</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 広島県社会福祉協議会との連携 <u>《市民局市民活動推進課》</u> (略)</p> <p>第3 災害ボランティアの受入体制 <u>《市民局市民活動推進課、健康福祉局地域福祉課、各区区政調整課・地域起こし推進課》</u></p> <p>災害発生時において<u>は</u>、ボランティアと行政及びボランティア団体相互の連携を図るとともに、特別な資格・技能を有しない一般ボランティアのコーディネートを行うため、<u>広島市災害ボランティア活動連絡調整会議は、市災害ボランティア本部を、原則、「広島市社会福祉センター」（中区千田町一丁目9番43号）に、また、区社会福祉協議会は、区災害ボランティアセンター（8区）を、原則、各区の地域福祉センターに、それぞれ必要に応じて設置するものとし、平常時から、本市及び市・区社会福祉協議会は、迅速かつ適当な設置のための情報交換及び調整を行う。</u></p> <p>第4 災害ボランティアの安全確保 <u>《市民局市民活動推進課》</u></p> <p>市災害ボランティア本部においては、災害ボランティアの<u>安全が確保されるよう、活動に必要な情報提供を行う等の環境整備を図るものとする。</u></p>	

修正前

第5 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供等

本市は、災害ボランティアの活動支援として、必要に応じて庁舎・公民館等の一部を災害ボランティア相互の情報交換などを行う活動拠点として確保するとともに、必要な事務用品や電話などの各種資機材の貸出しを行う。

第6 専門ボランティアと登録制度

特別の資格・技能を有する専門ボランティアについては、登録制度を含め、広島県や関係機関等と連携を図りながら、検討するものとする。

第7 ボランティア保険制度

避難所における被災者支援等危険を伴わないボランティア活動中の事故による負傷等については、広島市市民活動保険制度により対応する。災害の状況、活動内容によっては、当該保険の対象とならない場合もあるので、別途、これらも対象となるボランティア保険への加入が必要となる。

修正後

第5 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供等<<市民局市民活動推進課、各区区政調整課・地域起こし推進課>>

本市は、災害ボランティアの活動支援として、必要に応じて庁舎、公民館、学校などの一部を災害ボランティア相互の情報交換などを行う活動拠点として確保するとともに、必要な事務用品や電話などの各種資機材の貸出し又は提供を行うため、平常時から調整を行う。

第6 専門ボランティアと登録制度及び災害ボランティアの組織化

災害時における災害ボランティア活動を迅速かつ有効に進めるため、平常時から、医療、介護、通訳、無線通信、建築物の応急危険度判定、ボランティアコーディネーター等の資格・技能を有する職員を把握し、本人の意思に基づいて登録するとともに、同様の資格・技能を有する市民の専門ボランティアの把握については、登録制度を含め、広島県や関係機関等と連携を図りながら、検討するものとする。

また、ボランティア団体の情報についても、広島県や関係機関等との連携により、平常時から把握しておく。

第7 ボランティア保険制度<<市民局市民活動推進課>>

災害ボランティア活動中の事故による負傷等に備えて、全国社会福祉協議会のボランティア活動保険への加入について普及・啓発を図る。

修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 68
---	---------

第6 災害対策本部
表3-2-2
(1) 災害対策本部事務局の分掌事務

班名等	要員	分掌事務
庶務部	庶務班 危機管理室職員	1 災害活動に必要な資機材等の緊急購入・調達に関すること。 2 災害対策本部の庶務に関すること。
	動員班 企画総務局職員 消防局職員	1 災害対策本部要員の給与に関すること。 2 災害関係部局の全ての職員の招集状況の集計に関すること。
	配車班 企画総務局職員 消防局職員	1 災害対策本部の配車に関すること。
統制部	統制担当 危機管理室職員 企画総務局職員 消防局職員 専門職員	1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2 本部長命令の進言及び伝達に関すること。 3 災害対策活動の総合調整に関すること。 4 他の主管に属さない事項に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	検討担当 危機管理室職員 企画総務局職員 消防局職員 ※災害状況に応じて関係局等を要員に加える。	1 防災関係機関との連絡調整に関すること。 2 自衛隊の派遣要請に関すること。 3 他の公共団体等への応援要請に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
	収集・伝達担当 危機管理室職員 消防局職員	1 災害に関する諸情報の統括に関すること。 2 県防災行政無線の受信・連絡に関すること。 3 気象情報、水防情報の収集及び記録に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
連絡部	広報班 企画総務局職員 消防局職員	1 災害諸情報の広報に関すること。 2 報道機関による避難広報に関すること。 3 報道機関への放送の要請に関すること。
	被害集計班 財政局職員 消防局職員	1 被害状況の収集及び集計に関すること。
	各局・委員会 情報連絡・検討班 各局係長相当職以上の職員	1 各局所管施設等の被害報告の取りまとめに関すること。 2 災害対策本部からの連絡事項の伝達及び検討・調整に関すること。
	各区等情報 連絡班 企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局、都市整備局及び消防局の職員	1 各区等からの被害報告の受信に関すること。 2 災害対策本部からの連絡事項の伝達に関すること。

(2)・(3) (略)

修正後

修正理由
○ 災害対策本部事務局の事務の効率化と役割の明確化を図るため、班名、構成及び分掌事務を修正する。

第6 災害対策本部
表3-2-2
(1) 災害対策本部事務局の分掌事務

班名	要員	分掌事務
(削除)	総務班 危機管理室職員 企画総務局職員 会計室職員 消防局職員	(削除) 1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 災害関係部局の全ての職員の招集状況の集計に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	(削除)	(削除) (削除)
	(削除)	(削除) (削除)
(削除)	統制班 危機管理室職員 企画総務局職員 市民局職員 消防局職員 専門職員	1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2 本部長指示及び伝達等に関すること。 3 災害対策活動の総合調整に関すること。 4 他の主管に属さない事項に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	検討班 危機管理室職員 (削除) 消防局職員 ※災害状況に応じて関係局等を要員に加える。	1 災害に関する諸情報の分析及び災害対策活動の検討に関すること。 2 防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 自衛隊の派遣要請に関すること。 4 他の公共団体等への応援要請に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	情報班 危機管理室職員 市民局職員 消防局職員	1 災害に関する諸情報の統括に関すること。 2 県防災行政無線の受信・連絡に関すること。 (削除) 3 その他特命事項に関すること。
	監視班 危機管理室職員	1 気象情報、水防情報等の収集・分析及び記録に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
(削除)	広報班 企画総務局職員 消防局職員	1 災害諸情報の広報に関すること。 2 報道機関による避難広報に関すること。 3 報道機関への放送の要請に関すること。
	集計班 財政局職員 消防局職員	1 被害状況の収集及び集計に関すること。 2 避難状況の集計に関すること。
	各局等担当班 企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、子ども未来局、環境局、経済観光局、都市整備局、道路交通局、下水道局、消防局、水道局及び教育委員会事務局の係長相当職以上の職員	1 各局所管施設等の被害報告の取りまとめに関すること。 2 災害対策本部からの連絡事項の伝達及び検討・調整に関すること。
	各区担当班 企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局、都市整備局及び消防局の係長相当職以上の職員 危機管理室職員	1 各区からの被害状況及び避難状況の受信に関すること。 2 災害対策本部からの連絡事項の伝達に関すること。

※事務局長は、災害の種別や規模、被害の程度により、班編成及び分掌事務を変更することができるものとする。

(2)・(3) (略)

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 69～72
---	----------------

第6 災害対策本部
表3-2-2
(1) (略)
(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務	
危機管理室	●危機管理課	1 災害対策本部事務局の総括及び調整に関する事。	
	●災害予防課 ●災害対策課	2 その他特命事項に関する事。	
企画総務局	●総務課	1～3 (略) 4 <u>義援金及び救済物資の出納、保管及び配分</u> に関する事。 5～9 (略)	
	(略)	(略)	
	企画調整部	企画調整課	1 他課の応援に関する事。
		政策企画課	1 他課の応援に関する事。

(略)

健康福祉局	●健康福祉企画課	1～7 (略) 8 <u>災害救助法に基づく救助活動の事務処理の総括に関する事。</u> 9 被災者生活再建支援法に関する事。 10 <u>義援金の配分に関する事。</u> 11 被災者の支援に関する取りまとめに関する事。 12 <u>避難行動要支援者対策に関する事。</u> 13 局の庶務に関する事。 14 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。
	(略)	(略)
	高齢福祉部	▲高齢福祉課
介護保険課		1 他課の応援に関する事。

(略)

修 正 後

修 正 理 由
○ 災害対応の業務量の平準化を図るため、災害対策本部の分掌事務の見直しを行い、これらに関する規定の修正するとともに、平成28年4月1日付組織改正に伴う新設部署等を追記する。

第6 災害対策本部
表3-2-2
(1) (略)
(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務	
危機管理室	●危機管理課	1 災害対策本部事務局の総括及び調整に関する事。	
	●災害予防課 ●災害対策課	2 <u>災害救助法に基づく救助活動の事務処理の総括に関する事。</u> 3 <u>避難行動要支援者の安否確認等の総括に関する事。</u> 4 その他特命事項に関する事。	
企画総務局	●総務課	1～3 (略) 4 <u>義援金の受入決定、受付及び保管</u> に関する事。 5～9 (略)	
	(略)	(略)	
	企画調整部	企画調整課	1 <u>義援金の配分計画及び配分に関する事。</u> 2 他課の応援に関する事。
		広域都市圏推進課	1 他課の応援に関する事。
政策企画課	1 他課の応援に関する事。		

(略)

健康福祉局	●健康福祉企画課	1～7 (略) 8 8 被災者生活再建支援法に関する事。 9 9 被災者の支援に関する取りまとめに関する事。 10 10 局の庶務に関する事。 11 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。
	(略)	(略)
	高齢福祉部	▲高齢福祉課 ▲地域包括ケア推進課
介護保険課		1 他課の応援に関する事。

(略)

修正前

局等	部課等	分掌事務	
経済観光局	●経済企画課	1～3 (略) 4 被服、寝具その他生活必需品及び食料品の <u>緊急集荷及び搬送の総括</u> に関する こと。 <hr/> <u>5</u> 所管施設の防護に関すること。 <u>6</u> 局に属する職員の招集に関すること。 <u>7</u> 局の庶務に関すること。 <u>8</u> 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。	
	(略)	(略)	
	産業振興部	商業振興課	1 被服、寝具その他生活必需品の <u>緊急集荷及び搬送</u> に関する こと。 2・3 (略)
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	農林水産部	▲農政課	1 主食品(米・パン等)の <u>緊急集荷及び搬送</u> 並びに取扱機関との連絡に 関すること。 2～4 (略)
		(略)	(略)
	中央卸売市場	■中央市場	1・2 (略) 3 生鮮食料品の <u>緊急集荷及び搬送</u> に関する こと。
		■東部市場	1 (略) 2 生鮮食料品の <u>緊急集荷及び搬送</u> に関する こと。
		■食肉市場	1 (略) 2 食肉の <u>緊急集荷及び搬送</u> に関する こと。

(3) (略)

修正後

局等	部課等	分掌事務	
経済観光局	●経済企画課	1～3 (略) 4 被服、寝具その他生活必需品及び食料品の <u>調達</u> の <u>総括</u> に関する こと。 <u>5</u> <u>救援物資の受入・供給に関すること。</u> <u>6</u> 所管施設の防護に関すること。 <u>7</u> 局に属する職員の招集に関すること。 <u>8</u> 局の庶務に関すること。 <u>9</u> 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。	
	(略)	(略)	
	産業振興部	商業振興課	1 被服、寝具その他生活必需品の <u>調達</u> に関する こと。 2・3 (略)
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	農林水産部	▲農政課	1 主食品(米・パン等)の <u>調達</u> 並びに取扱機関との連絡に 関すること。 2～4 (略)
		(略)	(略)
	中央卸売市場	■中央市場	1・2 (略) 3 生鮮食料品の <u>調達</u> に関する こと。
		■東部市場	1 (略) 2 生鮮食料品の <u>調達</u> に関する こと。
		■食肉市場	1 (略) 2 食肉の <u>調達</u> に関する こと。

(3) (略)

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 70
---	-------------

第6 災害対策本部

表3-2-2

- (1) (略)
(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
(略)	(略)	(略)
市民局	●市民活動推進課	1～6 (略) 7 災害ボランティアへの情報提供に関する事。 <hr style="border: 1px solid red;"/> <u>8</u> 所管施設の防護に関する事。 <u>9</u> 他課の応援に関する事。
(略)	(略)	(略)

- (3) (略)

修 正 後

修 正 理 由
○ 災害応急対策において、市災害対策本部と市災害ボランティア本部の連絡調整を行う必要があることから、市民局市民活動推進課の分掌事務に当該内容を追加する。

第6 災害対策本部

表3-2-2

- (1) (略)
(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
(略)	(略)	(略)
市民局	●市民活動推進課	1～6 (略) 7 災害ボランティアへの情報提供に関する事。 <u>8</u> <u>市災害ボランティア本部との連絡調整に関する事。</u> <u>9</u> 所管施設の防護に関する事。 <u>10</u> 他課の応援に関する事。
(略)	(略)	(略)

- (3) (略)

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 75
---	-------------

第6 災害対策本部

表3-2-2

- (1) (略)
- (2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
下水道局	管理部	1～8 (略)
	<ul style="list-style-type: none"> ●管理課 ●維持課 ●水資源再生センター 	9 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）について、民間協力団体_への支援要請に関すること。

(略)

- (3) (略)

修 正 後

修 正 理 由

○ 下水道関係4団体との災害時における復旧支援協力に関する協定締結（平成28年1月15日）に伴い、下水道局管理部の分掌事務の内容を修正する。

第6 災害対策本部

表3-2-2

- (1) (略)
- (2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
下水道局	管理部	1～8 (略)
	<ul style="list-style-type: none"> ●管理課 ●維持課 ●水資源再生センター 	9 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）について、民間協力団体等への支援要請に関すること。

(略)

- (3) (略)

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 79
---	-------------

第6 災害対策本部
表3-2-2
(1)・(2) (略)
(3) 区災害対策本部の分掌事務

	部課等	分掌事務
情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ●区政調整課 ●地域起こし推進課 ●出張所 ■会計課 	1～14 (略) 15 地域災害協力団体との連絡に関する事 <hr style="border: 1px solid red;"/> 16 被災住宅の応急危険度判定の実施の協力に関する事 17 区の庶務に関する事。 18 他課の所管に属さない事。
(略)	(略)	(略)

修 正 後

修 正 理 由
○ 災害応急対策において、区災害対策本部と区災害ボランティアセンターの連携を図る必要があることから、情報収集班の分掌事務に区災害ボランティアセンターとの連絡調整を追加する。

第6 災害対策本部
表3-2-2
(1)・(2) (略)
(3) 区災害対策本部の分掌事務

	部課等	分掌事務
情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ●区政調整課 ●地域起こし推進課 ●出張所 ■会計課 	1～14 (略) 15 地域災害協力団体との連絡に関する事。 16 <u>区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。</u> 17 被災住宅の応急危険度判定の実施の協力に関する事。 18 区の庶務に関する事。 19 他課の所管に属さない事。
(略)	(略)	(略)

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 80
---	-------------

第6 災害対策本部
表3-2-3
災害対策本部事務局の任務分担・担当部局

事務局担当任務		担 当 部 局 等
庶務部	庶務班	危機管理室(3)
	動員班	企画総務局(2)、消防局(1)
	配車班	企画総務局(1)、消防局(1)
統制部	統制班	統制担当 危機管理室(6)、企画総務局(2)、消防局(1) 専門職員(必要に応じた人数)
		検討担当 危機管理室(3)、企画総務局(2)、消防局(1) ※災害の状況に応じて関係局等を担当に加える。
		収集・伝達担当 危機管理室(6)、消防局(1)

連絡部	広報班	企画総務局(3)、消防局(2)
	被害集計班	財政局(2)、消防局(2)
	各局・委員会 情報連絡・検討班	広島市事務分掌条例(昭和50年広島市条例第81号)第1条に規定する局及び会計室、消防局、水道局、教育委員会事務局 (各1)(各局係長相当職以上の職員) ※統制部統制班検討担当を兼務する。
	各区等情報連絡班	中区担当 : 企画総務局(1) 東区担当 : 財政局(1) 南区担当 : 市民局(1) 西区担当 : 健康福祉局(1) 安佐南区担当 : 環境局(1) 安佐北区担当 : 経済観光局(1) 安芸区担当 : 都市整備局(1) 佐伯区担当 : 消防局(1) _____

(注) 1 ()内は派遣人数を示す。
2 担当任務で人員が不足する場合は、動員班と協議・調整する。

修 正 後

修正理由 ○ 災害対策本部事務局の分掌事務の見直しに併せ、担当任務及び担当部局等を修正する。	
---	--

第6 災害対策本部
表3-2-3
災害対策本部事務局の任務分担・担当部局

事務局担当任務		担 当 部 局 等
(削除)	総務班	危機管理室(2)、 <u>企画総務局(2)</u> 、 <u>会計室(1)</u> 、 <u>消防局(1)</u>
	(削除)	(削除)
	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	統制班 危機管理室(5)、企画総務局(1)、 <u>市民局(1)</u> 、消防局(1) 専門職員(必要に応じた人数)
		検討班 危機管理室(5)、消防局(2) ※災害の状況に応じて関係局等を担当に加える。
		情報班 危機管理室(4)、 <u>市民局(2)</u> 、消防局(1)
		監視班 <u>危機管理室(7)</u>
(削除)	広報班	企画総務局(2)、消防局(2)
	集計班	財政局(2)、消防局(2)
	各局等担当班	広島市事務分掌条例(昭和50年広島市条例第81号)第1条に規定する局及び消防局、水道局、教育委員会事務局 (各1)(各局係長相当職以上の職員) ※ <u>検討班</u> を兼務する。
	各区担当班	中区担当 : 企画総務局(1) 東区担当 : 財政局(1) 南区担当 : 市民局(1) 西区担当 : 健康福祉局(1) 安佐南区担当 : 環境局(1) 安佐北区担当 : 経済観光局(1) 安芸区担当 : 都市整備局(1) 佐伯区担当 : 消防局(1) <u>(各局係長相当以上の職員)</u> <u>危機管理室職員(4)</u> ※担当区の連絡業務は災害状況により偏りがあるため、各区担当は相互に協力する。

(注) 1 ()内は派遣人数を示す。
2 担当任務で人員が不足する場合は、総務班と協議・調整する。

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 88
--	-------------

第1 情報の収集・伝達体制《危機管理室危機管理課》

1 情報の種類

	区 分	概 要
気象情報等	(略)	(略)
	洪水予報	太田川水系の指定区域において太田川河川事務所と広島地方気象台が共同発表する 情報
	(略)	(略)

(略)

2～5 (略)

修 正 後

修 正 理 由
 ○ 指定河川洪水予報については、発表する情報ではなく、予報であるため、記載内容を修正する。

第1 情報の収集・伝達体制《危機管理室危機管理課》

1 情報の種類

	区 分	概 要
気象情報等	(略)	(略)
	洪水予報	太田川水系の指定区域において太田川河川事務所と広島地方気象台が共同発表する 予報
	(略)	(略)

(略)

2～5 (略)

修 正 前

基本・風水害対策、震災対策、都市災害対策、資料編、水防計画
 第3章 災害応急対策
 第3節 情報の収集及び伝達

頁
 88

第1 情報の収集・伝達体制《危機管理室危機管理課》

1 (略)

2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《危機管理室災害対策課》

災害対策本部においては、次の通信施設のうち使用可能なものを最大限に活用し、情報の収集、伝達及び報告を行う。

担当部署は、災害発生後直ちに設置又は運用等に係る処理又は確認を行う。なお、使用通信施設に支障が生じている場合には、危機管理室災害対策課を通じて、中国総合通信局等に連絡する。

通 信 施 設		参照資料編番号	担 当 部 署
1	電話及びFAX	3-3-1・3-3-2	各局・区等
2	ホームページ	—	〃
3	Eメール	—	〃
4	市防災行政無線	3-3-3(1)	危機管理室災害対策課
5	広島県震度情報ネットワークシステム	—	〃
6	移動無線機（MC A無線）	—	〃
7	全国瞬時警報システム（J-A L E R T）	—	〃
8	防災行政無線映像伝送端末等	—	〃
9	画像伝送システム	—	〃
10	ヘリコプターテレビ電送システム	—	消防局警防課
11	消防無線	3-3-3(2)	〃
12	水道無線	3-3-3(3)	水道局維持課
13	広島県総合行政通信網（防災行政無線・衛星通信）	3-3-4	危機管理室災害対策課
14	広島県防災情報システム	—	〃
15	防災相互通信用無線局	—	〃
16	衛星携帯電話	—	〃
17	アマチュア無線	—	〃
18	タクシー会社等民間無線通信施設	—	〃
19	その他	—	〃

(1)～(19) (略)

3～5 (略)

修 正 後

修 正 理 由

○ 避難所運営等のために避難所等に派遣された職員が情報を収集し、災害対策本部へ情報を伝達するための環境整備について新たに規定する。

第1 情報の収集・伝達体制《危機管理室危機管理課》

1 (略)

2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《危機管理室災害対策課》

災害対策本部においては、次の通信施設のうち使用可能なものを最大限に活用し、情報の収集、伝達及び報告を行う。また、避難所等における職員の情報収集・伝達環境（インターネットやパソコン、プリンタ等）を計画的に整備する。

担当部署は、災害発生後直ちに設置又は運用等に係る処理又は確認を行う。なお、使用通信施設に支障が生じている場合には、危機管理室災害対策課を通じて、中国総合通信局等に連絡する。

通 信 施 設		参照資料編番号	担 当 部 署
1	電話及びFAX	3-3-1・3-3-2	各局・区等
2	ホームページ	—	〃
3	Eメール	—	〃
4	市防災行政無線	3-3-3(1)	危機管理室災害対策課
5	広島県震度情報ネットワークシステム	—	〃
6	移動無線機（MC A無線）	—	〃
7	全国瞬時警報システム（J-A L E R T）	—	〃
8	防災行政無線映像伝送端末等	—	〃
9	画像伝送システム	—	〃
10	ヘリコプターテレビ電送システム	—	消防局警防課
11	消防無線	3-3-3(2)	〃
12	水道無線	3-3-3(3)	水道局維持課
13	広島県総合行政通信網（防災行政無線・衛星通信）	3-3-4	危機管理室災害対策課
14	広島県防災情報システム	—	〃
15	防災相互通信用無線局	—	〃
16	衛星携帯電話	—	〃
17	アマチュア無線	—	〃
18	タクシー会社等民間無線通信施設	—	〃
19	その他	—	〃

(1)～(19) (略)

3～5 (略)

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 89
--	-------------

第1 情報の収集・伝達体制《危機管理室危機管理課》

- 1 (略)
2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《危機管理室災害対策課》
(略)

(1) 電話及びFAX

市災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部体制時の連絡系統及び配置図（資料編3-3-1参照）のとおり通信機器を設置し、通信を行う。

加入電話については、市長は応急対策の実施等にあたり、あらかじめ必要と認められる電話を「災害時優先電話」として西日本電信電話㈱に申し込みを行い、承認を受けておくものとする。（資料編3-3-2参照）

申 込 先	電 話 番 号
116センター	116

※ 災害時優先電話に変更があった場合は、速やかに西日本電信電話㈱広島支店に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。

なお、災害時等において、「災害時優先電話」間の通話がつながりにくい場合には、当該電話から次の番号をダイヤルし、手動接続の申し込みを行う。

区 分	電話番号	応 答 先	申込みに必要な事項等
<u>通 話</u>	<u>102</u>	<u>情報案内センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・通信種別（<u>通話・電報</u>） ・発信機関名（発信者の氏名を含む。）
<u>電 報</u>	115	電報センター	<ul style="list-style-type: none"> ・発信番号、<u>通話先番号</u> ・通信内容その他必要事項

(2)~(19) (略)

3～5 (略)

修 正 後

修 正 理 由
○ 非常・緊急通話102番サービス終了に伴い、関係項目の記載内容を修正する。

第1 情報の収集・伝達体制《危機管理室危機管理課》

- 1 (略)
2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《危機管理室災害対策課》
(略)

(1) 電話及びFAX

市災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部体制時の連絡系統及び配置図（資料編3-3-1参照）のとおり通信機器を設置し、通信を行う。

加入電話については、市長は応急対策の実施等にあたり、あらかじめ必要と認められる電話を「災害時優先電話」として西日本電信電話㈱に申し込みを行い、承認を受けておくものとする。（資料編3-3-2参照）

申 込 先	電 話 番 号
116センター	116

※ 災害時優先電話に変更があった場合は、速やかに西日本電信電話㈱広島支店に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。

なお、非常電報・緊急電報の申込みは、当該電話から次の番号をダイヤルし、電報の申し込みを行う。

(削除)	電話番号	応 答 先	申込みに必要な事項等
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>(削除)</u> ・発信機関名（発信者の氏名を含む。）
<u>(削除)</u>	115	電報センター	<ul style="list-style-type: none"> ・発信番号 <u>(削除)</u> ・通信内容その他必要事項

(2)~(19) (略)

3～5 (略)

修正前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第3節 電信電話施設	頁 270
<p>1 (略)</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) 重要通信の確保</p> <p>ア 通信利用制限 災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行う。</p> <p>イ 重要通信の優先利用 防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない「災害時優先電話」の承認を受けておくものとする。</p> <hr/> <p><u>※ 通話・緊急通話「102」（非常電報・緊急電報「115」）扱い</u></p> <hr/> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	

修正後
<p>修正理由</p> <p>○ 非常・緊急通話102番サービス終了に伴い、関係項目の記載内容を修正する。</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) 重要通信の確保</p> <p>ア 通信利用制限 災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行う。</p> <p>イ 重要通信の優先利用 防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない「災害時優先電話」の承認を受けておくものとする。</p> <p><u>また、災害時優先電話等に変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。</u></p> <p><u>※ 災害時優先電話の承認申し込み「116」</u></p> <p><u>※ 非常電報・緊急電報申し込み「115」</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

修正前	
都市災害対策編 第9章 ライフライン災害対策 第5節 災害応急対策	頁 398
第7 大規模情報通信途絶対策 1 (略) 2 迅速かつ効率的な応急対策 《各電気通信事業者》 (1) 西日本電信電話(株)その他電気通信事業者は、関連機関と連携して通信の確保を図るとともに、早期復旧に努めるものとする。 〈通信確保手段〉※各事業者において実施可能な手段で通信を確保する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商用電源の確保〔自家発電用エンジン、移動電源車〕 ・ 重要通信の確保 そ通の確保〔110、118(海上保安庁)、119〕 優先利用〔災害時優先電話〕 <u>緊急通信</u>〔<u>102(情報案内)</u>、<u>115(電報)</u>〕 ・ 特設公衆電話の設置 ・ 災害用伝言ダイヤルの運用〔171〕 ・ 災害用伝言板サービスの運用 ・ 公衆電話の無料化 ・ 移動基地局車による通信エリアの確保 ・ 携帯電話の貸出し (2) (略) 3 (略)	

修正後	
修正理由 ○ 非常・緊急通話102番サービス終了に伴い、関係項目の記載内容を修正する。	
第7 大規模情報通信途絶対策 1 (略) 2 迅速かつ効率的な応急対策 《各電気通信事業者》 (1) 西日本電信電話(株)その他電気通信事業者は、関連機関と連携して通信の確保を図るとともに、早期復旧に努めるものとする。 〈通信確保手段〉※各事業者において実施可能な手段で通信を確保する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商用電源の確保〔自家発電用エンジン、移動電源車〕 ・ 重要通信の確保 そ通の確保〔110、118(海上保安庁)、119〕 優先利用〔災害時優先電話〕 <u>非常電報・緊急電報</u>〔<u>(削除)115(削除)</u>〕 ・ 特設公衆電話の設置 ・ 災害用伝言ダイヤルの運用〔171〕 ・ 災害用伝言板サービスの運用 ・ 公衆電話の無料化 ・ 移動基地局車による通信エリアの確保 ・ 携帯電話の貸出し (2) (略) 3 (略)	

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 93
第1 情報の収集・伝達体制《危機管理室危機管理課》 1～5（略） （資料編） 3-3-1 災害対策本部体制時の連絡系統及び配置図 3-3-2 災害時優先電話番号一覧表 3-3-3 広島市関係通信施設 3-3-4 広島県総合行政通信網回線系統図 参考16 広島県警察本部との通信設備の優先利用等に関する協定 参考17 災害時における放送要請に関する協定 参考48 災害時における放送要請等に関する協定	

修正後	
修正理由 ○ 株式会社中国新聞社との広島市の防災情報等の提供に関する協定締結（平成27年8月3日）に伴い、関係項目に当該協定書名を追記する。	
第1 情報の収集・伝達体制《危機管理室危機管理課》 1～5（略） （資料編） 3-3-1 災害対策本部体制時の連絡系統及び配置図 3-3-2 災害時優先電話番号一覧表 3-3-3 広島市関係通信施設 3-3-4 広島県総合行政通信網回線系統図 参考16 広島県警察本部との通信設備の優先利用等に関する協定 参考17 災害時における放送要請に関する協定 参考48 災害時における放送要請等に関する協定 参考66 広島市の防災情報等の提供に関する協定	

修正前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第3節 情報の収集及び伝達

頁

94・110・111

第2 気象情報等の収集及び伝達

1 防災気象情報（津波に関するもの(震災対策編へ規定)を除く。）

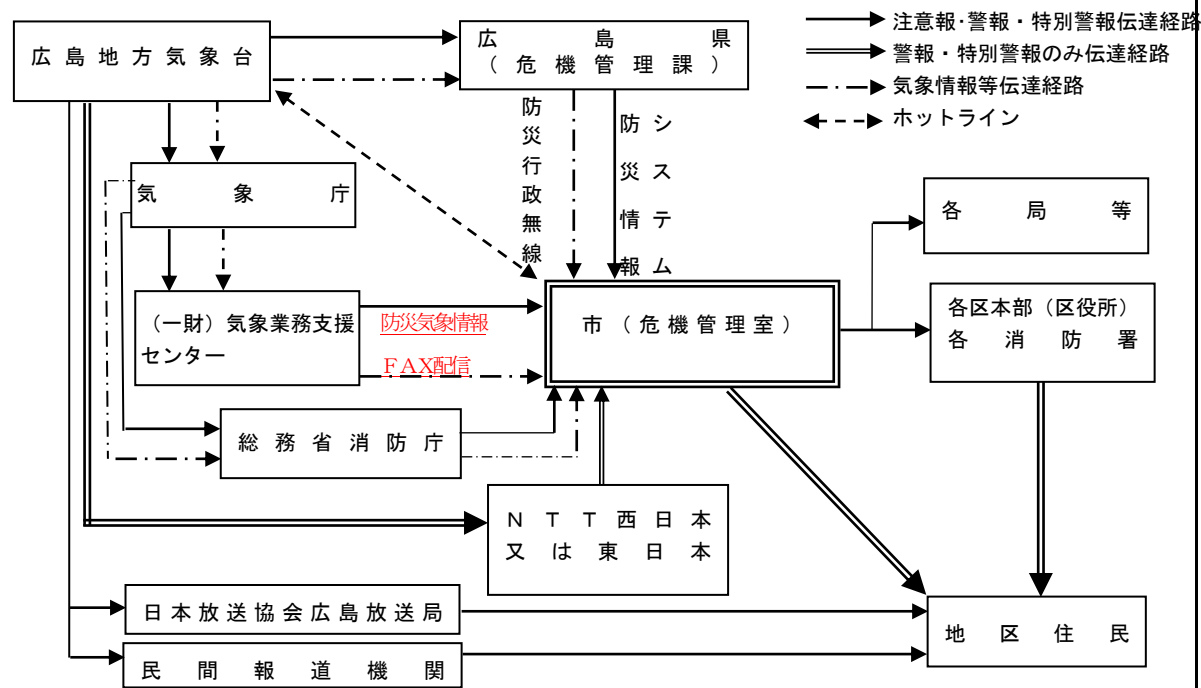
(1)～(3) (略)

(4) 受信及び伝達

ア 広島地方気象台は、大雨警報が発表される降雨が見込まれる場合には、ホットラインを活用した早期の情報伝達に努め、特に防災上重要な土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報及び特別警報の発表については、確実に情報を伝達する。

イ 本市も防災気象情報の収集に努める。

ウ 防災気象情報の受信及び伝達経路は次のとおりとする。



(5)・(6) (略)

修正後

修正理由

○ 気象業務法に規定される警報・特別警報等の伝達ルートと誤解を生じないようにするため、記載内容を修正する。また、正規の伝達ルートと誤解を生じないように図中に注釈（民間気象事業者からFAX配信）を追記する。

第2 気象情報等の収集及び伝達

1 防災気象情報（津波に関するもの(震災対策編へ規定)を除く。）

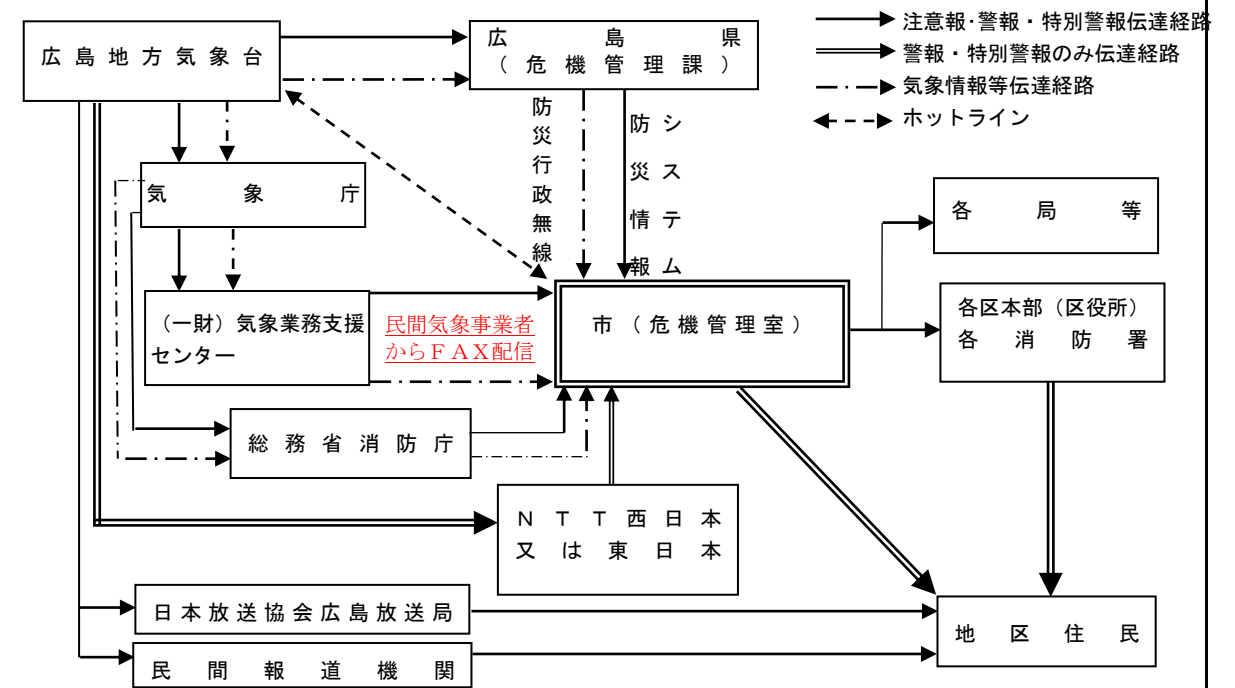
(1)～(3) (略)

(4) 受信及び伝達

ア 広島地方気象台は、大雨警報が発表される降雨が見込まれる場合には、早期の情報伝達に努め、特に防災上重要な土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報及び特別警報の発表時に、ホットラインを活用した支援を行う。

イ 広島市は、防災気象情報の収集を行う。大雨警報等が発表される降雨が見込まれる場合には、広島地方気象台とのホットラインを活用した早期の情報収集に努める。

ウ 防災気象情報の受信及び伝達経路は次のとおりとする



(5)・(6) (略)

修正前

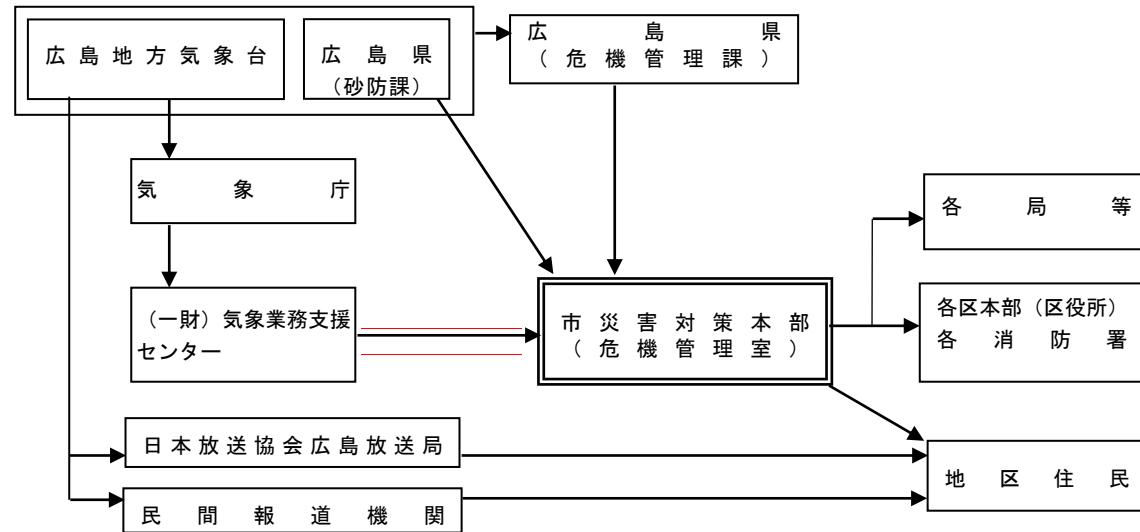
2～6 (略)

7 土砂災害警戒情報

(1)・(2) (略)

(3) 受信及び伝達

土砂災害警戒情報の受信、伝達及び通知経路は次のとおり。



(4)・(5) (略)

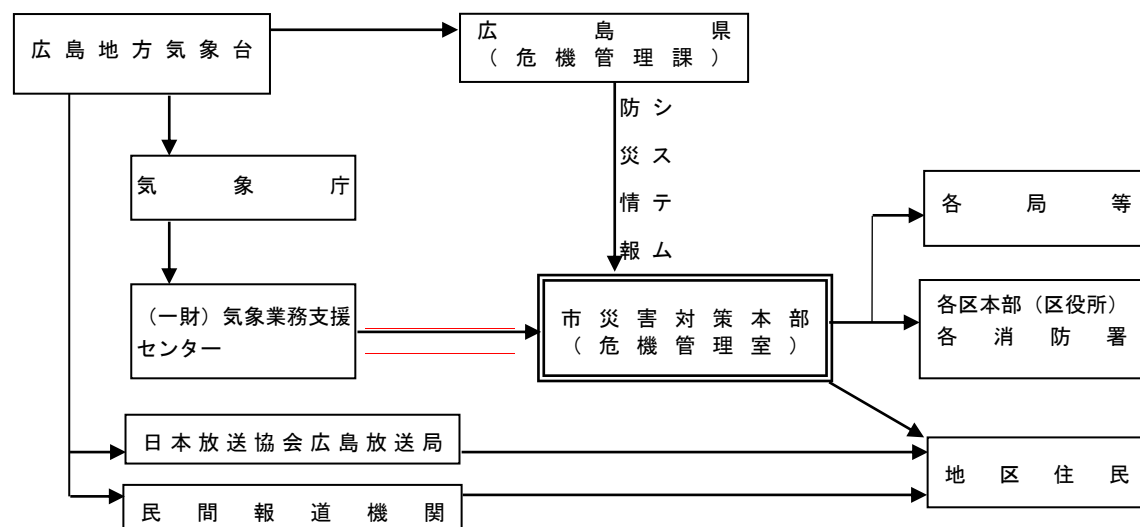
8～10 (略)

11 竜巻注意情報

(略)

(1) (略)

(2) 受信及び伝達



(3)・(4) (略)

12・13 (略)

修正後

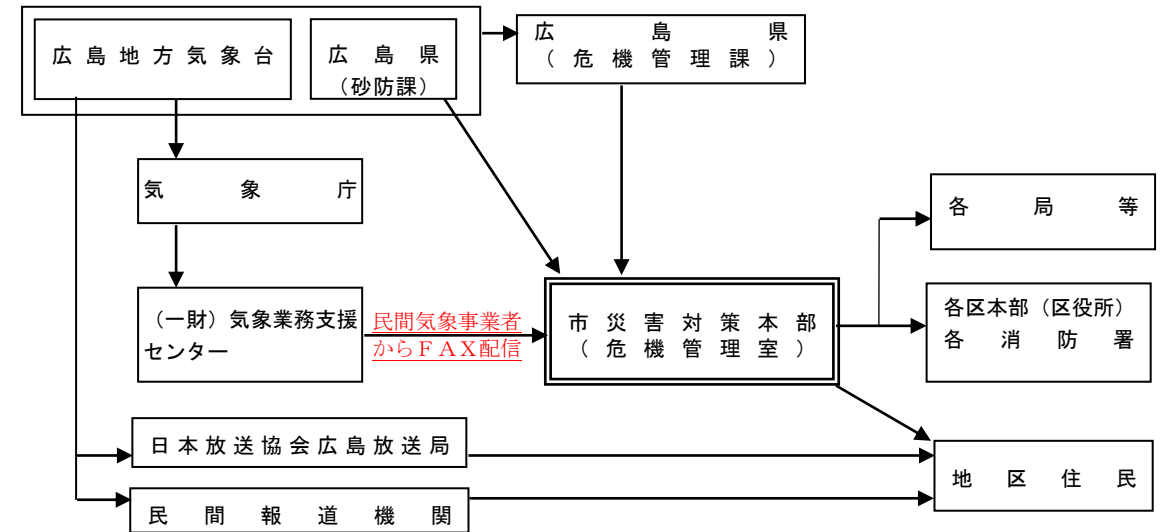
2～6 (略)

7 土砂災害警戒情報

(1)・(2) (略)

(3) 受信及び伝達

土砂災害警戒情報の受信、伝達及び通知経路は次のとおり。



(4)・(5) (略)

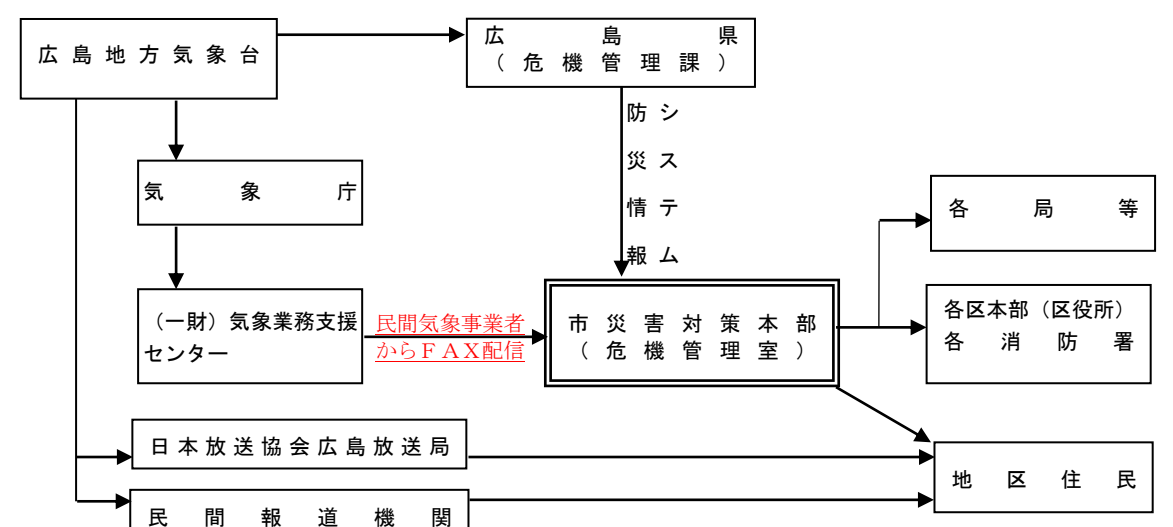
8～10 (略)

11 竜巻注意情報

(略)

(1) (略)

(2) 受信及び伝達



(3)・(4) (略)

12・13 (略)

修正前

基本・風水害対策編
第3章 災害応急対策
第6節 衣食等生活必需品の供給

頁
147・148

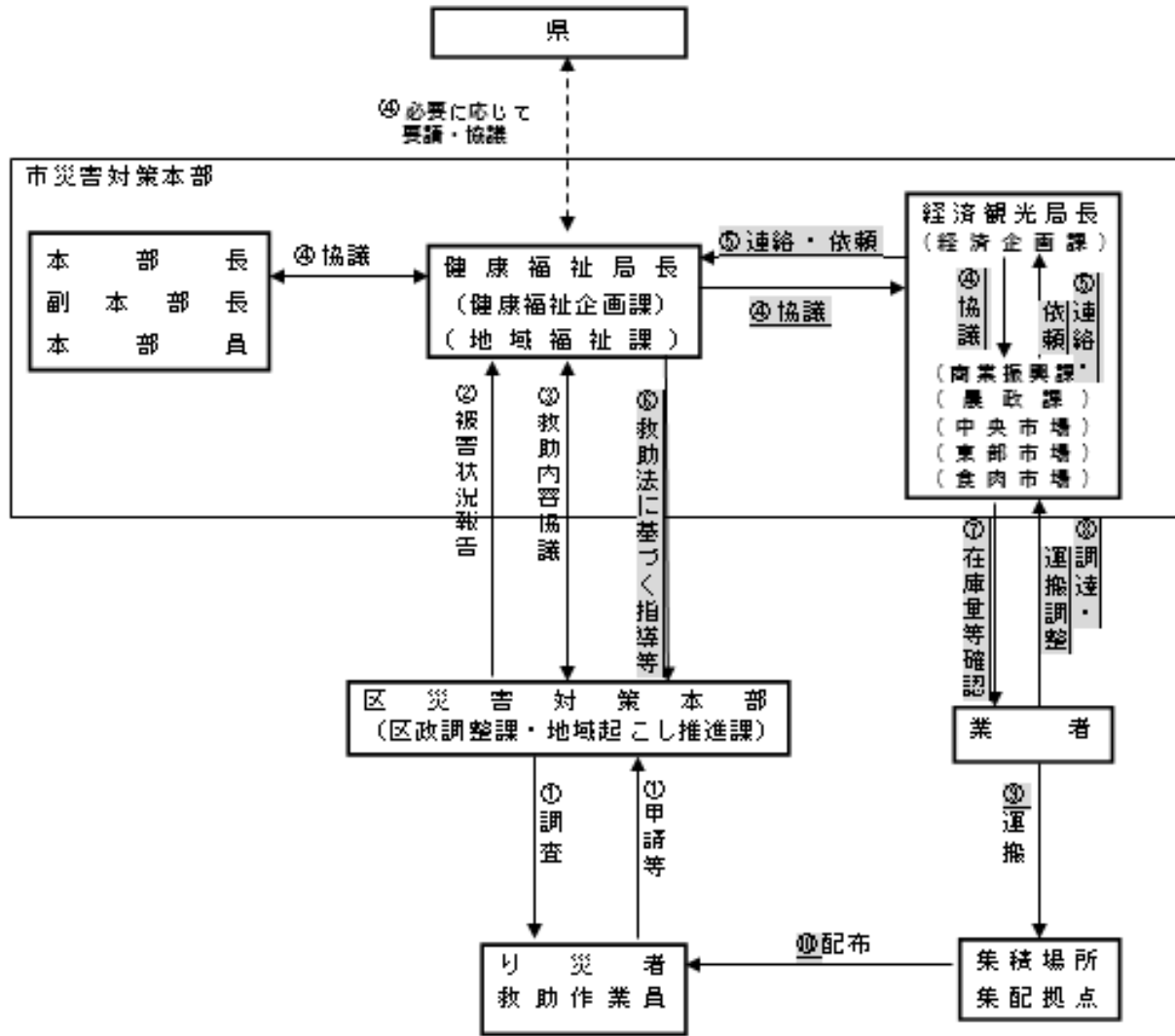
第1 物資の調達《健康福祉局健康福祉企画課・地域福祉課、経済観光局経済企画課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》

1・2 (略)

3 物資の供給フロー

(略)

(1) 市災害対策本部長が行う場合



注) ① り災者の数、食料・生活必需品の必要数等を的確に把握する。

②③ 大規模災害時には、県と連携をとりながら対応する。

④ 集積場所については、被害状況を勘案し、健康福祉局長が区災害対策本部本部長等と協議し、決定する。運搬にあたり業者だけでは運搬に支障をきたすが、運搬が不可能な場合は、道路交通局又は区災害対策本部において対応する。また、区災害対策本部長は、集積場所に職員を派遣し、受入・保管及び配分等を行わせる。

修正後

修正理由

○ 災害対応の業務量の平準化を図るため、衣食等生活必需品の供給に関する業務分担の見直しを行い、これらに関する規定を修正する。

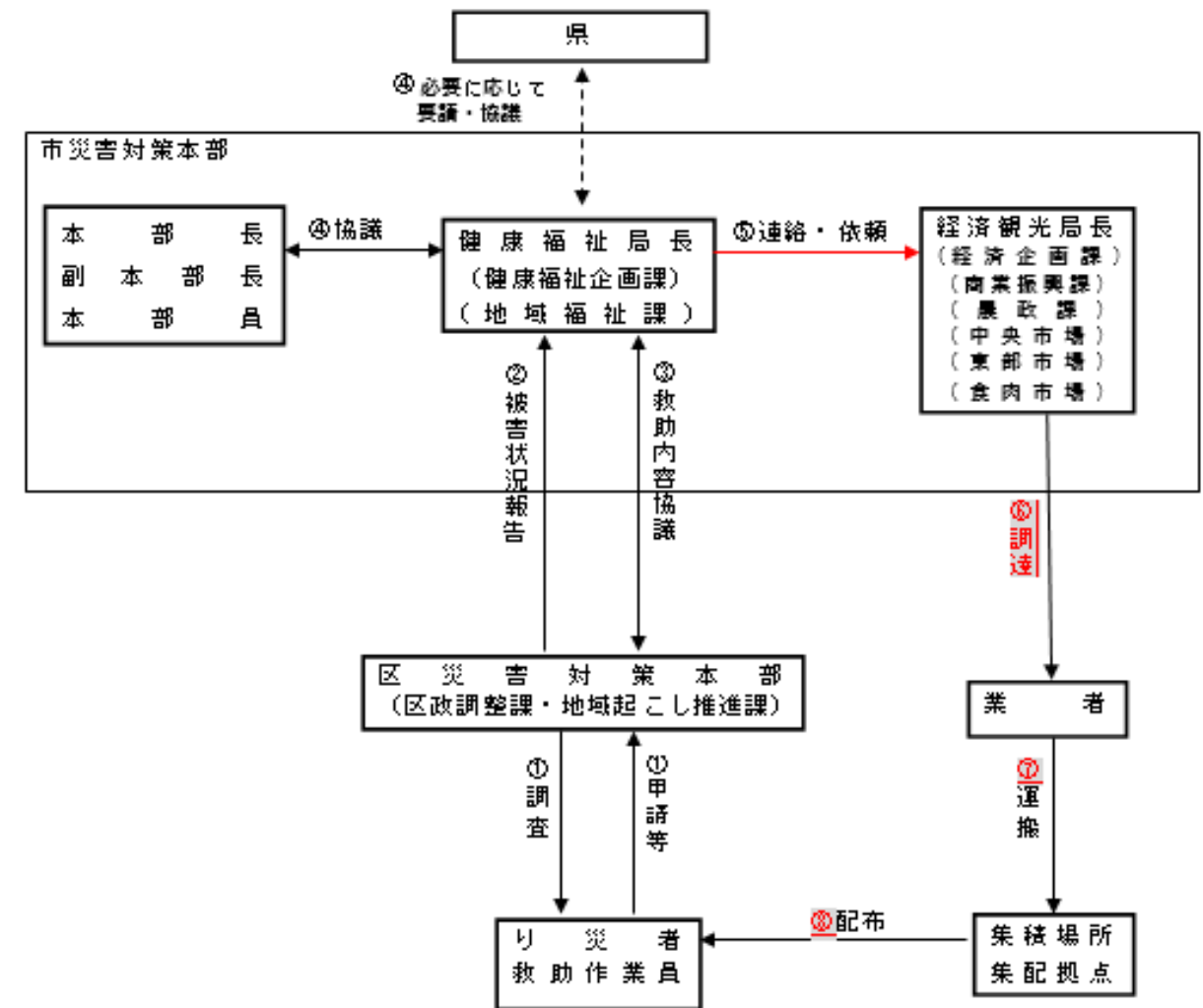
第1 物資の調達《健康福祉局健康福祉企画課・地域福祉課、経済観光局経済企画課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》

1・2 (略)

3 物資の供給フロー

(略)

(1) 市災害対策本部長が行う場合



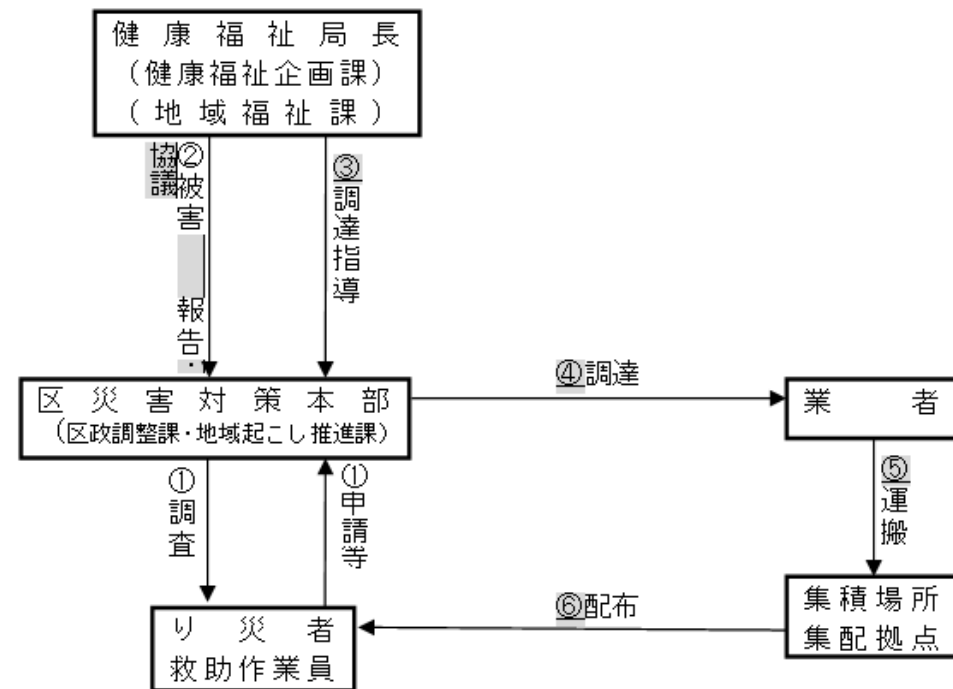
注) ① り災者の数、食料・生活必需品の必要数等を的確に把握する。

② 大規模災害時には、県と連携をとりながら対応する。業者から調達する前に、備蓄物資の在庫数等を確認する。なお、調達に係る購入・支払事務については経済観光局が行う。

③④ 集積場所については、被害状況を勘案し、健康福祉局長が区災害対策本部本部長等と協議し、決定する。運搬にあたり業者だけでは運搬に支障をきたすが、運搬が不可能な場合は、道路交通局又は区災害対策本部において対応する。また、区災害対策本部長は、集積場所に職員を派遣し、受入・保管及び配分等を行わせる。

修正前

(2) 被害状況により区災害対策本部長が行う場合



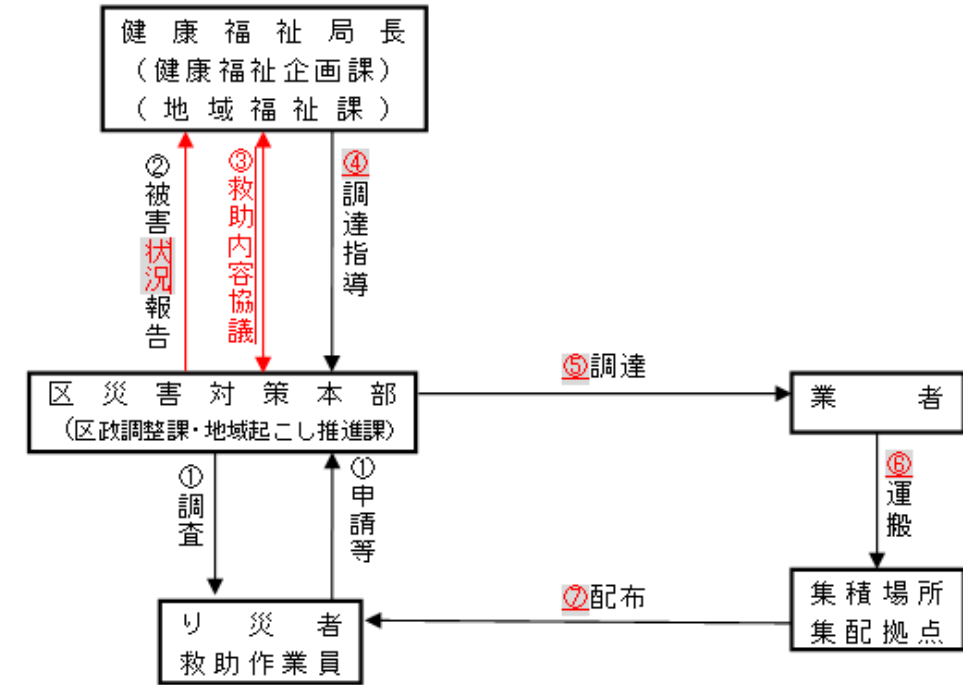
(注)③ 健康福祉局長が区災害対策本部長からの被害・物資必要数量の報告を受け、他区の状況を把握し、経済観光局長等と協議し、区災害対策本部長が直接調達を行うのが適当と認めた場合は、区災害対策本部長が調達を行う。

④ 大規模災害時においては、県と連携をとりながら対応する。

4・5 (略)

修正後

(2) 被害状況により区災害対策本部長が行う場合



(注)④ 健康福祉局長が区災害対策本部長からの被害・物資必要数量の報告を受け、他区の状況を把握し、経済観光局長等と協議し、区災害対策本部長が直接調達を行うのが適当と認めた場合は、区災害対策本部長が調達を行う。業者から調達する前に備蓄物資の在庫数量等を確認する。なお、調達に係る購入・支払事務については、経済観光局が行う。

⑤ 大規模災害時においては、県と連携をとりながら対応する。

4・5 (略)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第6節 衣食等生活必需品の供給	頁 148
第1 物資の調達 《健康福祉局健康福祉企画課・地域福祉課、経済観光局経済企画課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》 1～5（略） （資料編） 参考 25-50（略） 参考 52 災害時における飲料品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 （株アクアクララ中国） <hr style="border: 1px solid red;"/>	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 株式会社福屋との災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定締結（平成27年10月29日）に伴い、関係項目に当該協定書名を追記する。	
第1 物資の調達 《健康福祉局健康福祉企画課・地域福祉課、経済観光局経済企画課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》 1～5（略） （資料編） 参考 25-50（略） 参考 52 災害時における飲料品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 （株アクアクララ中国） <u>参考 69 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定（株福屋）</u>	

修正前

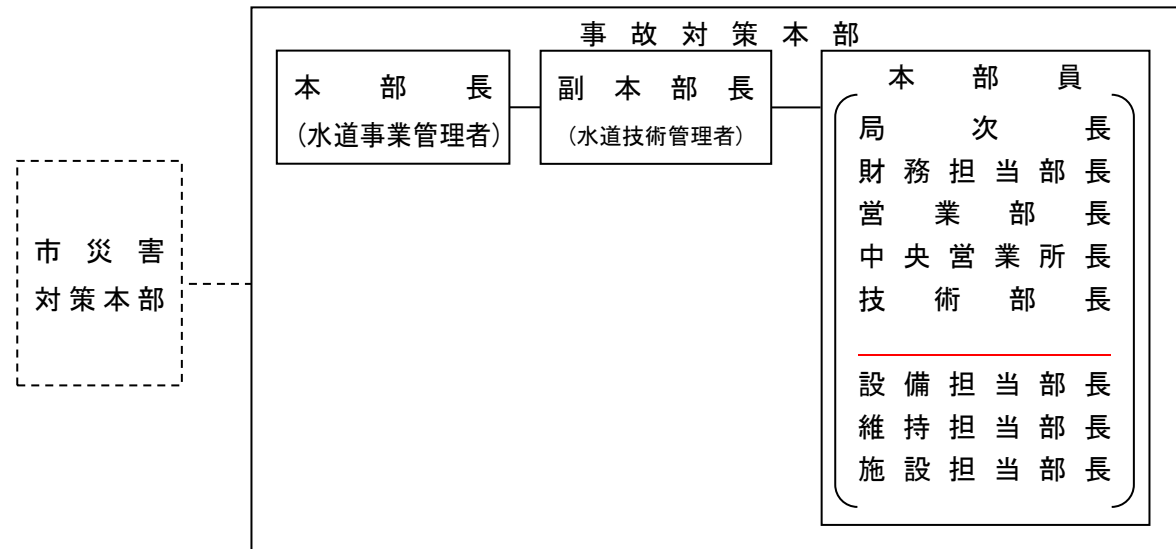
基本・風水害対策編
 第3章 災害応急対策
 第7節 給水及び上水道施設応急対策

頁
 150

第2 組織及び体制《水道局企画総務課》

1 事故対策本部の設置

非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は、次の者で構成する事故対策本部を設置する。



2～5 (略)

修正後

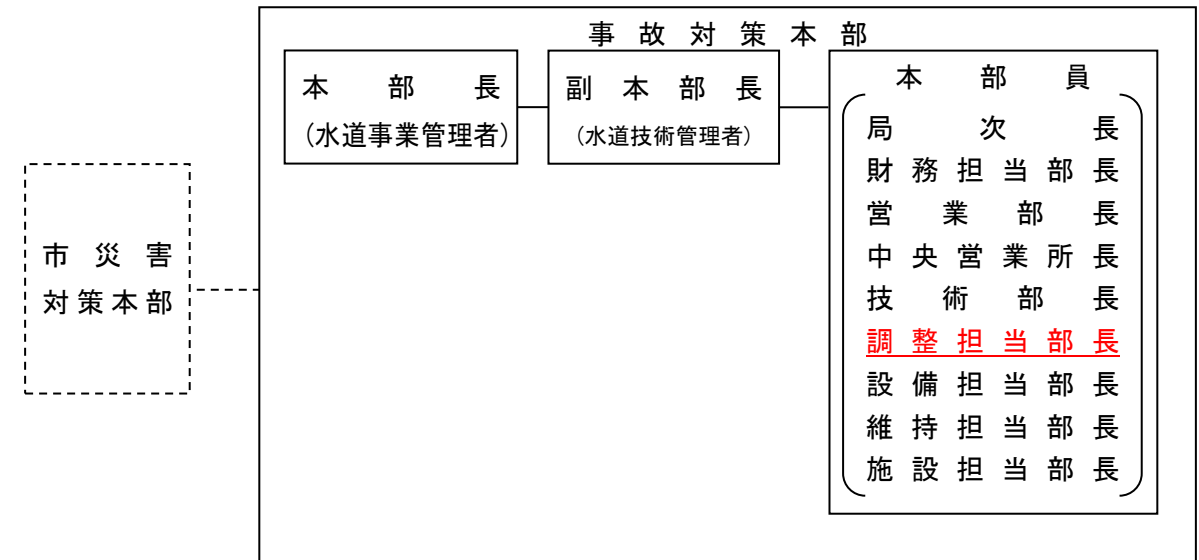
修正理由

○ 事故対策本部の本部員に調整担当部長を追記する。

第2 組織及び体制《水道局企画総務課》

1 事故対策本部の設置

非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は、次の者で構成する事故対策本部を設置する。



2～5 (略)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第13節 遺体の捜索・処理及び火葬対策	頁 163
第3 遺体安置所の開設及び管理 《各区市民課・保健年金課・生活課》 1・2（略） 3 遺体安置所に派遣された職員は、次のように遺体の収容・管理を行う。 (1) 遺体を収容する当たり、 <u>多数死体調査調書及び</u> 所持品等を併せて引き継ぐとともに、遺体に氏名又は符号を記載した名札を付し、他と混同しないよう明示する。 (2)～(7)（略）	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 本市の地域防災計画上、取扱いのない調書について削除する。	
第3 遺体安置所の開設及び管理 《各区市民課・保健年金課・生活課》 1・2（略） 3 遺体安置所に派遣された職員は、次のように遺体の収容・管理を行う。 (1) 遺体を収容する当たり、 <u>(削除)</u> 所持品等を併せて引き継ぐとともに、遺体に氏名又は符号を記載した名札を付し、他と混同しないよう明示する。 (2)～(7)（略）	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第15節 清掃対策(災害廃棄物及び土砂を除く。) 第16節 災害廃棄物及び土砂の処理対策	頁 172・174
第15節 清掃対策 (災害廃棄物及び土砂を除く。) 第2 特別清掃活動 1 (略) 2 ごみの処理 (1)～(3) (略) (4) 石綿を使用しているごみの収集・運搬・処分 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則に基づく処理基準」に沿って実施する。 また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。	
<hr/> 3・4 (略)	
第16節 災害廃棄物及び土砂の処理対策 《環境局環境政策課・施設課・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川課》 災害が発生した場合、被災地域の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、がれき混じり土砂、建築物の倒壊・解体等により生じたがれき（以下、「災害廃棄物」という。）および土砂の収集・運搬・処分について必要な対策を講じる。	
1～5 (略) 6 災害廃棄物のうち、石綿を使用している建築物のがれきについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則に基づく処理基準」に沿って、収集・運搬・処分を行う。 また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 平成27年5月に、広島県地域防災計画の廃棄物処理計画に、業務用冷凍空調機器のフロン類の処理について追加されたため、関係部分に追加する。 また、災害廃棄物の処理対策にも資料編の関係部分を追加する。	
第15節 清掃対策 (災害廃棄物及び土砂を除く。) 第2 特別清掃活動 1 (略) 2 ごみの処理 (1)～(3) (略) (4) 石綿を使用しているごみの収集・運搬・処分 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則に基づく処理基準」に沿って実施する。 また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。 <u>(5) 業務用冷凍空調機器のフロン類についても、可能な限り処理を推進するものとする。</u>	
<hr/> 3・4 (略)	
第16節 災害廃棄物及び土砂の処理対策 《環境局環境政策課・施設課・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川課》 災害が発生した場合、被災地域の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、がれき混じり土砂、建築物の倒壊・解体等により生じたがれき（以下、「災害廃棄物」という。）および土砂の収集・運搬・処分について必要な対策を講じる。	
1～5 (略) 6 災害廃棄物のうち、石綿を使用している建築物のがれきについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則に基づく処理基準」に沿って、収集・運搬・処分を行う。 また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。 <u>7 災害廃棄物の処理を災害廃棄物処理事業として実施する場合には、業務用冷凍空調機器のフロン類についても、可能な限り処理を推進するものとする。</u>	
<hr/> (資料編) 3-15-1 環境事業所施設等一覧表 <u>参考 47 災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書</u>	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第17節 下水道施設応急対策	頁 175
<p>第2 施設の応急対策《下水道局維持課・管路課・施設課 _____ ・各水資源再生センター》</p> <p>下水道施設の破損は、相当の広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあり、この復旧については、速やかに実施することを基本とし、次の対策を講じる。</p> <p>1～7（略）</p> <p>8 応急復旧に必要な最小限の資機材を備蓄しておくものとし、災害の規模により、多くの資機材を必要とする場合には、関係業者から緊急調達を行う。</p> <p>9・10（略）</p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 下水道関係4団体との災害時における復旧支援協力に関する協定締結（平成28年1月15日）に伴い、関係項目に係る内容を追記する。</p>
<p>第2 施設の応急対策《下水道局維持課・管路課・施設課・管理課・各水資源再生センター》</p> <p>下水道施設の破損は、相当の広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあり、この復旧については、速やかに実施することを基本とし、次の対策を講じる。</p> <p>1～7（略）</p> <p>8 応急復旧に必要な最小限の資機材を備蓄しておくものとし、災害の規模により、多くの資機材を必要とする場合には、民間協力団体等から緊急調達を行う。</p> <p>9・10（略）</p>

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第6節 ライフライン施設等の整備	頁 46
第2 下水道施設の整備 (略) 1～3 (略) 4 応援体制 《下水道局 _____ 計画調整課》 下水道に関する他都市等との応援体制について、21 大都市災害時相互応援に関する協定に基づく「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」及び中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定に基づく「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」の中で定めている。 <hr/> 下水道施設が大規模に被災した場合は、他都市 _____ 等へ、役務の提供、緊急用資機材の調達その他必要な支援を要請する。	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 下水道関係4団体との災害時における復旧支援協力に関する協定締結（平成28年1月15日）に伴い、関係項目に係る内容を追記する。	
第2 下水道施設の整備 (略) 1～3 (略) 4 応援体制 《下水道局 <u>管理課・管路課</u> 計画調整課》 下水道に関する他都市等との応援体制について、21 大都市災害時相互応援に関する協定に基づく「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」及び中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定に基づく「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」の中で定めている。 <u>また、日本下水道事業団他3団体と災害時の応援体制について、「災害時における復旧支援協力に関する協定」を締結している。</u> 下水道施設が大規模に被災した場合は、他都市 <u>及び民間協力団体</u> 等へ、役務の提供、緊急用資機材の調達その他必要な支援を要請する。	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策編 第18節 輸送対策	頁 177～181
第1 道路交通応急対策 《道路交通局道路管理課・道路課》 1～4 (略) 5 交通規制の実施 (1)・(2) (略) (3) 緊急通行車両の確認手続き ア 災害時における確認手続き《道路交通局道路管理課》 県公安委員会が、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を区域又は道路の区間を指定して行った場合、緊急通行車両とする必要があると認められるもので、各局等が保有する車両については道路交通局が、区が保有する車両については区災害対策本部が、その他の車両については市災害対策本部が、それぞれ次の要領により、必要な手続きを行う。 (ア) 県又は 県公安委員会（県警察本部、最寄りの警察署及び交通検問所）に緊急通行車両の証明書及び___標章の交付を申請する。 なお、___標章の有効期限は、発行の日の翌日から起算して1ヵ月後の日までである。 (イ) 交付を受けた___標章は、当該車両前面の見えやすい箇所に掲示する。 イ 事前届出による確認手続き《危機管理室危機管理課》 災害時に緊急通行が必要とされる車両を事前に県公安委員会（ 警察署 ）に届け出ることにより、事前届出を行っていない車両に優先して確認を 行う ことができる。手続きは、次のとおりである。 (ア) 対象車両 本市が保有する車両、___契約等により常時本市の活動のために専用使用される車両 及び災害時に本市が調達する車両のいずれか に該当し、災害対策基本法第50条第1項各号に規定する災害応急対策に従事する計画がある車両 (イ)～(エ) (略) (オ) 緊急通行車両等事前届出済証の交付等 緊急通行車両としての要件が備わっていれば、緊急通行車両等事前届出済証が交付されるので、定期的に点検を行う等紛失防止に配慮し、適正に保管しておく。 災害発生時には、緊急通行車両等事前届出済証を県警察本部、最寄りの警察署又は交通検問所に提出して確認申請を行い、緊急通行車両等確認証明書及び___標章の交付を受ける。 ただし、警察署が使用不能の場合は、交番及び駐在所において確認申請を行うことができる。	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 緊急通行車両等事前届出事務マニュアルとの整合を図り、記載内容を修正する。	
第1 道路交通応急対策 《道路交通局道路管理課・道路課》 1～4 (略) 5 交通規制の実施 (1)・(2) (略) (3) 緊急通行車両の確認手続き ア 災害時における確認手続き《道路交通局道路管理課》 県公安委員会が、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を区域又は道路の区間を指定して行った場合、緊急通行車両とする必要があると認められるもので、各局等が保有する車両については道路交通局が、区が保有する車両については区災害対策本部が、その他の車両については市災害対策本部が、それぞれ次の要領により、必要な手続きを行う。 (ア) 県公安委員会（県警察本部、最寄りの警察署及び交通検問所）に緊急通行車両の証明書及び 確認 標章の交付を申請する。 なお、 確認 標章の有効期限は、発行の日の翌日から起算して1ヵ月後の日までである。 (イ) 交付を受けた 確認 標章は、当該車両前面の見えやすい箇所に掲示する。 イ 事前届出による確認手続き《危機管理室危機管理課》 災害時に緊急通行が必要とされる車両を事前に県公安委員会（ 県警察本部経由 ）に届け出ることにより、事前届出を行っていない車両に優先して確認を 受ける ことができる。手続きは、次のとおりである。 (ア) 対象車両 本市が保有する車両、 又は 契約等により常時本市の活動のために専用使用される車両に該当し、災害対策基本法第50条第1項各号に規定する災害応急対策に従事する計画がある車両 (イ)～(エ) (略) (オ) 緊急通行車両等事前届出済証の交付等 緊急通行車両としての要件が備わっていれば、緊急通行車両等事前届出済証が交付されるので、定期的に点検を行う等紛失防止に配慮 するとともに、車載することなく、関係課長等が一括保管するなど 、適正に保管しておく。 災害発生時には、緊急通行車両等事前届出済証を県警察本部、最寄りの警察署又は交通検問所に提出して確認申請を行い、緊急通行車両等確認証明書及び 確認 標章の交付を受ける。 ただし、警察署が使用不能の場合は、交番及び駐在所において確認申請を行うことができる。	

修正前

〈標章〉



- 〈備考〉① 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。↵
- ② 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。↵
- ③ 図示の長さの単位は、センチメートルとする。↵

修正後

〈確認標章〉



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

修 正 前

証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
広島県公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

(備考) 用紙は、日本工業規格A_5_とする。

修 正 後

証明書

別添2 (第2の3関係)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
広島県公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

(備考) 用紙は、日本工業規格A列5番とする。

修正前

(上申書作成例)

広島県公安委員会 様

平成 年 月 日

広島市長 ○○ ○○

緊急通行車両の確認に係る事前届出について

広島市が所有し、かつ、災害時に災害対策基本法第 50 条第 1 項各号に規定する災害応急対策を実施するために使用する計画がある車両は次のとおりです。

については、当該車両の緊急通行車両等事前届出受理済証を交付していただくようお願いします。

記

- 1 事前届出車両
普通貨物自動車 ○○台
(別紙事前届出車両一覧表参照)
- 2 送付書類
 - ① 緊急通行車両等事前届出書 各 2 通 (計○○通)
 - ② 輸送協定書の写し ○通
 - ③ 自動車検査証の写し 各 1 通 (計○○通)
- 3 その他

————— ◇ ————— ◇ —————

別紙
事前届出車両一覧表

【広島市】

番号	登録(車両)番号	車両の使用者(氏名)	用途 (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名)
1	広島 88 い 1234	広島 太郎	施設応急復旧(法第 50 条第 1 項第 5 号)
2	広島 88 い 5678	広島市(総務課長)	防疫(同項第 6 号)、○○社と契約

※ 緊急通行車両等事前届出書の使用者の欄は、当該車両を運転する者又は運転予定の者を記入してください。(運転者が未定の場合は、当該車両を管理する課(係)の責任者の氏名又は職名を記入してください。)

修正後

(上申書作成例)

広島県公安委員会 様

〈 文 書 番 号 〉
平成 年 月 日

広島市長 ○○ ○○
(○○室○○課) 公印

緊急通行車両の確認に係る事前届出について

広島市が所有し、災害対策基本法第 50 条第 1 項等に規定する災害応急対策を実施するために使用する計画がある車両は下記のとおりですから、事前届出済証の交付をお願いします。

記

- 1 事前届出車両
普通貨物自動車 ○○台
(別紙緊急通行車両等事前届出一覧表(○○警察署交付届出)参照)
- 2 添付書類
 - ① 緊急通行車両等事前届出書 各 2 通 (計○○通)
 - ② 自動車検査証の写し 各 1 通 (計○○通)

————— ◇ ————— ◇ —————

別紙
緊急通行車両等事前届出一覧表(○○警察書交付届出)

【広島市】

番号	登録(車両)番号	用途	車両の使用者	交付届出事由
1	広島 88 い 1234	市災害対策本部用務 (災対法第 60 条第 1 項第 9 号)	○○室○○課長	新規配備
2	広島 88 い 5678	施設及び設備の応急復旧 (災対法第 60 条第 1 項第 9 号)	○○局○○課長	新規リース契約

※ 緊急通行車両等事前届出書の使用者の欄は、当該車両を運転する者又は運転予定の者を記入してください。(運転者が未定の場合は、当該車両を管理する課(係)の責任者の氏名又は職名を記入してください。)

修正前

修正後

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 広島県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		地震防災 第 号 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号		(注)	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。	
使用者	住所	2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。	
	氏名		
出発地		3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			

別記様式1（第2の2関係）

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 広島県公安委員会 殿 広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 (電話)082-245-2111 広島市長 ○○○○ 公印		地震防災 第 号 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号		(注)	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。	
使用者	住所	2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。	
	氏名		
出発地		3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			

修 正 前

基本・風水害対策編
 第3章 災害応急対策
 第18節 輸送対策

頁
 192

第2 海上交通応急対策《広島海上保安部》

1 海上交通規制の実施責任者

災害時の船舶交通等の規制は、次により行う。

区 分	実 施 者	範 囲	根 拠 法
航 路	広 島 港 長 (広島海上保安部長)	海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生じるおそれがある場合	港 則 法 (第37条)

2 交通規制の措置要領

広島海上保安部は海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) (略)
- (2) 漂流物、沈没物その他の航路障害物の除去 _____
- (3)～(5) (略)

3～5 (略)

修 正 後

修 正 理 由

○ 災害時の船舶交通の規制は、航路のみに限定されず広島港内に係ることから、区分を広島港に修正する。また、漂流物等の航路障害物の除去に関する当部の措置は、あくまでも応急的な措置であり、実施主体ではないことから、記載内容を修正する。

第2 海上交通応急対策《広島海上保安部》

1 海上交通規制の実施責任者

災害時の船舶交通等の規制は、次により行う。

区 分	実 施 者	範 囲	根 拠 法
広島港	広 島 港 長 (広島海上保安部長)	海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生じるおそれがある場合	港 則 法 (第37条)

2 交通規制の措置要領

広島海上保安部は海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) (略)
- (2) 漂流物、沈没物その他の航路障害物の除去等**応急措置を実施**
- (3)～(5) (略)

3～5 (略)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 文教対策	頁 201
第2 学校教育における応急対策 1 (略) 2 生徒等の措置と応急教育の実施 (1) 生徒等の措置 ア 震度4以下の地震発生の場合 地震災害が発生し、授業の継続等が困難である場合、 <u>学校長は、教育長からの指示により、又はそれが不可能なときは</u> 学校長の判断により、下記の措置を講じる。 (ア)～(オ) (略) イ (略) (2) (略) 3～8 (略)	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 学校教育法施行規則第63条及び教育委員会が示した「学校防災マニュアル『非常変災時の対応について』(平成26年4月改正)に基づき、学校(園)長の判断基準として「震度4以下の地震が発生した場合、地域により影響度が異なるため、地域の状況などを勘案し、臨時休業等の判断をする」と規定していることから、これに準じた内容に修正する。
第2 学校教育における応急対策 1 (略) 2 生徒等の措置と応急教育の実施 (1) 生徒等の措置 ア 震度4以下の地震発生の場合 地震災害が発生し、授業の継続等が困難である場合、 <u>(削除)</u> 学校長の判断により、下記の措置を講じる。 (ア)～(オ) (略) イ (略) (2) (略) 3～8 (略)

修正前

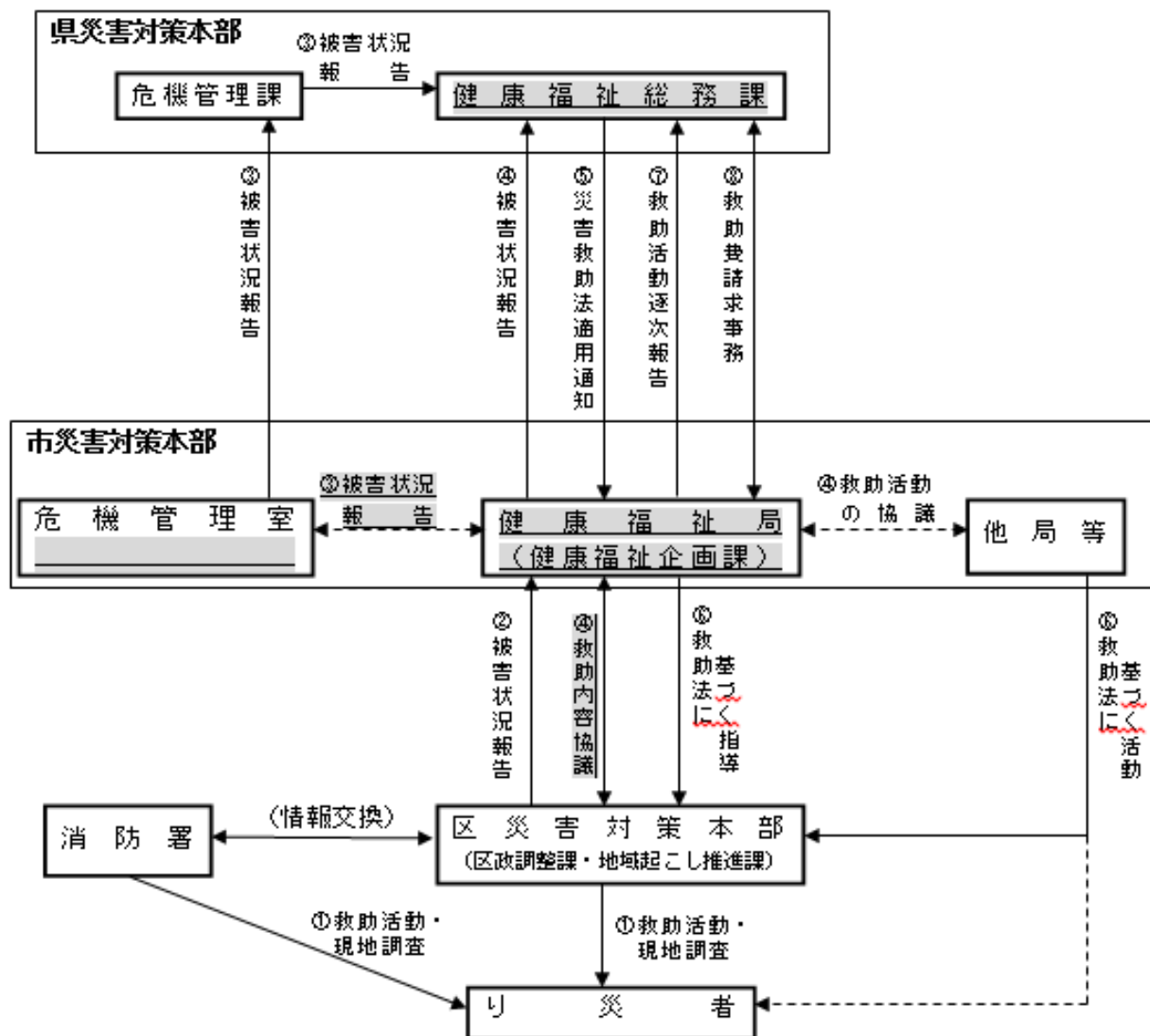
基本・風水害対策編
第3章 災害応急対策
第25節 災害救助法の適用等

頁

208・210

第25節 災害救助法の適用等 《健康福祉局健康福祉企画課》
(略)
第1 災害救助法による応急救助 _____
1・2 (略)

災害救助法適用事務



第2 小規模・中規模災害時の応急救助 _____
1～3 (略)

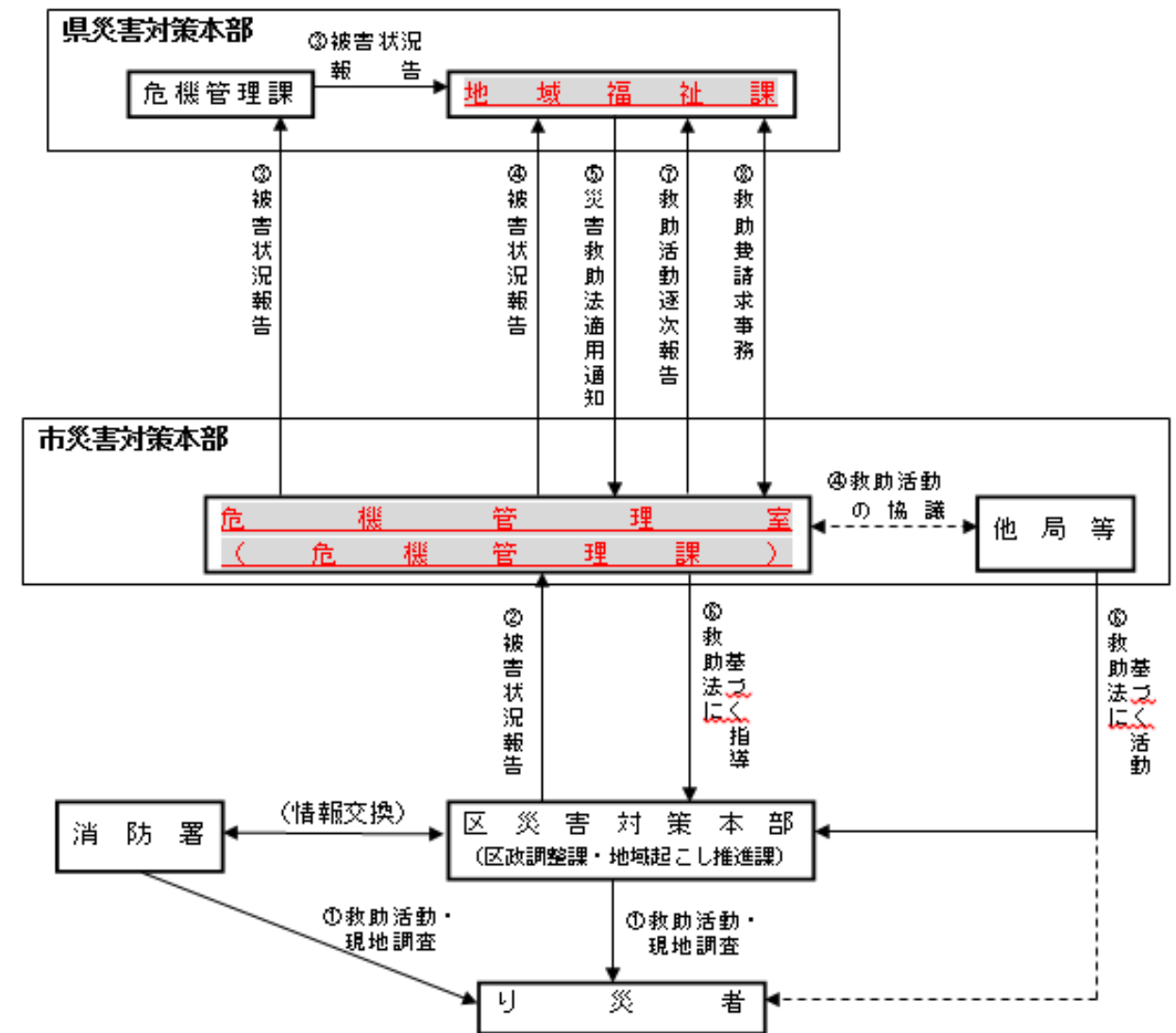
修正後

修正理由

○ 災害対応の業務量の平準化を図るため、災害救助法に係る事務処理の総括業務を危機管理室危機管理課へ移管することとし、これらに関する規定を修正する。

第25節 災害救助法の適用等 (削除)
(略)
第1 災害救助法による応急救助 《危機管理室危機管理課》
1・2 (略)

災害救助法適用事務



第2 小規模・中規模災害時の応急救助 《健康福祉局健康福祉企画課》
1～3 (略)

修正前		
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第26節 応援要請及び協力要請	頁	212・213
第1 民間団体等への協力要請《危機管理室》 1～3（略） 4 具体的な協力内容を協定している民間団体等 下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。		
協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)

修正後		
修正理由 <input type="radio"/> 現行の協定一覧表について、国及び地方自治体と民間団体に分類する。 <input type="radio"/> 新たに締結した協定について追記する。		
第1 民間団体等への協力要請《危機管理室》 1～3（略） 4 具体的な協力内容を協定している民間団体等 下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。		
(1) 国及び地方自治体		
協力内容	団体名	資料番号
食料・物資等の供給、資器材・車両等の提供、職員の派遣等 《危機管理室災害予防課》	東京都及び20政令指定都市	資料編参考6
食糧・物資等の供給、資機材・車両・一時収容施設等の提供等 《危機管理室災害予防課》	中国・四国地区の県庁所在9都市	資料編参考7
食糧・物資等の供給、資機材・車両・一時収容施設等の提供等 《危機管理室災害予防課》	広島県及び県内市町	資料編参考8
民生主管部局所管業務の応援 《健康福祉局健康福祉企画課》	東京都及び20政令指定都市	資料編参考9
衛生主管部局所管業務の応援 《健康福祉局健康福祉企画課》	東京都及び20政令指定都市	資料編参考10
飲料水の供給、資器材の提供等 《水道局企画総務課》	東京都及び18政令指定都市 (千葉市、相模原市を除く。)	資料編参考11
応援給水の実施 《水道局企画総務課》	呉市	資料編参考12
警察通信設備の優先利用 《危機管理室災害予防課》	広島県警察本部	資料編参考16
住民に供給する生鮮食料品の提供、搬送等 《経済局中央卸売市場》	東京都、奈良県、大阪府、沖縄県及び43都市	資料編参考32
被災状況の把握、災害に係る情報の収集及び共有、災害応急対策等 《道路交通局河川課》	国土交通省中国地方整備局	資料編参考37
資機材・物資・臨時的な居住施設の提供、職員の派遣、被災傷者等の受入れ等 《都市整備局みなと振興課》	瀬戸内海周辺69市町村 (大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、大分県)	資料編参考44

食糧・物資等の供給、資機材・車両・一時収容施設等の提供等 《危機管理室災害予防課》	宮崎県日南市	資料編参考 45
保有する地理空間情報及び物品について相互に活用 《企画総務局情報政策課》	国土交通省国土地理院	資料編参考 46
<u>災害時等における水質検査の相互応援に関する協定</u> <u>《水道局水質管理課》</u>	<u>広島県、福山市、呉市、尾道市、三原市、府中市</u>	<u>資料編参考 62</u>
消防応援隊の派遣、車両・資器材の提供等 《消防局総務課》	広島県内市町及び消防組合	資料編 広島市消防計画(1)
高速道路における消火・救助・救急出動及び応援隊の派遣 《消防局総務課》	広島県内 8 市町及び 2 消防組合	資料編 広島市消防計画(2)
情報の交換、火災原因の調査等 《消防局総務課》	広島海上保安部	資料編 広島市消防計画(3)
交通整理、警戒区域の設定等 《消防局総務課》	広島県公安委員会	資料編 広島市消防計画(4)
広島ヘリポート及びその周辺における航空機火災等の消火・救難活動の実施 《消防局総務課》	広島県	資料編 広島市消防計画(5)
広島市消防ヘリコプターによる応援 《消防局総務課》	広島県内市町	資料編 広島市消防計画(8)
広島県防災ヘリコプターによる応援 《消防局総務課》	広島県	資料編 広島市消防計画(9)

(2) 民間団体

協力内容	団体名	資料番号
災害時における応急措置 《水道局調整課》	広島市指定上下水道工事業協同組合	資料編参考 13
郵便業務に係る災害特別事務取扱事務・救護対策等 《危機管理室災害予防課》	日本郵便(株)中国支社	資料編参考 14
郵便局ネットワークを活用した広報活動等 《危機管理室災害予防課》	日本郵便(株)中国支社	資料編参考 15
災害時における放送要請 《消防局予防課》	日本放送協会広島放送局、(株)中国放送、広島テレビ放送(株)、(株)広島ホームテレビ、(株)テレビ新広島、広島エフエム放送(株)	資料編参考 17
災害時における仮設トイレの設置 《環境局業務第二課》	(株)プレコ、(株)レンタルのニッケン広島営業所、エフユーレンタル(株)岡山営業所、日野興業(株)広島営業所、(株)リョーキ	資料編参考 18

災害時の医療救護活動 《健康福祉局保健医療課》	(一社)広島市医師会、(一社)安佐医師会、(一社)安芸地区医師会	資料編参考 19
災害応急対策の実施に必要な資機材等の緊急輸送 《道路交通局道路管理課》	(公社)広島県トラック協会	資料編参考 20
災害応急対策の実施に必要な被災者等の緊急輸送 《危機管理室災害予防課》	(公社)広島県バス協会	資料編参考 21
船舶による海上輸送や災害応急対策 《危機管理室災害予防課》	広島地区旅客船協会	資料編参考 22
応急措置業務に従事する自動車等への燃料補給等 《危機管理室災害予防課》	広島県石油商業組合	資料編参考 23
災害時の公共土木施設等の応急対策等《道路交通局道路課》	広島安全施設業協同組合	資料編参考 24
災害時における食料、生活必需品の緊急調達等 《経済観光局商業振興課》	協同組合広島総合卸センター	資料編参考 25
	イオンリテール(株)西日本カンパニー	資料編参考 33
	マックスバリュ西日本(株)	資料編参考 34
	生協ひろしま	資料編参考 35
	(株)イズミ	資料編参考 40
	<u>(株)福屋</u>	<u>資料編参考 69</u>
災害時における食料の緊急調達等 《経済観光局農政課》	全国農業協同組合連合会広島県本部、山崎製パン(株)広島工場、(株)アンデルセンサービス、広島駅弁当(株)、(株)千鳥	資料編参考 26
災害時における生鮮食料品の緊急調達等 《経済観光局中央卸売市場》	広島市中央市場連合会、広島市中央卸売市場東部市場運営協議会、広島市食肉市場売買参加者組合	資料編参考 27
災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材の緊急調達等 《健康福祉局健康福祉企画課》	(公社)広島県トラック協会	資料編参考 28
災害時における被災車両の撤去等 《危機管理室災害予防課》	(一社)日本自動車連盟中国本部	資料編参考 29
福祉避難所の設置及び管理運営 《健康福祉局健康福祉企画課》	(社福) 広島常光福祉会、(社福) 広島和光園、(社福) くすの木の家、(社福) 慈光会、(社福) 慈楽福祉会 【5 団体 5 施設】	資料編参考 36
	(公財) 広島原爆被爆者援護事業団、(社福) 広医学会、(社福) 広島常光福祉会、(社福) 広島東福祉会、(社福) かきつばた福祉会、(社福) 藤田長生会、(社福) 広島光明学園、(社福) 寿老園老人ホーム、(社福) 古家真会、(社福) 光清学園、(社福) 三篠会、(社福) 広島平和養老館、(社福) 藤愛会、(社福) 広島県同胞援護財団、(社福) I G L 学園福祉会、(社福) 慈光会、(社福)	資料編参考 38

	信々会、(社福)和楽会、(社福)広島良城会、(社福)正仁会、(社福)かつぎ会、(社福)可部大文字会、(社福)フェニックス、(社福)芸南福祉会、(社福)広島博愛会、(社福)平和会、(社福)双樹会【27団体30施設】	
	(社福)光清学園、(社福)IGL学園福祉会、(社福)順源会【3団体4施設】	資料編参考 43
	(社福)交響、(社福)つつじ【2団体2施設】	資料編参考 53
	地方独立行政法人広島市立病院機構【1団体1施設】	資料編参考 57
	(社福)楽友会、(社福)もみじ福祉会【2団体2施設】	資料編参考 59
	<u>(社福)広島市手をつなぐ育成会、(社福)希望の丘、(社福)柏学園、(社福)安芸の郷</u> 【4団体5施設】	資料編参考 68
大規模災害時における応急対策等の協力《危機管理室災害予防課》	(一社)広島県建設工業協会	資料編参考 41
防災情報の提供や防災に関する訓練等に関する協力《危機管理室災害予防課》	広島呉地区郵便局長会	資料編参考 42
災害一般廃棄物の収集運搬に関する協力《環境局業務第一課》	広島市廃棄物処理事業協同組合	資料編参考 47
災害時における放送、臨時災害放送局の運営《危機管理室災害予防課》	㈱中国コミュニケーションネットワーク	資料編参考 48
災害時における食料・生活必需品の緊急調達等《経済観光局経済企画課》	㈱ファミリーマート	資料編参考 49
	㈱フレスタ	資料編参考 50
広島市災害多言語支援センターの運営《市民局人権啓発課》	(公財)広島平和文化センター	資料編参考 51
災害時における飲料品の緊急調達等《経済観光局農政課》	㈱アクアクララ中国	資料編参考 52
福祉避難所において生活支援等を行う生活相談員の選定等《健康福祉局健康福祉企画課》	(公社)広島県介護福祉士会	資料編参考 54
	(公社)広島県社会福祉士会	資料編参考 55
災害時における空調設備等の応急対策《危機管理室災害予防課》	広島県冷凍空調工業会	資料編参考 56
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書《危機管理室災害予防課》	西日本電信電話株式会社	資料編参考 58
大規模災害時における応急対策等の協力《危機管理室災害予防課》	広島地区建設業暴力追放対策協議会	資料編参考 60

災害時におけるダンボール製品の調達《危機管理室災害予防課》	レンゴー株式会社広島工場、瀬戸内カーテン株式会社	資料編参考 61
<u>災害時の歯科医療救護活動《健康福祉局保健医療課》</u>	<u>(一社)広島市歯科医師会、安佐歯科医師会、安芸歯科医師会、佐伯歯科医師会</u>	資料編参考 63
<u>災害時の医療救護活動《健康福祉局保健医療課》</u>	<u>(一社)広島市薬剤師会、安佐薬剤師会、(一社)安芸薬剤師会、広島佐伯薬剤師会</u>	資料編参考 64
<u>災害時における災害救助犬の出動に関する協力《消防局警防課》</u>	<u>(特非)日本レスキュー協会</u>	資料編参考 65
<u>広島市の防災情報等の提供に関する協定書《危機管理室災害予防課》</u>	㈱中国新聞社	資料編参考 66
<u>災害時における住宅の早期復興に向けた協力《都市整備局建築指導課》</u>	<u>(独行)住宅金融支援機構</u>	資料編参考 67
<u>災害時における復旧支援協力に関する協定《下水道局計画調整課》</u>	<u>(地共)日本下水道事業団、(一社)日本下水道施設業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会</u>	資料編参考 70
<u>災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括的協定《危機管理室災害予防課》</u>	<u>(一社)日本建設業連合会、国土交通省中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、岡山市</u> 【平成28年3月協定締結予定】	資料編参考 71
ガス漏れ及びガス爆発事故の防止と災害防ぎよ《消防局総務課》	広島ガス㈱	資料編 広島市消防計画(6)
高速道路における消防・救急業務に関する協力等《消防局総務課》	西日本高速道路㈱中国支社	資料編 広島市消防計画(7)

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第26節 応援要請及び協力要請	頁 216
第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請 1～9 (略) (資料編) 参考6～45 (略) 参考46 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書 <hr/>	

修正後
修正理由 ○ 災害等により水道水の水質検査ができなくなった場合に備えて、広島県及び県内の水道事業者のうち自主検査を行っている5市と、災害時等における水質検査の相互応援に関する協定を締結したため、関係項目に当該協定名を追記する。
第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請 1～9 (略) (資料編) 参考6～45 (略) 参考46 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書 参考62 災害時等における水質検査の相互応援に関する協定

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第26節 応援要請及び協力要請	頁 219
第5 緊急消防援助隊の応援等要請《消防局警防課》 1 (略) 2 出動 要請の方法 (1) 出動 要請は、総務省消防庁の定める「 <u>緊急消防援助隊要請要綱</u> 」に基づく様式により <u>県知事</u> <u>に行く。この場合において</u> 、県知事と連絡が取れない場合には、直接総務省消防庁長官に対し て_____要請する。 (2) (略) 3 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 緊急消防援助隊運用要綱の見直し（平成27年3月31日付消防庁長官通知）に伴い、緊急消防 援助隊の応援等要請のための市町村長からの連絡については、電話により行うよう改正されたため、 当該内容を踏まえた内容に修正する。	
第5 緊急消防援助隊の応援等要請《消防局警防課》 1 (略) 2 (削除) 要請の方法 (1) <u>県知事への</u> 要請は、 <u>電話（災害時有線通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、衛 星携帯電話など）により連絡するものとし</u> 、県知事と連絡が取れない場合には、直接総務省 消防庁長官に対して <u>電話により</u> 要請する。 (2) (略) 3 (略)	

修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第27節 災害ボランティアの受入	頁 220
---	------------------

第27節 災害ボランティアの受入《市民局市民活動推進課・国際交流課、危機管理室災害予防課》

1 平常時における災害ボランティアの組織化
災害時における災害ボランティア活動を迅速かつ有効に進めるため、医療、介護、通訳、無線通信、建築物の応急危険度判定、ボランティアコーディネーター等の資格・技能を要する職員を把握し、本人の意思に基づいて登録するとともに、資格を有する市民の専門ボランティアやボランティア団体の情報についても、県や関係機関等との連携により、平常時から把握しておく。

2 市（区）災害ボランティア本部（センター）の開設

(1) 市（区）災害ボランティア本部（センター）の開設については、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議を開催し、同会議において決定する。 _____

なお、市災害ボランティア本部が設置された場合には、同本部をボランティアに係る情報拠点とする。

(2) (略)
 (3) 連絡調整会議の開催場所は、建物の被災状況により、次の順位で移行する。

- ア・イ (略)
- ウ 広島市役所本庁舎会議室

3 広島県被災者生活サポートボランティアセンターとの連携 _____
 (略)

4 受付窓口の設置 _____
 (略)

修正後

修正理由
 ○ 災害ボランティアに関し、本章（災害応急対策）と第2章（災害予防計画）において、平常時の取組と災害発生時の取組が混在して記載されている等のため整理する。
 併せて、区災害ボランティアセンター、ボランティア活動拠点及び資機材提供に関し、区役所を含めた関係課を明確化するとともに、資機材の提供は貸出しに限定されない（例：土嚢袋等消耗品の提供）ことから、適切な表現に修正する。

第27節 災害ボランティアの受入 (削除)

(削除)

1 市（区）災害ボランティア本部（センター）の設置《市民局市民活動推進課、健康福祉局地域福祉課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

ボランティアと行政及びボランティア団体相互の連携を図るとともに、特別な資格・技能を有しない一般ボランティアのコーディネーターを行うため、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議は、市災害ボランティア本部を、原則、「広島市社会福祉センター」（中区千田町一丁目9番43号）に、また、区社会福祉協議会は、区災害ボランティアセンター（8区）を、原則、各区の地域福祉センターに、それぞれ必要に応じて設置するものとする。区災害ボランティアセンターの設置に当たっては、設置場所等について区災害対策本部と調整を行う。

(1) 市災害ボランティア本部の設置については、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議を開催し、同会議において決定する。区災害ボランティアセンター（8区）については、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の協議等を踏まえ、区社会福祉協議会において決定する。

なお、市災害ボランティア本部が設置された場合には、同本部をボランティアに係る情報拠点とする。

(2) (略)
 (3) 連絡調整会議の開催場所は、建物の被災状況により、次の順位で移行する。

- ア・イ (略)
- ウ 広島市役所本庁舎会議室

市（区）災害ボランティア本部（センター）においては、市（区）災害対策本部等と連絡を密にし、市内各地の被災状況、応急対策実施状況、災害ボランティアのニーズ及び活動状況等を把握する。
市災害ボランティア本部は、必要に応じて各区災害ボランティアセンター間の総合調整を行うものとする。

2 広島県被災者生活サポートボランティアセンターとの連携《市民局市民活動推進課》
 (略)

3 受付窓口の設置《市民局市民活動推進課》
 (略)

修正前

5 災害ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

災害ボランティアの受入れのため、必要に応じて庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として確保する。

また、災害ボランティア活動に必要な事務用品や電話などの各種資機材についての貸出しを行う等、災害ボランティアが効率的に活動できるよう関係団体との連携に努める。

6 海外からの支援の受入

(略)

修正後

4 災害ボランティアの活動拠点及び資機材の提供等<市民局市民活動推進課、各区区政調整課・地域起こし推進課>

本市は、可能な範囲で、災害ボランティアの受入れのため、必要に応じて庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として確保するとともに、ボランティア活動に必要な事務用品や電話などの各種資機材の貸出し又は提供を行う。

また、災害ボランティアが効率的に活動できるよう関係団体との連携に努める。

5 海外からの支援の受入<市民局市民活動推進課・国際交流課>

(略)

修 正 前

基本・風水害対策編
第4章 災害復旧・復興計画
第3節 生活援護計画

頁

2 3 1

第4 災害弔慰金・見舞金等の支給

1～3 (略)

4 日本赤十字社広島県支部災害香華料、災害見舞金及び災害救援物資 《健康福祉局地域福祉課、各区生活課》

災害救援物資	住家の全壊・全焼・流出世帯	小災害	①毛布1枚 ②バスタオル1枚 ③寝衣1着 <u>④学用品セット1組</u> <u>⑤緊急セット1組以上</u>
		大災害	①毛布1枚 ②緊急セット1組以上
	住家の半壊・半焼・床上浸水世帯		被害の状況を勘案して支給できる。

※ 上記のうち、香華料及び負傷者に対する見舞金については、災害弔慰金の支給等に関する法律適用時は支給しない。

大災害とは災害救助法適用災害で、小災害はそれ以外の災害である。

修 正 後

修 正 理 由

○ 日本赤十字社広島県支部の災害救援物資取扱要領の見直しに伴い、小災害時における災害救援物資支給品目を修正する（学用品セットの削除）。

第4 災害弔慰金・見舞金等の支給

1～3 (略)

4 日本赤十字社広島県支部災害香華料、災害見舞金及び災害救援物資 《健康福祉局地域福祉課、各区生活課》

災害救援物資	住家の全壊・全焼・流出世帯	小災害	①毛布1枚 ②バスタオル1枚 ③寝衣1着 <u>(削除)</u> <u>④緊急セット1組以上</u>
		大災害	①毛布1枚 ②緊急セット1組以上
	住家の半壊・半焼・床上浸水世帯		被害の状況を勘案して支給できる。

※ 上記のうち、香華料及び負傷者に対する見舞金については、災害弔慰金の支給等に関する法律適用時は支給しない。

大災害とは災害救助法適用災害で、小災害はそれ以外の災害である。

修 正 前

基本・風水害対策

第4章 災害復旧・復興計画

第4節 企業等援護計画

頁

237

第1 農林漁業関係の融資《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》

1 農業関係

平成 26 年 12 月 18 日

資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
(略)						
農 林 漁 業 セーフティ ネット資金	災害等により被害を受けた経営の再建	600万円 (特認 年間経営費等の12分の3以内)	<u>0.3~</u> <u>0.55%</u>	10年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

修 正 後

修 正 理 由

○ 農林漁業セーフティネット資金の金利（年利率）について、時点修正する。

第1 農林漁業関係の融資《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》

1 農業関係

平成 27 年 12 月 18 日

資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
(略)						
農 林 漁 業 セーフティ ネット資金	災害等により被害を受けた経営の再建	600万円 (特認 年間経営費等の12分の3以内)	<u>0.25~</u> <u>0.45%</u>	10年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

修正前

基本・風水害対策
第4章 災害復旧・復興計画
第4節 企業等援護計画

頁
238

第1 農林漁業関係の融資《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》

- 1 (略)
2 林業関係

平成27年1月22日

資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	素材、樹苗、特用林産物の生産、造林並びに林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械・施設、森林レクリエーション施設、林業生産環境施設等の復旧 融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額又は1施設当たり300万円(特認600万円)	0.30～0.75%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
	共同利用施設	森林組合、同連合会等が行う林産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧 融資を受ける組合等の負担する額の80%に相当する額	0.60～1.00%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
林業基盤整備資金	造林	台風、異常降雪等による被害造林地の復旧のための造林及び雪起し等の育林に要する経費 融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額	0.30～0.75%	30年以内(林業経営改善計画による:40年以内、森林施業計画による:50年以内)	20年以内(林業経営改善計画による:25年以内、森林施業計画による:35年以内)	日本政策金融公庫 農林中央金庫
		樹苗養成施設の復旧 融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額	0.30～0.75%	15年以内	5年以内	
	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧 融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額	0.30～0.75%	20年以内(林業経営改善計画による:25年以内)	3年以内(林業経営改善計画による:7年以内)	
農林漁業セーフティネット資金(災害等資金)	災害等により被害を受けた経営の再建	一般特認 600万円 年間経営費又は粗収益のいずれか低い額の12分の3以内	0.30～0.45%	10年以内	3年以内	日本政策金融公庫 連合会等の受託金融機関
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

3 (略)

修正後

修正理由

- 農林漁業施設資金等の金利(年利率)について、時点修正する。

第1 農林漁業関係の融資《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》

- 1 (略)
2 林業関係

平成27年12月18日

資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	素材、樹苗、特用林産物の生産、造林並びに林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械・施設、森林レクリエーション施設、林業生産環境施設等の復旧 融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額又は1施設当たり300万円(特認600万円)	0.25～0.85%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
	共同利用施設	森林組合、同連合会等が行う林産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧 融資を受ける組合等の負担する額の80%に相当する額	0.25～1.05%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
林業基盤整備資金	造林	台風、異常降雪等による被害造林地の復旧のための造林及び雪起し等の育林に要する経費 融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額	0.25～0.85%	30年以内(林業経営改善計画による:40年以内、森林施業計画による:50年以内)	20年以内(林業経営改善計画による:25年以内、森林施業計画による:35年以内)	日本政策金融公庫 農林中央金庫
		樹苗養成施設の復旧 融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額	0.25～0.85%	15年以内	5年以内	
	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧 融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額	0.25～0.85%	20年以内(林業経営改善計画による:25年以内)	3年以内(林業経営改善計画による:7年以内)	
農林漁業セーフティネット資金(災害等資金)	災害等により被害を受けた経営の再建	一般特認 600万円 年間経営費又は粗収益のいずれか低い額の12分の3以内	0.25～0.45%	10年以内	3年以内	日本政策金融公庫 連合会等の受託金融機関
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

3 (略)

修正前							
基本・風水害対策 第4章 災害復旧・復興計画 第4節 企業等援護計画						頁 239	
第1 農林漁業関係の融資《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》 1・2 (略) 3 漁業関係							
平成 26 年 12 月 18 日							
資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関	
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	漁船、漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%に相当する額 1施設当り 300万円 (特認 600万円) (漁船 1,000万円)	0.30～ 0.80%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	共同利用施設	漁業協同組合等が行う水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の 80%に相当する額	0.30～ 0.80%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
漁船資金	漁船の復旧 (原則 20ト以上の漁船)	融資を受ける者の負担する額の 80%に相当する額 1隻当り 4億5,000万円	0.30～ 0.65%	12年以内	2年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会	
漁業基盤整備資金	漁港整備	漁港施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%に相当する額	0.30～ 0.80%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	漁場整備	漁場並びに水産種苗生産施設又は漁場環境保全のために必要な施設の復旧					
天災資金	経営資金	漁具、稚魚、稚貝、餌料及び漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金その他漁業経営に必要な資金	個人 200～5,000万円 (激甚災害の場合 250～5,000万円) 法人 2,000～5,000万円	6.5% 以内で法律の発動の都度定める	6年以内 (激甚災害適用の場合は 7年以内)	—	県信用漁業協同組合連合会
	事業資金	漁業協同組合が、天災により被害を受けたために必要となった事業運営資金	単協 2,500万円 (激甚災害の場合 5,000万円) 連合会 5,000万円 (激甚災害の場合 7,500万円)		3年以内	—	農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
農林漁業セーフティネット資金 (災害等資金)	災害等により被害を受けた経営の再建	600万円 (特認 年間経営費等の 1/2分の 3以内)	0.30～ 0.55%	10年以内	3年以内	日本政策金融公庫 県信用漁業協同組合連合会	

修正後							
修正理由 ○ 農林漁業施設資金等の金利 (年利率) について、時点修正する。							
第1 農林漁業関係の融資《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》 1・2 (略) 3 漁業関係							
平成 27 年 12 月 18 日							
資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関	
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	漁船、漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%に相当する額 1施設当り 300万円 (特認 600万円) (漁船 1,000万円)	0.25～ 0.70%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	共同利用施設	漁業協同組合等が行う水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の 80%に相当する額	0.25～ 0.70%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
漁船資金	漁船の復旧 (原則 20ト以上の漁船)	融資を受ける者の負担する額の 80%に相当する額 1隻当り 4億5,000万円	0.25～ 0.55%	12年以内	2年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会	
漁業基盤整備資金	漁港整備	漁港施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%に相当する額	0.25～ 0.70%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	漁場整備	漁場並びに水産種苗生産施設又は漁場環境保全のために必要な施設の復旧					
天災資金	経営資金	漁具、稚魚、稚貝、餌料及び漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金その他漁業経営に必要な資金	個人 200～5,000万円 (激甚災害の場合 250～5,000万円) 法人 2,000～5,000万円	6.5% 以内で法律の発動の都度定める	6年以内 (激甚災害適用の場合は 7年以内)	—	県信用漁業協同組合連合会
	事業資金	漁業協同組合が、天災により被害を受けたために必要となった事業運営資金	単協 2,500万円 (激甚災害の場合 5,000万円) 連合会 5,000万円 (激甚災害の場合 7,500万円)		3年以内	—	農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
農林漁業セーフティネット資金 (災害等資金)	災害等により被害を受けた経営の再建	600万円 (特認 年間経営費等の 1/2分の 3以内)	0.25～ 0.35%	10年以内	3年以内	日本政策金融公庫 県信用漁業協同組合連合会	

修 正 前

基本・風水害対策編
第4章 災害復旧・復興計画
第4節 企業等援護計画

頁

241

第2 中小企業関係の融資《経済観光局ものづくり支援課》
1～4 (略)
5 広島市

平成 27 年 1 月 1 日現在

融資対象	使 途	貸付限度	貸付利率	貸付期間	申込場所	備 考
中小企業特別融資 (災害復旧資金) 市内に主たる事業所を 有する中小企業者又は 組合で、震災、風水害そ の他これらに類する災 害により直接被害を受 け、その復旧資金を必要 とする方	運転資金及び 設備資金 ※設置場所が 広島市外であ る設備につい ても、これを 認める。	運転資金・ 設備資金 7,000 万円 以内	年 1.2%以下	<u>7</u> 年以内 (据置期間 1 年以内) <u>10</u> 年以内 (据置期間 1 年以内)	商工組合中央 金庫、広島銀 行、山口銀行、 中国銀行、山陰 合同銀行、もみ じ銀行、西京銀 行、広島信用金 庫、呉信用金 庫、広島市信用 組合、広島県信 用組合	市町村長等の 発行する「り 災証明書」を 添付し、保証 協会又は金融 機関へ申し込 む

修 正 後

修 正 理 由

○ 中小企業関係の融資に係る貸付期間の変更に伴い、記載内容を修正する。

第2 中小企業関係の融資《経済観光局ものづくり支援課》
1～4 (略)
5 広島市

平成 28 年 1 月 1 日現在

融資対象	使 途	貸付限度	貸付利率	貸付期間	申込場所	備 考
中小企業特別融資 (災害復旧資金) 市内に主たる事業所を 有する中小企業者又は 組合で、震災、風水害そ の他これらに類する災 害により直接被害を受 け、その復旧資金を必要 とする方	運転資金及び 設備資金 ※設置場所が 広島市外であ る設備につい ても、これを 認める。	運転資金・ 設備資金 7,000 万円 以内	年 1.2%以下	<u>10</u> 年以内 (据置期間 1 年以内)	商工組合中央 金庫、広島銀 行、山口銀行、 中国銀行、山陰 合同銀行、もみ じ銀行、西京銀 行、広島信用金 庫、呉信用金 庫、広島市信用 組合、広島県信 用組合	市町村長等の 発行する「り 災証明書」を 添付し、保証 協会又は金融 機関へ申し込 む

修正前

区分	担当部局	主な担当業務	編成時期
救援物資対策チーム	(総括) 健康福祉局地域福祉課 (スタッフ) 企画総務局総務課 道路交通局道路管理課	・救援物資受入の統括 ・避難場所ニーズの把握 ・配分計画の決定 ・輸送車両の確保 ・道路等の被害情報、規制情報等の把握 ・救援物資受入に関する広報 ・集配拠点の設置・廃止の決定 ・その他	市長が必要と認めるとき
広島市民球場（マツダスタジアム）担当	企画総務局	・広島市民球場（マツダスタジアム）運営の統括 ・救援物資の受入・払出 ・救援物資の払出に係る外部との調整 ・在庫管理 ・集配拠点との連絡調整 ・その他	
集配拠点担当	企画総務局	・集配拠点運営の統括 ・救援物資の受入・払出 ・施設管理者との調整 ・広島市民球場（マツダスタジアム）との連絡調整 ・その他	健康福祉局長が必要と認めるとき

- 5 健康福祉局長は、災害の程度、被災地の状況により、救援物資対策チーム等への物流専門家の派遣の必要性を検討し、必要と認められた場合には、広島県にその派遣を要請し、救援物資の配分方法等について助言を受けることとする。
- 6 救援物資のうち、民間企業等からの義援物資の受入については、健康福祉局長が災害の程度、被災地の状況により、その必要性を認めた場合に、物資の品目などを指定して受け入れることとする。ただし、特定の被災者へ搬送するなど条件を付して行われる義援物資は受け入れない。
- 7 発災直後から、救援物資の受入等の状況について、報道機関等を通じて公表する。

第4 義援金及び救援物資の配分《企画総務局総務課、健康福祉局健康福祉企画課・地域福祉課、道路交通局道路管理課、各区区政調整課》

- 1 義援金の配分に当たっては、健康福祉局に配分委員会を設置し、同委員会による使途の決定を受け、企画総務局及び区においてこれを行う。
ただし、配分内容により他の適切な所管局がある場合には当該所管局においても配分を行う。
また、平成26年8月20日の豪雨災害時のように、多額の義援金が寄せられ、広範な使途で長期にわたり配分を行う場合は、全庁的な体制を整備した上で配分を行う。
配分方法を決定したときは、速やかに報道機関等を通じて公表する。
- 2 災害対策本部が設置されていない場合の義援金の配分については、災害対策本部が設置されている場合に準じて行う。この場合において、「企画総務局」とあるのは「健康福祉局」とする。
- 3 救援物資の配分に当たっては、被災状況等を勘案し、救援物資対策チームが配分方法等を決定し、これに基づき、被災者に対する円滑な配分を行う。
なお、配分方法等を決定するに当たっては、物資の種類に偏りが生じないように努める。

修正後

区分	担当部局	主な担当業務	編成時期
救援物資対策チーム	(総括) 健康福祉局 (スタッフ) <u>経済観光局</u> 道路交通局道路管理課	・救援物資受入の統括 ・避難場所ニーズの把握 ・配分計画の決定 ・輸送車両の確保 ・道路等の被害情報、規制情報等の把握 ・救援物資受入に関する広報 ・集配拠点の設置・廃止の決定 ・その他	市長が必要と認めるとき
広島市民球場（マツダスタジアム）担当	<u>危機管理室</u> <u>経済観光局</u>	・広島市民球場（マツダスタジアム）運営の統括 ・救援物資の受入・払出 ・救援物資の払出に係る外部との調整 ・在庫管理 ・集配拠点との連絡調整 ・その他	
集配拠点担当	<u>各施設所管課</u>	・集配拠点運営の統括 ・救援物資の受入・払出 ・施設管理者との調整 ・広島市民球場（マツダスタジアム）との連絡調整 ・その他	健康福祉局長が必要と認めるとき

- 5 健康福祉局長は、災害の程度、被災地の状況により、救援物資対策チーム等への物流専門家の派遣の必要性を検討し、必要と認められた場合には、広島県にその派遣を要請し、救援物資の配送等について助言を受けることとする。
- 6 救援物資のうち、民間企業等からの義援物資の受入については、健康福祉局長が災害の程度、被災地の状況により、その必要性を認めた場合に、健康福祉局が物資の品目などを指定し、経済観光局が受入を行う。ただし、特定の被災者へ搬送するなど条件を付して行われる義援物資は受け入れない。
- 7 発災直後から、救援物資の受入等の状況について、経済観光局が報道機関等を通じて公表する。

第4 義援金及び救援物資の配分《企画総務局総務課、健康福祉局健康福祉企画課・地域福祉課、経済観光局、道路交通局道路管理課、各区区政調整課》

- 1 義援金の配分に当たっては、企画総務局に配分委員会を設置し、同委員会による使途の決定を受け、企画総務局及び区においてこれを行う。
ただし、配分内容により他の適切な所管局がある場合には当該所管局においても配分を行う。
また、平成26年8月20日の豪雨災害時のように、多額の義援金が寄せられ、広範な使途で長期にわたり配分を行う場合は、全庁的な体制を整備した上で配分を行う。
配分方法を決定したときは、速やかに報道機関等を通じて公表する。
- (削除)
- 2 救援物資の配分に当たっては、被災状況等を勘案し、健康福祉局が配分方法等を決定し、これに基づき、経済観光局が被災者に対する円滑な配分を行う。
なお、配分方法等を決定するに当たっては、物資の種類に偏りが生じないように努める。

修正前

- 第5 他の市町村が被災した場合の措置《健康福祉局健康福祉企画課、各区生活課》
- 1 健康福祉局は、他の市町村が被災した場合、被災地から受入物資及び受入期間等の情報を入手する。健康福祉局長は、被災地のニーズ、被災地近隣自治体の救援状況により、被災者に対する義援金等の必要性を検討し、義援金等の受入を決定する。この場合において、義援物資の受入の決定に当たっては、事前に被災した市町村の了解を得る。

 - 2 受入の決定までの間に、市民から義援金等の提供の申し出があった場合は、所定の受付票に記録し、受入が決定されたときは、その旨を当該申出者に連絡する。
 - 3 受入を行わない場合は、必要に応じ義援金等に関する問い合わせ窓口を各区生活課に設置し、被災地の状況等についての必要な情報を市民に提供する。
 - 4 健康福祉局は、義援金等の受付期間及び被災地への送付時期等を報道機関を通じて公表する。
 - 5 義援金等の受付及び保管については、本市が被災した場合の取扱いに準じる。
 - 6 受け付けた義援金等は、適宜、被災地の受入機関に送金又は送付する。

修正後

- 第5 他の市町村が被災した場合の措置《危機管理室、健康福祉局健康福祉企画課、各区生活課》
- 1 危機管理担当局長は、他の市町村が被災した場合、被災状況や被災地のニーズ、国や他の自治体の救援状況等を踏まえ、備蓄物資の抛出、義援金等の受入を決定する。

 - 2 危機管理担当局長は、義援金等の受入を決定した場合、健康福祉局長へ報告し、健康福祉局長は次に掲げる事務を行う。
 - (1) 受入の決定までの間に、市民から義援金等の提供の申し出があった場合は、所定の受付票に記録し、受入が決定されたときは、その旨を当該申出者に連絡する。
 - (2) 受入を行わない場合は、必要に応じ義援金等に関する問い合わせ窓口を各区生活課に設置し、被災地の状況等についての必要な情報を市民に提供する。
 - (3) 義援金等の受付期間及び被災地への送付時期等を報道機関を通じて公表する。
 - (4) 義援金等の受付及び保管については、本市が被災した場合の取扱いに準じる。
 - (5) 受け付けた義援金等は、適宜、被災地の受入機関に送金又は送付する。

修正前	
基本・風水害対策編	頁
第5章 公益事業等防災計画	256・258
第1節 電力施設（中国電力株式会社広島営業所・広島電力所・広島北電力所）	260～262
1～10（略）	
別表1～7-3（略）	

修正後
修正理由
○ 中国電力株式会社防災組織見直しに伴い、当該記載内容を修正する。
1～10（略）
別表1・2（略）
別表3 <u>別添のとおり</u>
別表4（略）
別表5 <u>別添のとおり</u>
別表6（略）
別表7-1～7-3 <u>別添のとおり</u>

総本部における各体制の組織編成および本部長・副本部長・総合復旧班長・被災従業員支援班長の役割

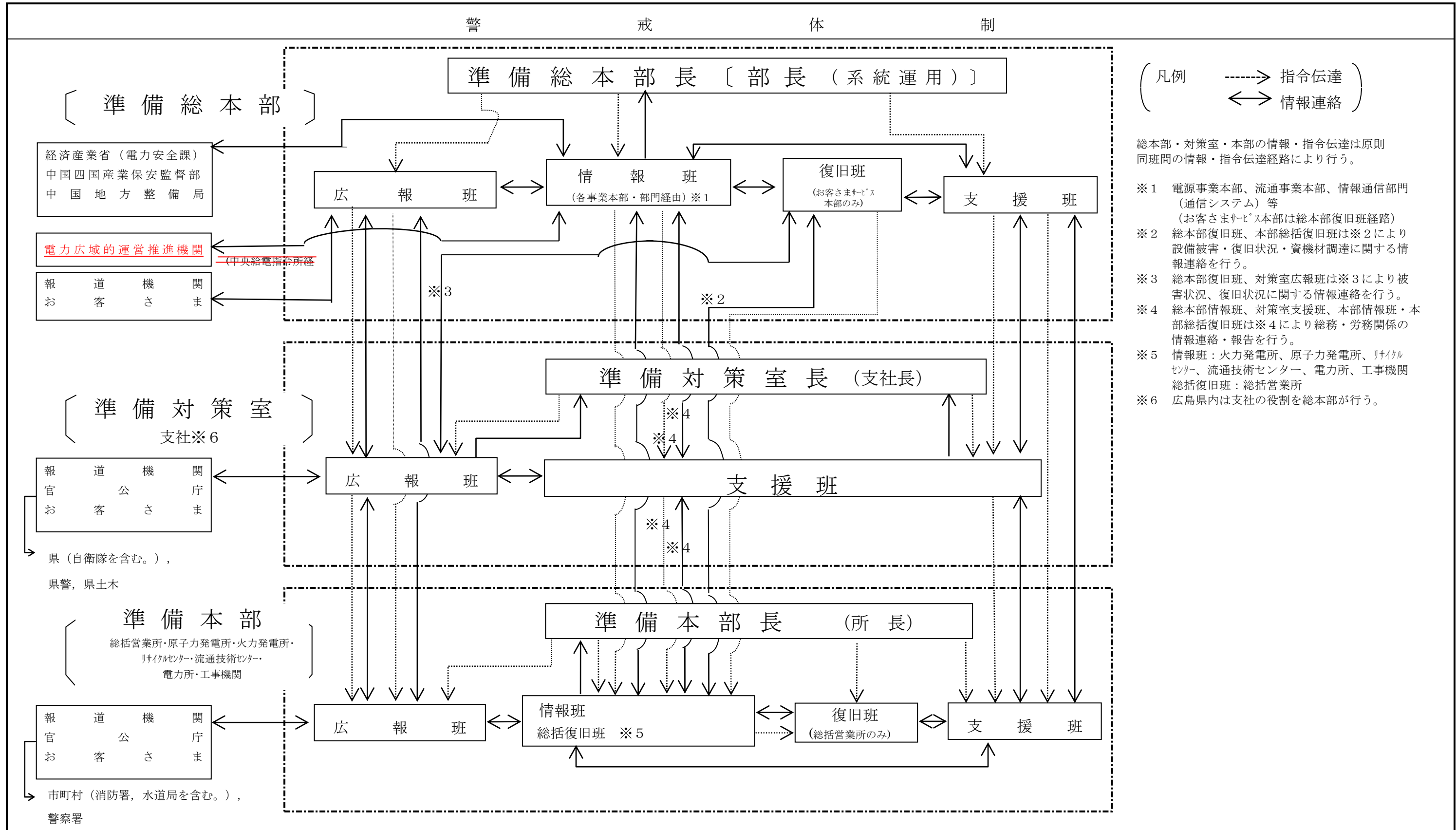
	警戒体制	非常体制	特別非常体制
組織編成	<p style="text-align: center;">災害対策準備総本部</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>準備総本部長 部長（系統運用） ・準備総本部の統括</p> <p>副準備総本部長 流通事業本部マネージャー <u>（工務品質・安全グループ）</u> ・準備総本部長の補佐</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>情報班 班長：流通事業本部 マネージャー（給電グループ）</p> <p>広報班 班長：広報部門 マネージャー（報道グループ）</p> <p>復旧班（お客さまサービス本部のみ） 班長：お客さまサービス本部 マネージャー <u>（配電計画グループ）</u></p> <p>支援班 班長：コンプライアンス推進部門 マネージャー（総務・防災グループ）</p> </div> </div> <p>(注) お客さまサービス本部以外の事業本部・部門も必要により復旧班を設置することがある。 この場合の班の構成等は、非常体制に準ずる。</p>	<p style="text-align: center;">災害対策総本部</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>総本部長 コンプライアンス推進部門長 ・総本部の統括 ・副総本部長の指名 ・総合復旧班長の指名</p> <p>副総本部長 流通事業本部長 お客さまサービス本部長 ・総本部長の補佐</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>情報班 班長：部長（系統運用）</p> <p>広報班 班長：広報部門部長</p> <p>復旧班 班長：設備主管部長 管財部門部長（建築）</p> <p>支援班 班長：コンプライアンス推進部門部長 （総務）</p> </div> </div> <p>(注) 災害の規模に応じて、総合復旧班長を指名する。 総合復旧班長を指名したときの組織編成は、特別非常体制に準ずる。</p>	<p style="text-align: center;">特別災害対策総本部</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>総本部長 社長 ・総本部の統括 ・副総本部長の指名 ・被災従業員支援班の設置</p> <p>副総本部長 コンプライアンス推進部門長 流通事業本部長 ・総本部長の補佐</p> <p>総合復旧班長 お客さまサービス本部長 ・復旧班相互の調整 ・総合的な復旧目標・ 復旧計画の策定</p> <p>被災従業員支援班 ・被災従業員・家族の支援</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>情報班 班長：部長（系統運用）</p> <p>広報班 班長：広報部門部長</p> <p>復旧班 班長：設備主管部長 管財部門部長（建築）</p> <p>支援班 班長：コンプライアンス推進部門部長 （総務）</p> <p>班長：人材活性化部門長 副班長：人材活性化部門部長（労務）</p> </div> </div> <p>(注) 総合復旧班長は、必要により事務局員を指名する。</p>

別表5

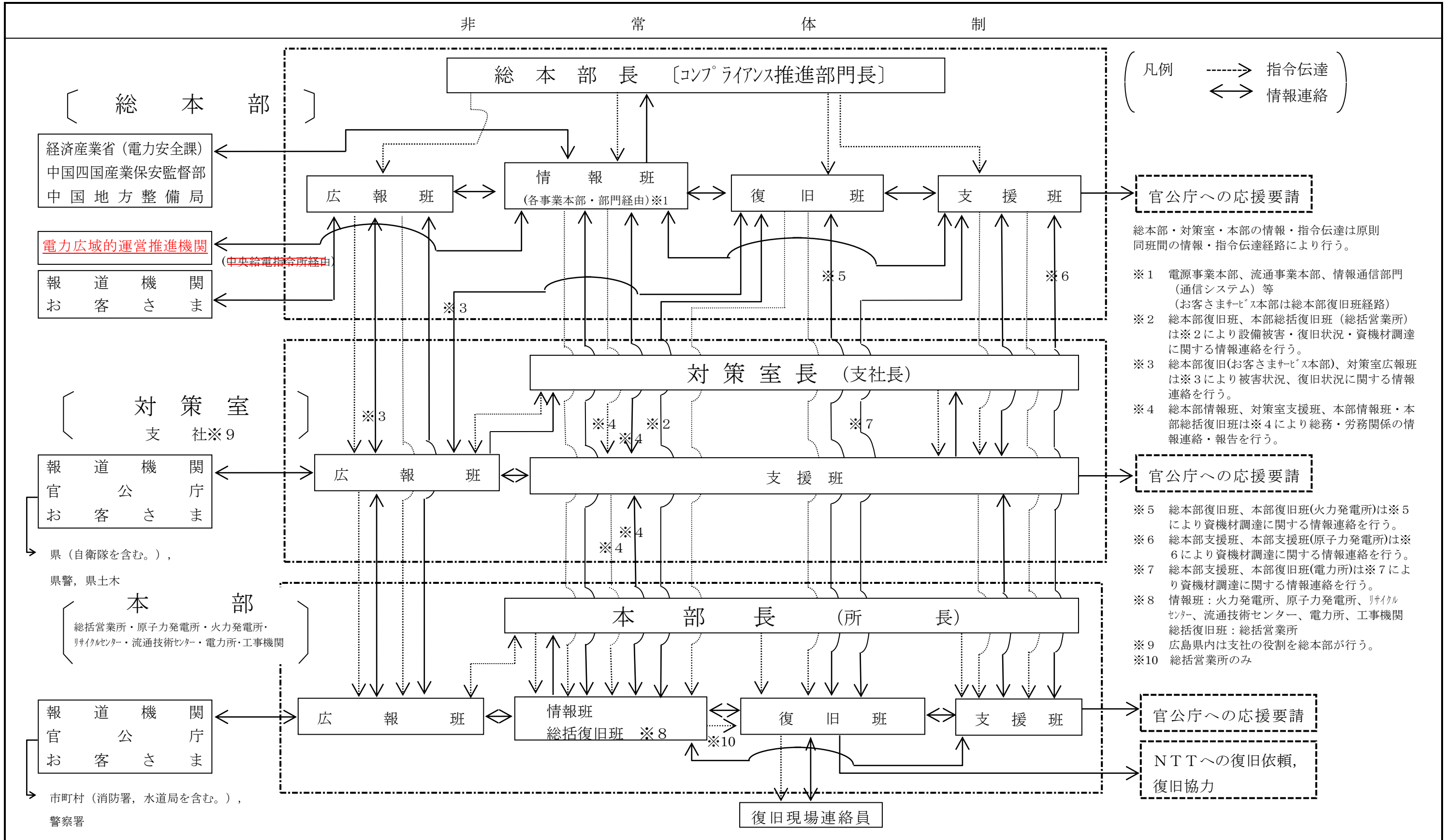
総本部における防災体制下の各班の任務

各班の任務						
	情報班	広報班	復旧班	支援班	総合復旧班長事務局	被災従業員支援班
情報収集・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報, 停電状況, 事故状況, 設備被害, 復旧状況, 復旧目標等の集約・連絡・報告 ・ 各班情報の総合とりまとめ ・ 経済産業省(電力安全課), 内閣府, 中国四国産業保安監督部, 中国地方整備局, <u>電力広域的運営推進機関</u>との対応・報告 ・ 本部の運営・記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客さま対応・報道対応状況等の集約および報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧対応に必要な設備被害・復旧状況の把握および報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧資機材の調達・輸送情報の集約および報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧班, 支援班との連絡・記録 ・ 総合的な復旧目標・復旧計画の策定に関する事務 	
復旧対応			<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧目標・復旧計画の調整 ・ 本部間の復旧資機材, 要員に関する関係事業所本部間の調整 ・ 応急対策, 復旧方法等の技術的指導・助言 ・ 部門間・他電力<u>会社等</u>への復旧要員応援<u>要請</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧資機材の確保, 輸送手段の確保 ・ 他電力<u>会社等</u>への復旧資機材応援<u>要請</u> ・ 官公庁への応援<u>要請</u> ・ 建物被害の復旧対応および車両修理手配 ・ 社宅, 寮, 自宅居住者の家屋被害復旧対応 		
お客さま対応		<ul style="list-style-type: none"> ・ お客さま関係対応(電話対応ほか) ・ お客さま対応要員に関する関係事業所本部間の調整 				
報道対応		<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道資料の関係事業所本部間との調整および報道機関への発表, 対応 				
復旧活動支援				<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部の設営および運営の支援 ・ 宿舍・食料等対策要員の支援 ◎従業員・応援者の健康管理 ◎従業員と家族間の安否状況連絡 ◎防疫対策 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通網寸断に伴う通勤対策
被災従業員・家族支援				<ul style="list-style-type: none"> ◎住宅, 寮, 自宅居住者の家屋被害復旧対応 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員・家族仮住居の手配 ・ 生活物資の緊急配布 ・ 医療支援(メンタルヘルスを含む) ・ 被災土地・家屋・財産に関する法律相談 ・ その他必要な支援

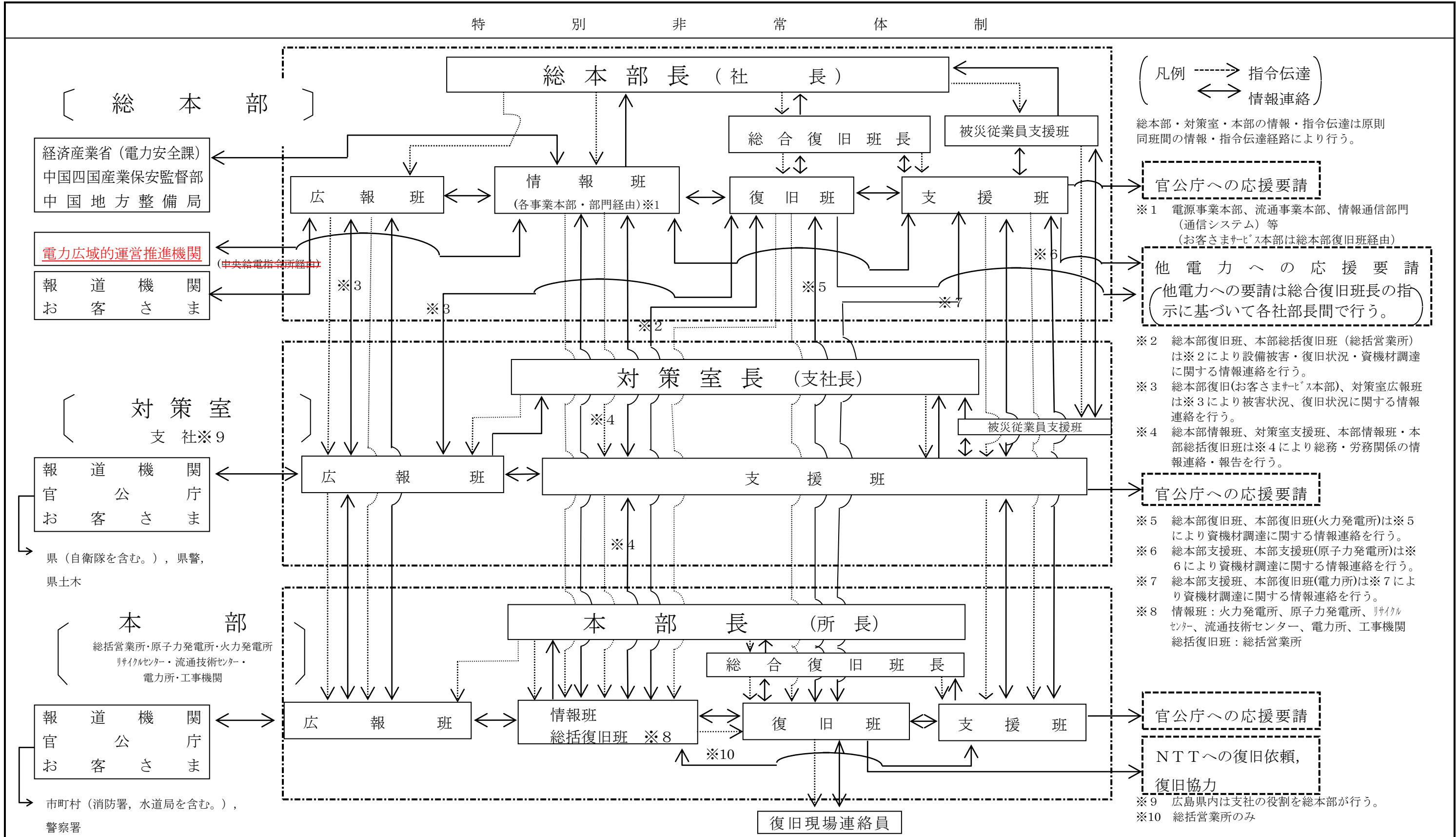
(注)支援班の任務のうち, ◎印については, 被災従業員支援班が設置された場合には任務を引継ぐ。



(注) 1. 経済産業省 (電力安全課) をはじめ中央各府省庁ならびに関係箇所は東京支社が対応する。
 2. 総本部から防災体制が発令されていない事業所へ情報連絡を行う場合の連絡窓口は、原則として次による。
 支社…総務 グループ、総括営業所…配電総括課(当直者)、火力発電所 (大崎を除く)…発電課、原子力発電所…発電部、流通技術センター…計画課、電力所…企画課(制御所)、大崎発電所・リサイクルセンター・工事機関ほか…事務課またはこれに準ずる箇所



(注) 1. 経済産業省（電力安全課）をはじめ中央各府省庁ならびに関係箇所は東京支社が対応する。
 2. 総本部から防災体制が発令されていない事業所へ情報連絡を行う場合の連絡窓口は、原則として次による。支社…総務グループ、総括営業所…配電総括課(当直者)、火力発電所（大崎を除く）…発電課、原子力発電所…発電部、流通技術センター…計画課、電力所…企画課(制御所)、大崎発電所・リサイクルセンター・工事機関ほか…事務課またはこれに準ずる箇所



(注) 1. 経済産業省（電力安全課）をはじめ中央各府省庁ならびに関係箇所は東京支社が対応する。

2. 総本部から防災体制が発令されていない事業所へ情報連絡を行う場合の連絡窓口は、原則として次による。支社…総務グループ、総括営業所…配電総括課(当直者)、火力発電所（大崎を除く）…発電課、原子力発電所…発電部、流通技術センター…計画課、電力所…企画課(制御所)、大崎発電所・リサイクルセンター・工事機関ほか…事務課またはこれに準ずる

修 正 前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設	頁 279～281
第2 日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店 <div style="text-align: center;"> <u>防 災 業 務 計 画</u> <u>(略)</u> </div>	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 日本貨物鉄道株式会社本社の防災業務計画に順じて、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店の防災業務計画を修正する。
第2 日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店 <u>(別 添)</u>

防 災 業 務 計 画

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項の規定に基づいて定める防災業務計画であって、日本貨物鉄道株式会社（以下「当社」という。）が管理運営する貨物鉄道事業及びこれに関連する事業等に係る車両、施設、設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的且つ有機的な推進をはかることを目的とする。

第2節 実施の方針

この計画は、当社の輸送事業を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧につとめ、輸送の確保をはかり、その社会的使命を発揮できるよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、関係公共機関及び鉄道事業者をはじめとした関係会社との密接な連携のもとに、万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

第2章 防災体制

第1節 施設に対する防災体制

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進をはかるものとする。

第2節 災害対策本部の設置・運営

- 1 災害が発生した場合においては、当該災害の規模その他の状況により、必要に応じ本社及び当該支社に災害対策本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧の推進をはかる組織をあらかじめ構成しておくものとする。
- 2 管理職社員は、震度6弱以上の地震が貨物列車運転地域で発生した場合及び事故・災害等により、多大な輸送障害が想定される場合は、別に定める場合を除き、緊急連絡の有無にかかわらず全員出勤するものとする。
- 3 事故・災害等が関東地域で発生した場合で、本社の指令機能が麻痺し本社・支社間の通信が途絶えた際には、社長は、本社の体制が整うまでの間、本社列車の運行指令権を支社に委任する。

この場合、東日本エリア（関東支社以北）は東北支社長が、また西日本エリア（東海・関西支社以西）については関西支社長が、それぞれ社長代行を行うものとし、本社指令機能が回復した時点で、東北及び関西支社長による社長代行は中止する。

第3節 防災業務機器の整備

- 1 関係機関との連絡を緊密に行い、事故・災害等の予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な機器を整備しておくものとする。
- 2 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置などの配備を進めるものとする。

第3章 災害予防

第1節 防災上必要な教育

防災業務に従事する社員に対し、平常業務を通じて災害予防に関する教育を行い、知識の普及をはかるとともに、施設機能の保全に必要な技術を高度に発揮できるようその体制を整備し、防災対策の計画的な推進をはかるものとする。

第2節 防災上必要な訓練

防災関係業務に従事する社員に対しては、防災対策、災害復旧等に必要な判断力と技能を養成し、迅速かつ適切な災害復旧活動ができるよう所要の訓練を行うものとし、総合防災訓練等に積極的に参加させるとともに情報連絡、予防措置等災害防止に関する知識の吸収に勤めさせるものとする。

第3節 防災体制

- 1 災害の発生が予想される場合には、輸送の安全を確保するため、防災規程に基づき、すみやかに所定の体制をとるものとする。
- 2 予報及び警報を関係現業機関に迅速かつ正確に伝達するため、その組織及び方法並びに警報の発令基準等について、あらかじめ所要の定めをしておくものとする。
- 3 災害時において、ただちに必要となる要員、機器、資材等の入手方法及び輸送の計画をたて、調達・輸送管理体制を確立するものとする。

第4章 災害応急対策

第1節 情報の収集及び連絡

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係行政機関、関係公共機関及び鉄道事業者をはじめとした関係会社と密接な情報連絡を行うことができるよう、これに必要な措置を定めておくものとする。

第2節 広 報

災害が発生した場合において、被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等にこれを発表できるよう、その体制を定めておくものとする。

第3節 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに救難救護等に必要措置を講じておくものとする。

第4節 建設機材の現状の把握及び運用

当社のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用できるよう、その方法及び運用について定めておくものとする。

第5節 社員の状況把握及び活用

災害業務に従事する社員の技術及び技能の程度、人員、配置状況等を的確に把握しておくとともに、緊急時における従事命令の発動方法、手順等を定めておくものとする。

期するものとする。

第6節 災害時における資材の供給等

応急資材の供給については、緊急調達制度の活用、貯蔵品の保有及び配置、緊急配給体制の確立等により、迅速な供給の確保をはかるものとする。

第7節 通信連絡の方法

- 1 事故・災害時には、あらゆる手段を講じて本社・支社間、関係機関との通信連絡の確保をはかることはもとより、非常無線通信規約による関係行政機関等通信系の相互活用も行うものとする。
- 2 大規模災害の発生時には、通信回線の輻輳を回避するため、優先使用電話を指定し緊急以外の通話を制限するものとする。

第8節 電力の確保

災害時における電力確保のため、非常用予備発電装置等及び予備電源設備の利用方策を定めておくものとする。

第9節 輸送対策

災害時における輸送の円滑を期するため、列車の迂回及びトラック代行輸送の手配等の輸送対策を策定しておくものとする。

第10節 自衛隊への救助要請

発災時の被害が甚大で人命救助等の必要がある場合、関係地方自治体の長を通じて、自衛隊の出動要請を行うものとする。

第11節 非常用食料等の備蓄

発災時に備えて、必要に応じ保存食料、飲料水等を備蓄するものとする。

第12節 社員及び家族の安否確認

災害時には、社員及び家族の安否を確認するものとする。

第5章 災害復旧

第1節 災害復旧の実施の基本方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業等を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

第2節 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後はすみやかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。

本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を

修 正 前

基本・風水害対策編
第5章 公益事業等防災計画
第4節 交通輸送施設

頁
291～293

第5 広島電鉄株式会社

1 施設の概況

(1) 電車事業本部

ア (略)

イ 車庫の名称、所在地及び保有台数

(平成27年1月1日現在)

車庫名	所在地	車両・編成数
千田車庫	広島市中区東千田町二丁目9-29	34両+18編成
江波車庫	広島市中区江波西一丁目24-59	33両+1編成
荒手車庫	広島市西区草津南三丁目6-3	42編成

(2) バス事業本部

○ 営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表

(平成27年1月1日現在)

名称	所在地	車両台数	電話
曙営業課	広島市東区曙一丁目7-1	47 (1)	262-1982
仁保営業課	広島市南区仁保沖町1-92	55 (1)	242-3575
江波営業課	広島市中区江波西一丁目24-59	60 (1)	232-6455
広島南営業課	広島市中区西白島町24-9	52 (1)	221-4385
広島西営業課	〃	37 (1)	207-1112
西風新都営業課	広島市佐伯区石内北五丁目2-13	55 (1)	941-5565
広島北営業課	広島市西区小内町二丁目18-1	67 (1)	231-5171
安佐出張所	広島市安佐北区安佐町飯室1576	16 (0)	835-1860

()内は、貸切で内数である。

修 正 後

修正理由

○ 車両数の変更及び防災業務計画の内容を反映させるため、記載内容を修正する。

第5 広島電鉄株式会社

1 施設の概況

(1) 電車事業本部

ア (略)

イ 車庫の名称、所在地及び保有台数

(平成28年1月1日現在)

車庫名	所在地	車両・編成数
千田車庫	広島市中区東千田町二丁目9-29	36両+16編成
江波車庫	広島市中区江波西一丁目24-59	36両+2編成
荒手車庫	広島市西区草津南三丁目6-3	42編成

(2) バス事業本部

○ 営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表

(平成28年1月1日現在)

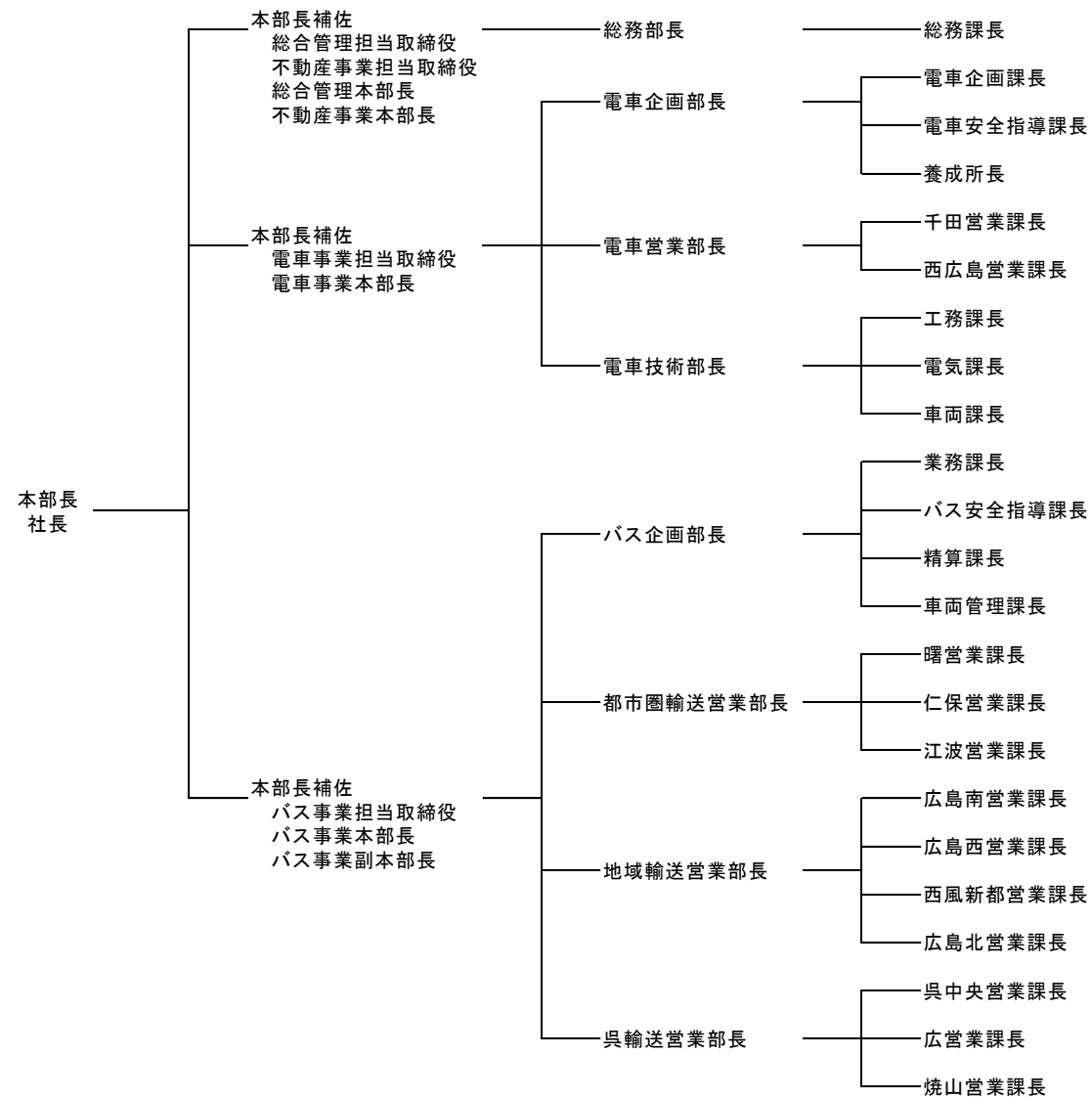
名称	所在地	車両台数	電話
曙営業課	広島市東区曙一丁目7-1	47 (1)	262-1982
仁保営業課	広島市南区仁保沖町1-92	52 (1)	242-3575
江波営業課	広島市中区江波西一丁目24-59	60 (1)	232-6455
広島南営業課	広島市中区西白島町24-9	50 (1)	221-4385
広島西営業課	〃	39 (1)	207-1112
西風新都営業課	広島市佐伯区石内北五丁目2-13	58 (1)	941-5565
広島北営業課	広島市西区小内町二丁目18-1	55 (1)	231-5171
安佐出張所	広島市安佐北区安佐町飯室1576	16 (0)	835-1860

()内は、貸切で内数である。

修正前

- 2 (略)
 3 応急対策
 (1) 防災組織

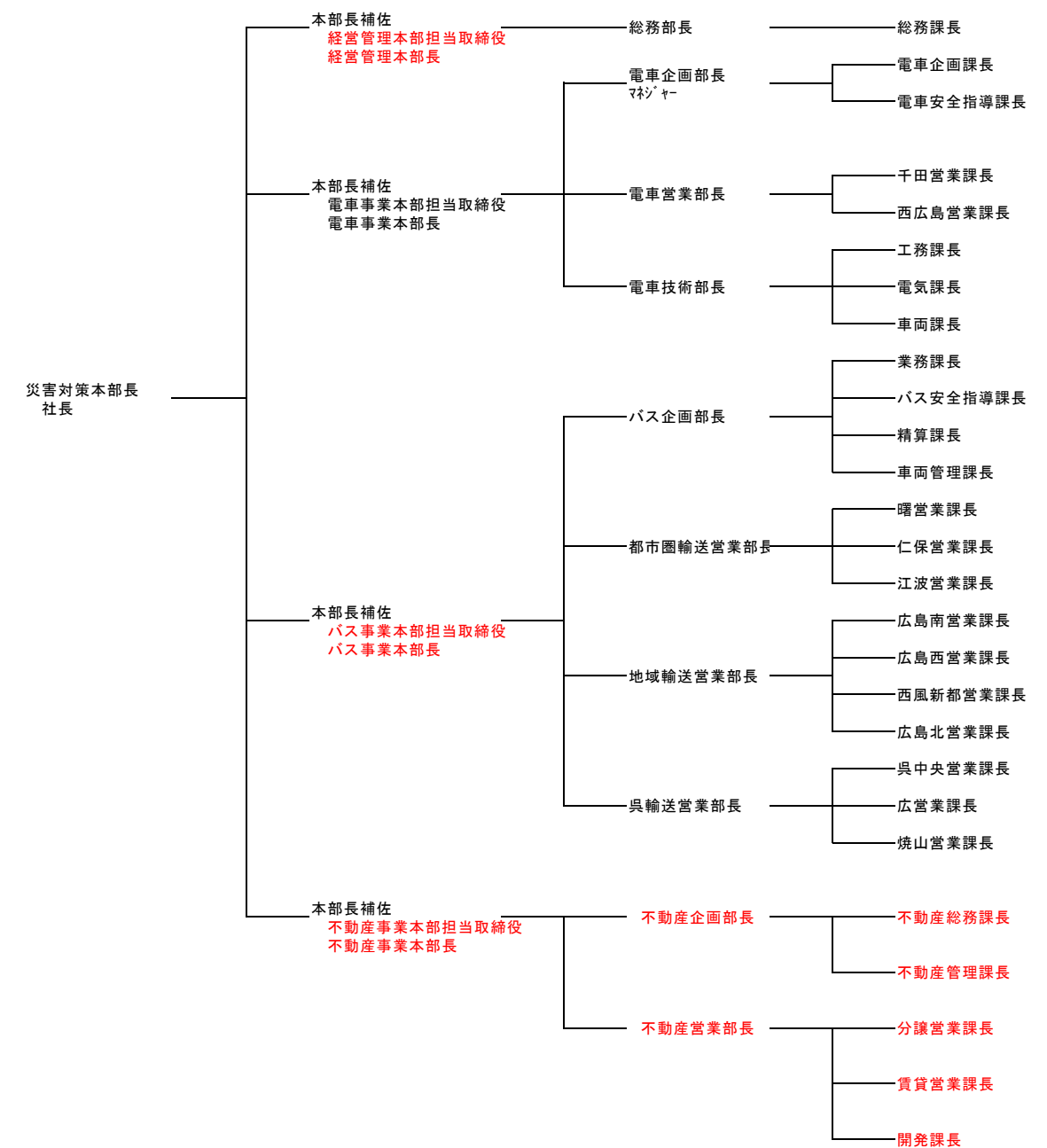
○ 災害対策本部の構成



修正後

- 2 (略)
 3 応急対策
 (1) 防災組織

○ 災害対策本部の構成



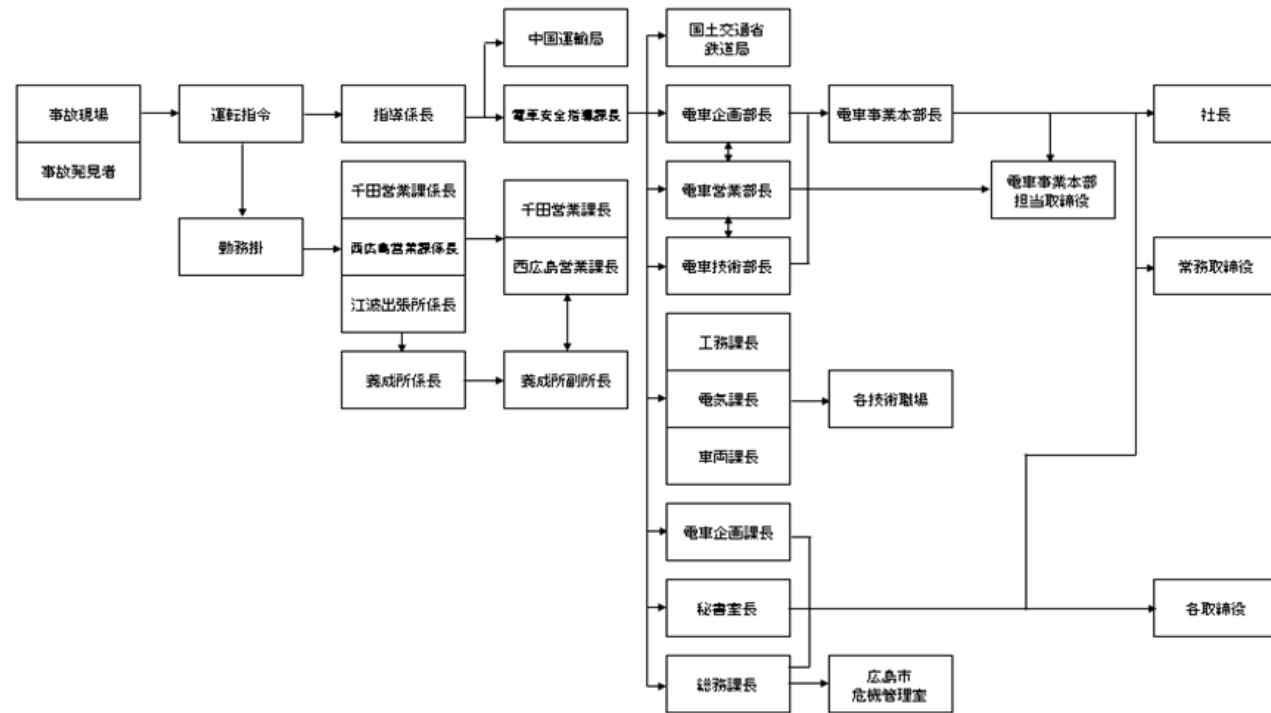
修正前

(2) 通報連絡体制

広島市危機管理室との連絡場所を総合管理本部総務課とする。

○ 災害発生時の通報ルート

ア 電車事業本部



イ (略)

(3)~(9) (略)

4 (略)

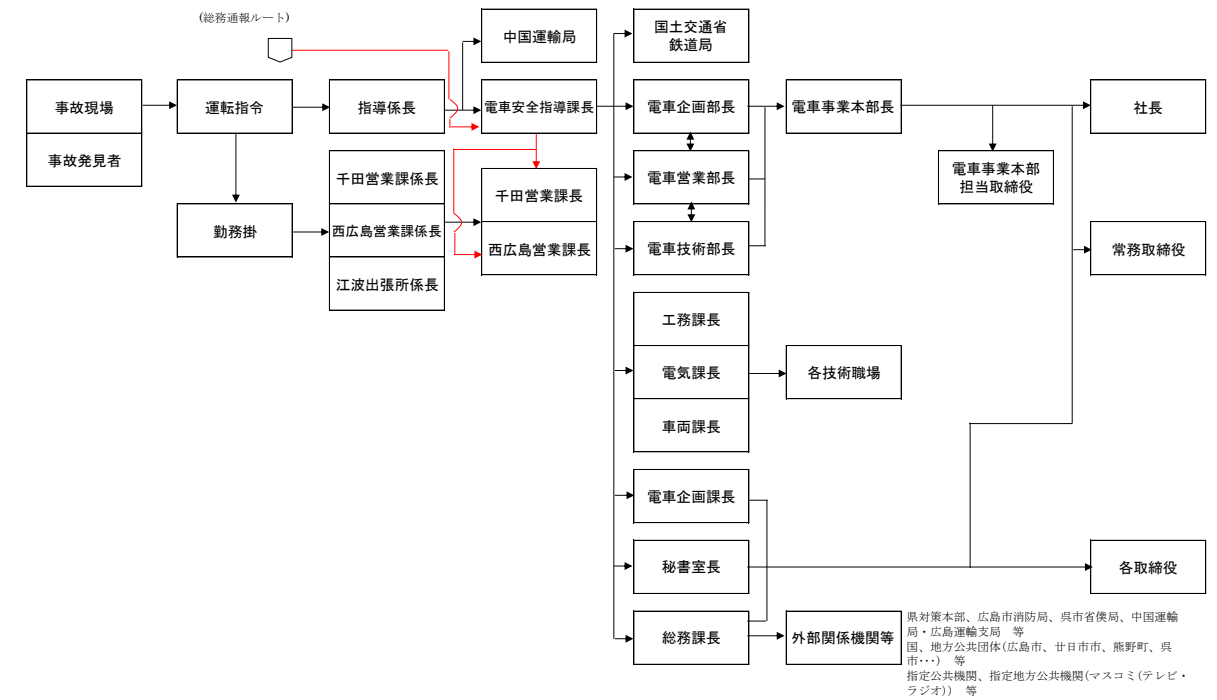
修正後

(2) 通報連絡体制

広島市危機管理室との連絡場所を経営管理本部総務課とする。

○ 災害発生時の通報ルート

ア 電車事業本部



イ (略)

(3)~(9) (略)

4 (略)

県対策本部、広島市消防局、呉市消防局、中国運輸局・広島運輸支局 等国、地方公共団体(広島市、廿日市市、熊野町、呉市...) 等
指定公共機関、指定地方公共機関(マスコミ(テレビ・ラジオ)) 等

修正前

基本・風水害対策編
第5章 公共事業等防災計画
第4節 交通輸送施設

頁
295・296

第6 広島バス株式会社

異常気象時措置計画

風水害、その他天災地変などによる災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、正確に事態の内容を把握し、**営業本部長**に報告し、その指示に従い、適切な対策及び被害を最小限に止める手段を講ずるとともに、輸送の確保を図ることを目的とする。

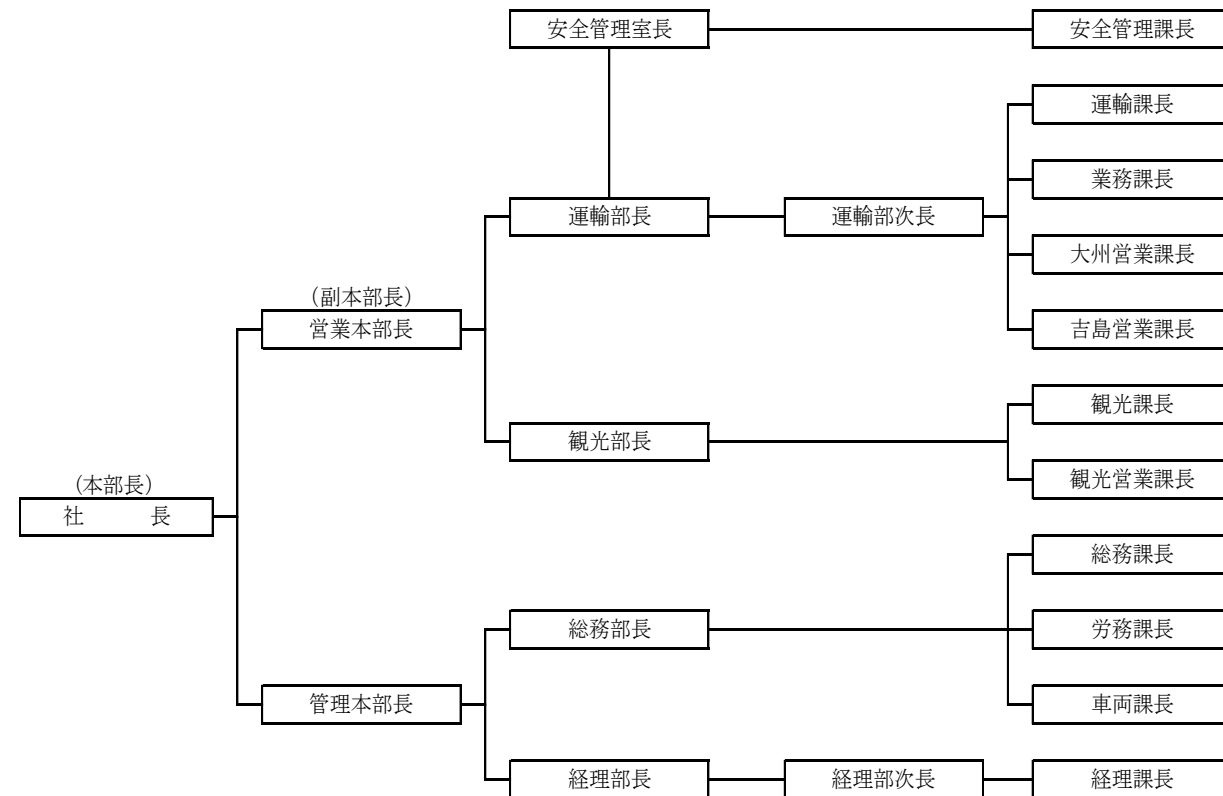
1 施設の概要

名称	所在地	車両数	電話番号
本社	広島市中区光南六丁目 1-68	—	545-7950
大州営業所	広島市南区大州一丁目 5-30	131	281-9148
吉島営業所	広島市中区南吉島二丁目 4-33	103	243-5522
観光営業所	広島市中区光南六丁目 1-68	25	545-7959

2 応急対策

(1) 組織

風水害、その他天災地変の際、その被害の拡大を防ぎ、輸送を確保するため対策本部を設置する。



修正後

修正理由

○ 広島バス株式会社の組織改正に伴い、異常気象時措置計画を修正する。

第6 広島バス株式会社

異常気象時措置計画

風水害、その他天災地変などによる災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、正確に事態の内容を把握し、**取締役**に報告し、その指示に従い、適切な対策及び被害を最小限に止める手段を講ずるとともに、輸送の確保を図ることを目的とする。

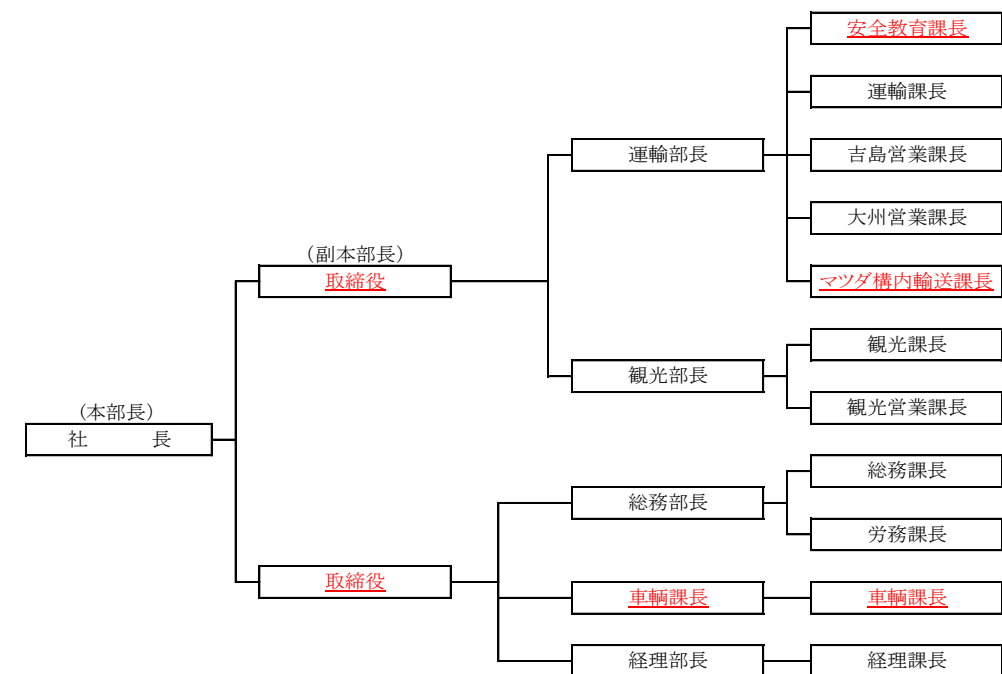
1 施設の概要

名称	所在地	車両数	電話番号
本社	広島市中区光南六丁目 1-68	—	545-7950
大州営業所	広島市南区大州一丁目 5-30	131	281-9148
吉島営業所	広島市中区南吉島二丁目 4-33	101	243-5522
観光営業所	広島市中区光南六丁目 1-68	26	545-7959

2 応急対策

(1) 組織

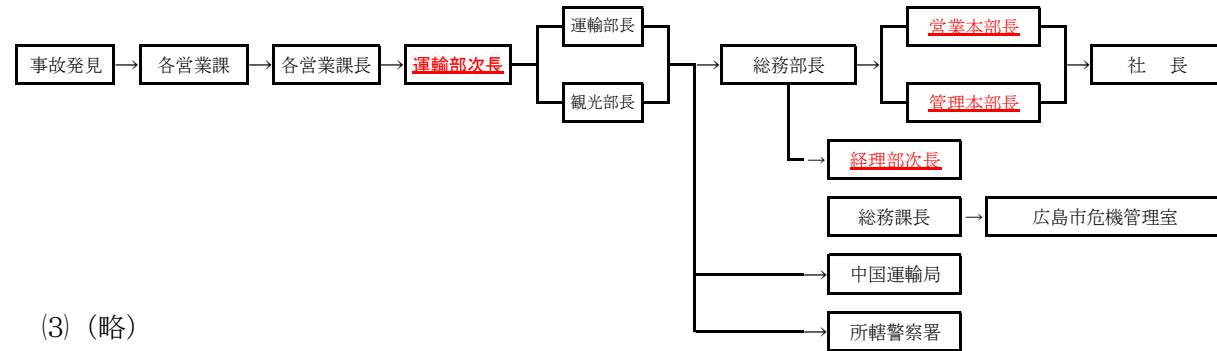
風水害、その他天災地変の際、その被害の拡大を防ぎ、輸送を確保するため対策本部を設置する。



修正前

(2) 連絡体制

広島市危機管理室との連絡は総務部総務課とする。

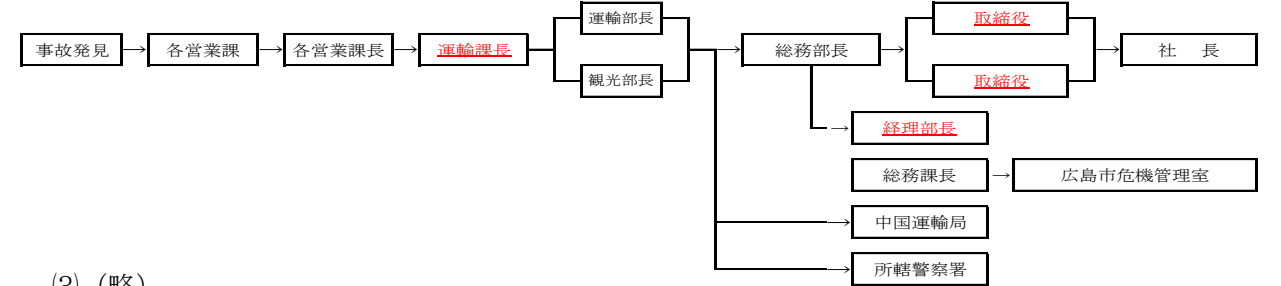


(3) (略)

修正後

(2) 連絡体制

広島市危機管理室との連絡は総務部総務課とする。



(3) (略)

修正前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設	頁 303～310
<p>第9 <u>広島県</u>広島ヘリポート管理事務所</p> <p>「広島ヘリポート緊急計画」(平成24年8月8日制定, <u>平成26年3月31日</u>一部改正)(略)</p>	

修正後
<p>修正理由</p> <p>○ 指定管理者制度の導入に伴い、広島ヘリポート緊急計画等を修正する。</p>
<p>第9 <u>(削除)</u> 広島ヘリポート管理事務所</p> <p>「広島ヘリポート緊急計画」(平成24年8月8日制定, <u>平成27年4月1日</u>一部改正) <u>別添のとおり</u></p>

第9 広島ヘリポート管理事務所

広島ヘリポート緊急計画

(平成24年8月8日制定)
平成26年3月31日一部改正
平成27年4月1日一部改正

(目的)

第1条 広島ヘリポート緊急計画(以下「緊急計画」という。)は、広島ヘリポート及び広島ヘリポートの周辺における緊急事態等が発生した場合又はその恐れがある場合において、広島ヘリポート及び関係機関相互の協力と緊密な連携により、迅速かつ的確な活動を実施するため、緊急時の通報連絡体制、消火活動、救急活動、医療救護活動、警備・交通規制及びその他の活動に必要な事項を定め、対策を講じることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この緊急計画の適用範囲は、原則として次のとおりとする(以下「緊急事態等」という。)

- (1) 広島ヘリポート又はその周辺で航空機事故が発生した場合
- (2) 広島ヘリポートに進入中の航空機に事故が差し迫った状況にあるか、又はそう推測される場合
- (3) 広島ヘリポートに進入中の航空機に何らかの異常事態が生じているか、又はそう推測される場合
- (4) 不法奪取された航空機が広島ヘリポートに飛来しようとした場合又は飛来した場合
- (5) 広島ヘリポートを出発又は到着地とする航空機あるいは広島ヘリポートの施設に対して、爆破の脅威が発生した場合
- (6) 広島ヘリポート又はその周辺で航空機が含まれない緊急事態が発生した場合
- (7) 広島ヘリポートで医療上の緊急事態が生じた場合
- (8) 自然災害が発生した場合
- (9) 広島ヘリポート又はその周辺で火災が発生した場合

(関係機関)

第3条 この緊急計画の関係機関は次の機関(以下「関係機関」という。)とし、その構成は別紙1のとおりとする。

- (1) 航空交通機関(飛行情報関係を含む。)
- (2) 救難及び消防機関
- (3) 警察及び警備機関
- (4) ヘリポート管理関係機関
- (5) 医療機関
- (6) 航空運送事業者等
- (7) 通信機関
- (8) ヘリポート関係事業者

(関係機関の活動分担)

第4条 緊急事態等における関係機関の活動の分担は、原則として別紙2のとおりとする。

(実施要領等の制定)

第5条 広島県広島ヘリポート管理事務所の所長(以下「ヘリポート長」という。)は、緊急事態等に応じた活動内容の実施にあたり必要な事項について、別に要領等を定めて処理を行うことができる。

(連絡体制)

第6条 緊急事態等が発生した場合の連絡通報を迅速かつ確実に行うため、事前に適用の基準に従った緊急連絡体制(連絡通報先の窓口名、電話番号及びFAX番号を昼夜、休日別に確認整理したもの。以下「緊急連絡体制」という。)を作成する。なお、変更があった場合は速やかに訂正し、関係機関に連絡するものとする。

2 緊急連絡体制は、通報を行う場所の見やすい位置に掲示する。

3 ヘリポート長は、執務時間外の突発的な災害の発生に備え、全職員を網羅する連絡経路を明らかにし、職員に周知徹底しておかなければならない。

(緊急事態等の通報)

第7条 広島ヘリポート内で緊急事態が発生した場合は、緊急連絡体制により関係機関に対して判明している次の事項を速やかに通報するとともに、必要に応じて消火救難活動の要請を行うものとする。

- (1) 緊急事態の種類及び規模
- (2) 緊急事態発生時刻
- (3) 緊急事態発生場所
- (4) 緊急事態の具体的内容

2 広島県広島ヘリポート管理事務所(以下「管理事務所」という。)は、その周辺において航空機を含む緊急事態または火災が発生したことを覚知した場合には、第1項の規定に準じた通報を行うものとする。

(対策本部等)

第8条 緊急事態等が発生した場合において、広島県土木建築局長(以下「土木建築局長」という。)は、必要に応じて広島県土木建築局内に土木建築局長を本部長とする対策本部を設置する。

2 前項の対策本部が設置された場合、ヘリポート長は、広島ヘリポート内にヘリポート長を本部長とする現地本部を設置する。

3 前2項の対策本部及び現地本部の組織及び業務等は、別紙3による。

(現地連絡調整機関)

第9条 緊急事態等が発生した場合は、必要に応じて現場における関係機関相互の連絡調整を目的とした現地連絡調整機関を組織する。

2 原則として現地連絡調整機関は広島ヘリポート教育訓練室内に設置する。

3 現地連絡調整本部長はヘリポート長とする。

4 現地連絡調整機関の構成は、災害関係機関からなる。

5 前条による対策本部が設置された場合は、同本部の指揮系統及び連絡系統のもとに現地連絡調整機関を運営する。

6 現地連絡調整機関には、別に定める要領により緊急電話を設置する。

(自衛隊への災害派遣要請)

第10条 自衛隊への災害派遣要請は、広島県地域防災計画による。

2 ヘリポート長は、知事が自衛隊への災害派遣要請に必要な次の情報を収集し、報告する。

- (1) 災害の状況
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考になるべき事項

(消火救難活動)

第11条 管理事務所は、消火救難活動を実施するにあたり、その基準となる要領等を別に定めて行うものとする。

2 関係機関相互の協力と緊密な連携を図り、消火救難活動を実施するため、管理事務所と消火救難に係る関係機関との間で協定を締結する。

(消火救難隊)

第 1 2 条 管理事務所は、消火救難活動を迅速かつ円滑に実施するため、広島ヘリポート内の各団体の協力を得て、消火救難隊を組織するものとする。

2 前項の消火救難隊を組織するため、管理事務所と広島ヘリポート内の各団体との間で協定を締結する。

3 第 1 項に規定により組織する消火救難隊の構成及び業務分担等は、要領等により別に定める。

(負傷者の選別等)

第 1 3 条 ヘリポート管理関係機関、救難及び消防機関、医療機関は、協力して現場付近の適切な場所に救護所等を設置するとともに、被災者についてすみやかに負傷者の選別を行い、必要な救急活動及び医療救護活動を実施する。

(医療救護活動及び傷病者搬送活動)

第 1 4 条 医療救護に係る関係機関は、相互の協力と緊密な連携をはかり、必要な地区を設置し、医療救難活動及び傷病者搬送を実施する。

2 管理事務所は、次により、「搭乗者待機地区」、「傷病者救護地区」及び「無傷者待機地区」を設置する。

(1) 「搭乗者待機地区」は、関係消防機関及び医療機関が効果的な治療を行うために、搭乗者の傷病の程度を識別する地区とする。

(2) 「傷病者救護地区」は、関係消防機関及び医療機関の協力により、傷病者に対する医療救護活動を行うための地区とする。

(3) 「無傷者待機地区」は、関係消防機関と連携し、搭乗者の把握及び現場における混乱の防止等を適切に行うため、傷病者救護地区から離れた場所に設置する地区とする。

3 関係消防機関は、自衛隊と共同して傷病者救護地区で安定化が図られた傷病者を、後方医療機関へ搬送するため、「傷病者搬送地区」を設置する。

4 遺体の収容等については、広島県地域防災計画に準じた活動とする。

(警備及び交通規制活動等)

第 1 5 条 緊急事態等の現場付近における警備及び交通規制等は、原則として次により実施する。

(1) 広島ヘリポート内において航空機事故が発生した場合、ヘリポート長は当該航空機事故の処理が終了するまでの間、広島ヘリポートを閉鎖する等必要な措置を行うことができる。

(2) 管理事務所は、広島ヘリポート内で緊急事態が発生した場合、制限区域内の警備及び入場規制を実施する。

(3) 関係警察機関は、緊急事態発生現場付近の警備及び周辺道路の交通規制を実施する。

(4) 広島海上保安部は、緊急事態発生現場周辺海域の警備及び交通規制を実施する。

(航空機事故等現場保存)

第 1 6 条 航空機事故など発生後に原因究明や調査等が必要となる緊急事態等については、人命救助、遺体収容、消火等のために必要がある場合を除き、できる限り忠実な現場保存に努めなければならない。

2 前項の現場の状態を変更させる場合には、写真、見取図又は記録により変更以前の状況を把握し、国土交通省の航空機事故調査担当官等が調査の際の参考となり得るように行うものとする。

(グリッドマップ)

第 1 7 条 管理事務所は、緊急事態が発生した場合の消火救難活動を迅速かつ適切に実施するため、次により広島ヘリポート及びその周辺に係る格子地図（以下「グリッドマップ」という。）を作成し、あらかじめ緊急計画関係機関に配布しておくものとする。

(1) 「広島ヘリポートグリッドマップ」

ア 滑走路、誘導路等の基本施設、保安施設、消防施設及び広島ヘリポート内の主要施設を標示したものとする。

イ 範囲は、広島ヘリポートの告示の範囲とする。

(2) 「広島ヘリポート場外グリッドマップ」

ア 主要な道路、鉄道、学校、病院、警察署、消防署及び河川等を標示したものとする。

イ 範囲は、広島ヘリポートの標点から半径約 9 Km の円内とする。

(訓練)

第 1 8 条 管理事務所は関係機関の協力のもとに、この緊急計画の実効性を確保するため、次により定期的に訓練を実施する。

(1) 図上訓練 関係機関又は一部関係機関の訓練担当者による机上の訓練

(2) 部分訓練 各関係機関の役割分担を中心とした訓練

(3) 総合訓練 図上訓練及び部分訓練に参加した関係機関が、それぞれの訓練の成果を元に実施する総合的な訓練。

2 訓練を実施した場合は講評を実施する。

(緊急計画に係る協議)

第 2 0 条 緊急計画の円滑かつ適切な実施を図るため、緊急計画の諸活動に係る事項及び訓練の計画等について、関係機関において協議する。

(広報業務)

第 2 1 条 職員は、業務上知り得た航空機事故等に係る情報又は資料を、次項の規定によるほかは、部外者に対し提供してはならない。

2 航空機事故等に関する広報業務は、土木建築局長が指定する者が一元的に行う。

3 前項の広報業務を行う場合において、事故調査に関する情報及び事故の原因に関する情報、推測等は、これを提供してはならない。

4 前項の広報を行う者は、公表すべき事項がきわめて重大であると認められる場合は、あらかじめ土木建築局長の承認を受けなければならない。

(その他)

第 2 2 条 法令及び地域防災計画等に基づく措置が実施される場合には、この計画にかかわらず当該法令及び計画等によるものとする。

2 この計画及びこの計画に基づく要領等に記載する事項は、国土交通省航空局から指示があった場合は、国土交通省航空局の指示を優先する。

附 則

この計画は、平成 2 4 年 1 1 月 1 5 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 1

緊急事態等における関係機関

関係機関	構成
(1) 航空交通機関 (飛行情報を含む。)	・国土交通省 (大阪航空局広島空港事務所を含む。)
(2) 救難及び消防機関	・自衛隊 ・広島市消防局 (広島西消防署)
(3) 警察及び警備機関	・広島県警察本部 (広島西警察署) ・第六管区海上保安本部 (広島海上保安部) ・ヘリポート警備受託者
(4) ヘリポート管理関係機関	・広島県, 広島市, 広島ヘリポート指定管理者
(5) 医療機関	・広島ヘリポート周辺の医療機関
(6) 航空運送事業者等	・第一航空(株) ・朝日航洋(株) ・中日本航空(株) ・オールニッポンヘリコプター(株)
(7) 通信機関	・NTT西日本(株)
(8) ヘリポート関係事業者	・広島空港ビルディング(株) ・マイナミ空港サービス(株)

別紙 2

緊急事態等における関係機関の活動分担

関係機関		活動分担
航空交通機関	国土交通省	ア 航空交通規制 イ その他必要な活動
	(一財)航空機安全運航支援センター	ア 臨時ヘリパッド, ヘリ飛行ルートの設定 イ その他必要な活動
救難及び消防機関	自衛隊災害派遣部隊	ア 搭乗者の救助 イ 傷病者の輸送 ウ 行方不明者の捜索 エ その他必要な活動
	消防機関 消火救難業務受託者	ア 消火活動 イ 搭乗者の救助 ウ 救急活動 エ 傷病者搬送活動 オ その他必要な活動
警察及び警備機関		ア 搭乗者の救助 イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備 ウ 交通規制 エ 医療救護班輸送車両(医師)の先導 オ 遺体の検視と身元確認 カ 行方不明者の捜索 キ その他必要な活動
ヘリポート管理関係機関	広島県 広島ヘリポート管理事務所	ア 緊急対策現地本部の設置 イ 消火救難活動(委託により消火救難業務受託者が行う) ウ 搭乗者の救助(委託により消火救難業務受託者が行う) エ 搭乗者待機地区の設置 オ 傷病者救護地区の設置及び医療資器材の配置(ヘリポート内での航空機災害発生の場合) カ 傷病者数及び搭乗者の把握 キ 制限区域内への入場制限 ク 制限区域内の誘導 ケ 航空会社との連絡窓口 コ 現地関係機関との連絡調整 サ その他必要な活動
		ア 緊急対策本部の設置 イ 本庁関係機関との連絡調整 ウ 自衛隊等への災害派遣要請 エ その他必要な活動
	広島市	ア 「広島市地域防災計画 都市災害対策編」に準じた活動 イ 救護地区の設置(ヘリポート場外陸上での航空機災害発生の場合) ウ その他必要な活動
医療機関		ア 救護班の派遣 イ 救急医療活動 ウ その他必要な活動
航空運送事業者等		ア 乗客名簿の作成及び提出 イ 遺体の身元確認 ウ 通訳の配置 エ 放射性物質の積載等危険物の有無に関する報告 オ 被災者及び関係者の水, 食事, 衣類等必需品及び一時収容所等の手配 カ 油防除の対策
通信機関		ア 通信手段の確保 イ その他必要な活動
ヘリポート関係事業者		ア 消火救難隊への参画又は協力 イ その他必要な活動

別紙 3

広島ヘリポート緊急対策本部及び同現地本部について

1 対策本部等の組織及び業務

「広島ヘリポート緊急計画」第8条第1項及び同条第2項に定める対策本部及び現地本部（以下「緊急対策本部等」という。）については、原則として次のとおりとする。ただし、災害対策基本法に基づく広島県災害対策本部が設置されたときは、同本部の指揮・連絡系統及び事務分掌に編入する。

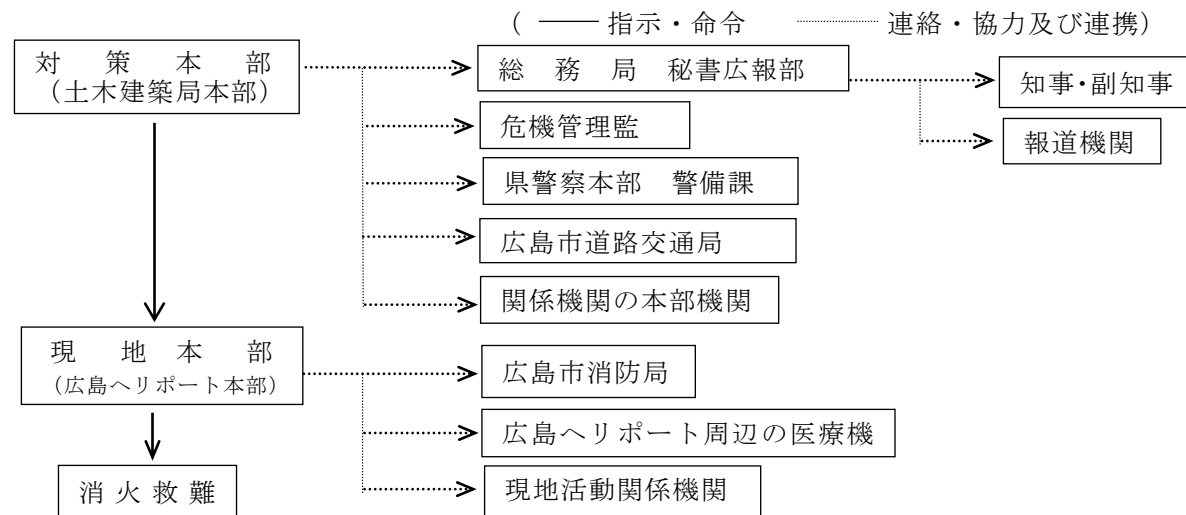
対策本部 (土木建築局本部)	名称	広島ヘリポート緊急対策本部
	設置場所	広島県土木建築局内（事務局：空港振興課）
	組織	本部長 広島県土木建築局長 副本部長 広島県空港振興課長 本部長が指示する職員
	主な業務	・緊急事態等の情報収集及び資料作成 ・現地対策本部への指示 ・関係部局との調整 ・報道対応 ・その他緊急事態等の対策に必要な業務
現地本部 (広島ヘリポート本部)	名称	広島ヘリポート緊急対策現地本部
	設置場所	広島ヘリポート内（広島ヘリポート管理事務所教育訓練室）
	組織	本部長 広島ヘリポート管理事務所長 副本部長 広島ヘリポート管理事務所副所長 本部長が指示する職員
	主な業務	・緊急事態等の情報収集及び報告 ・消火救難隊の編成・出動の指示 ・対策本部からの指示等の関係機関への連絡 ・業務処理に応じた班編成等（総務、消火救難、医療、協力等） ・その他緊急事態等の対策に必要な業務

2 設置基準

原則として、緊急事態等が発生時において、関係機関等との協力・連携のもとに対策を講じる必要があると認められるときに設置するものとする。（例：被害の恐れがあり広範に影響が見込まれる場合等、あるいは状況によって、広島県災害対策本部の設置が予測される場合など）

3 連絡系統

緊急対策本部等の連絡体制は、原則として次による。



4 緊急連絡体制

初動時の緊急連絡体制については、別に定める。

修正前

基本・風水害対策編
第5章 公益事業等防災計画
第5節 放送機関

頁
313

第2 株式会社中国放送

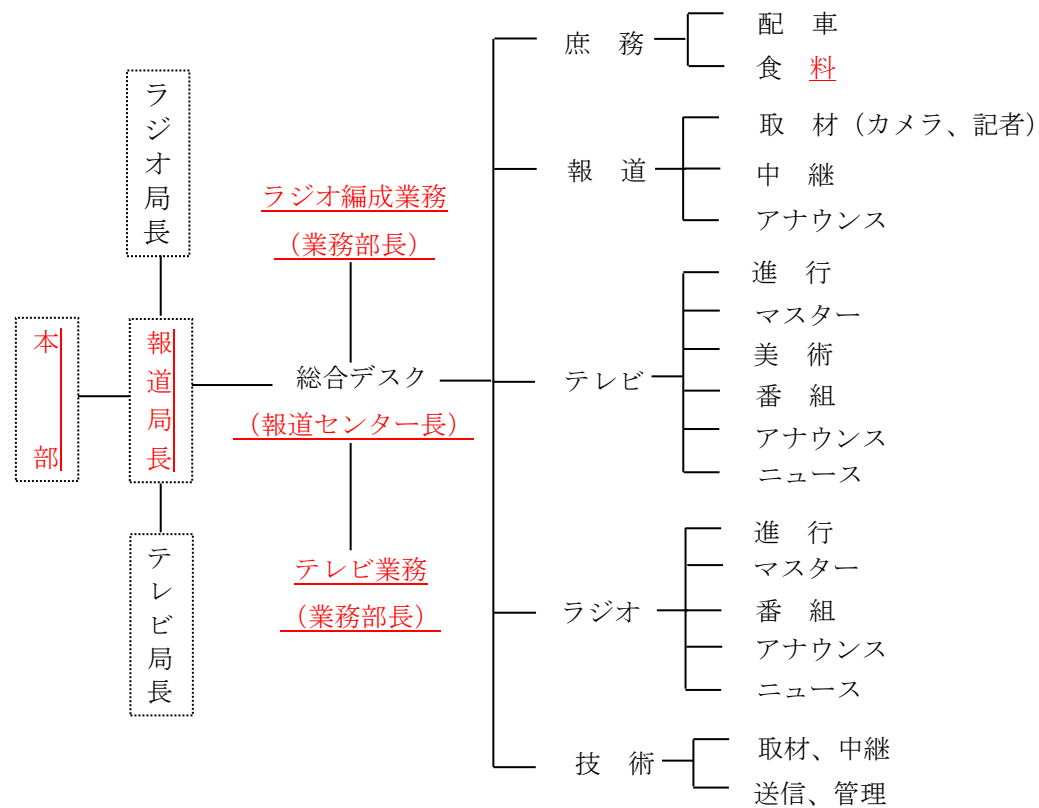
1 災害時における関係情報の受信担当

- A 広島市企画総務局広報課－中国放送報道センター長
- B 夜間・休日・祝日の場合
報道部員（取材部員）－報道部デスク－報道センター長

2 災害対策本部の設置

災害が発生した場合対策本部を設置する。

報道局のほか関係局の配置



3 (略)

修正後

修正理由

○ 役職名称の変更等に伴い、記載内容を修正する。

第2 株式会社中国放送

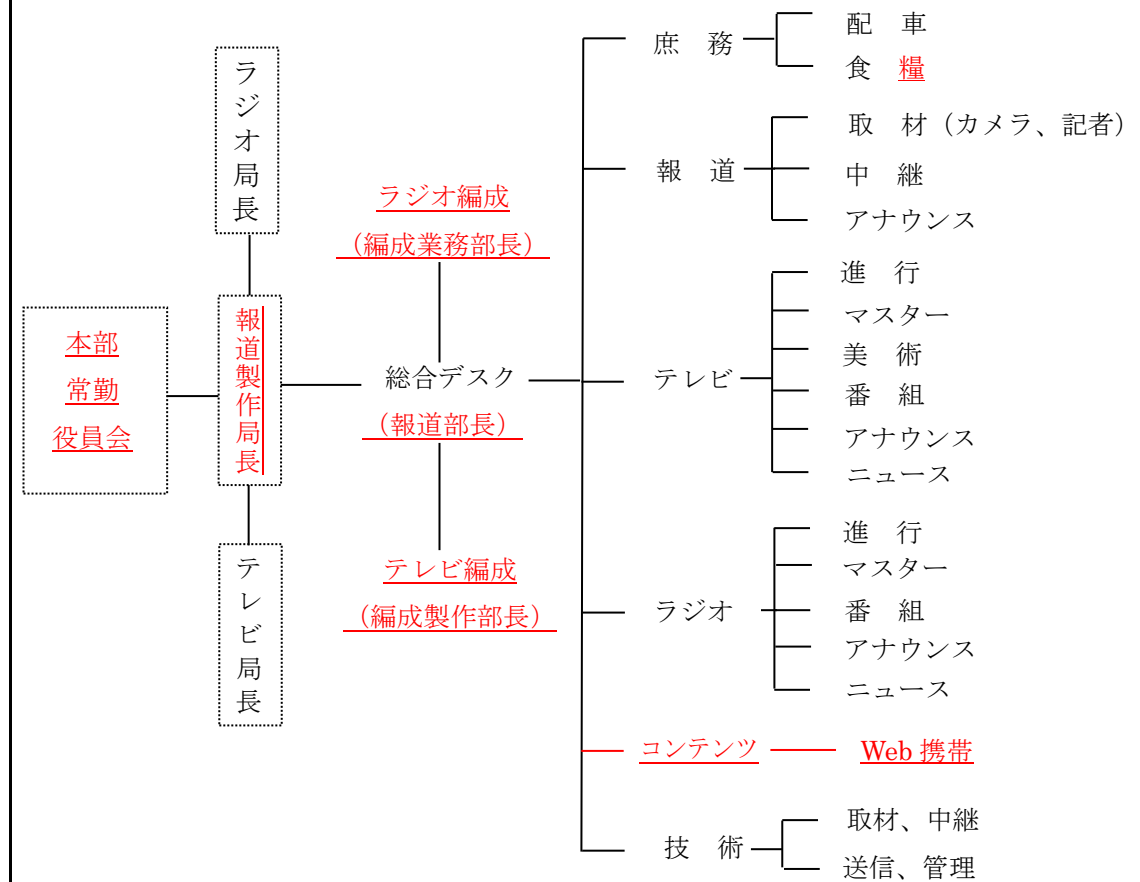
1 災害時における関係情報の受信担当

- A 広島市企画総務局広報課－中国放送報道部長
- B 夜間・休日・祝日の場合
報道部員（取材部員）－報道部デスク－報道部長

2 災害対策本部の設置

災害が発生した場合対策本部を設置する。

報道局のほか関係局の配置



3 (略)

修 正 前

水防計画 第4章 避難対策 第4節 災害種別に応じた避難	頁 4 2 6
------------------------------------	----------------

第4節 災害種別に応じた避難 《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室災害予防課・災害対策課、各消防署》
第4 津波への対応（略）

修 正 後

修 正 理 由
○ 内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」において、内水（雨水出水）に係る具体的な対応が追加されたことから、本市における内水への対応を規定する。

第4節 災害種別に応じた避難 《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室災害予防課・災害対策課、各消防署》
第4 津波への対応（略）

第5 内水（雨水出水）への対応
内水（雨水出水）は、浸水が極めて短時間で発生するが、氾濫規模が小さく、浸水が短時間で解消することから、屋内での安全確保措置を基本とする。

段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第1段階	【状況把握】 気象台から大雨注意報が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・出水の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。
第2段階	【状況把握】 気象台から大雨警報（浸水害）が発表された場合	【警戒体制】	防災行政無線等により、注意喚起を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 状況に応じ、建物内の安全な場所（上階）等へ避難する。

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第6節 ライフライン施設等の整備	頁 45
第1 上水道施設の整備 1・2 (略) 3 応急対策用資器材の確保 《水道局維持課》〔「災害に強い組織体制の整備」関連事業〕 応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するため、 緊急用資器材 の確保及び整備に努める。 (1) 現在、主要資器材については、突発事故の復旧に必要な最小限の資器材を備蓄しているが、 <u>将来的</u> には貯蔵品支給材料の活用を含め、 <u>見直しを行い</u> 整備を図る。 (2) <u>非常用飲料水パック装置</u> を活用するほか、既存の給水タンク、ポリ容器も含めて応急給水体制の整備を図る。 4 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 応急給水体制の変更に伴い、記載内容を修正する。	
第1 上水道施設の整備 1・2 (略) 3 応急対策用資器材の確保 《水道局維持課》〔「災害に強い組織体制の整備」関連事業〕 応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するため、 応急対策用資器材 の確保及び整備に努める。 (1) 現在、主要資器材については、突発事故の復旧に必要な最小限の資器材を備蓄しているが、 <u>災害時</u> には貯蔵 <u>している</u> 支給材料の活用を含め、 <u>応急復旧体制</u> の整備を図る。 (2) <u>可搬式応急給水栓</u> を活用するほか、既存の給水タンク、ポリ容器も含めて応急給水体制の整備を図る。 4 (略)	

修 正 前

震災対策編 第2章 震災予防計画 第13節 避難体制の整備	頁 72
-------------------------------------	-------------

第10 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備

1 備蓄体制の整備《危機管理室災害対策課》

(1)～(3) (略)

(4) 備蓄物資と備蓄数量

ア 備蓄物資については、生命の維持や人間の尊厳性にかかわる緊急性を有し、避難所の運営に当たり、発災後直ちに必要となる物資とする。緊急性の程度が相対的に低く、発災数日後の供給でも許容される物資については、調達協定や広域支援等により対応する。

具体的には、次の表の品目及び数量（目標）を計画的に整備する。

種別	品 目	数 量	備 考
食料	乾 <u>パン</u>	(目標)154,752食	市立小学校に約500
	<u>クラッカー</u>	(目標)61,320食	人分、その他の生活避難場所に約200
	アレルギー対応アルファ化米	(目標)24,050食	人分を基本
	粉ミルク・哺乳瓶	154缶(大缶)	市立保育園で循環備蓄
	アレルギー対応粉ミルク	2缶(大缶) 8缶(小缶)	幹事市立保育園及び子ども未来局で循環備蓄
防災資機材	折りたたみリヤカー	212台	生活避難場所に1台ずつ
	手回し充電ラジオライト	212個	生活避難場所に1台ずつ
	発電機・投光器・コードリール	212セット	生活避難場所に1セットずつ
	目隠しテント	424張	生活避難場所に2張ずつ
	簡易トイレ用手すり	424セット	生活避難場所に2セットずつ
生活必需品	保温シート	22,000枚	市立小学校に100セットずつ
	非常用アルミシート	(目標)53,848枚	
	毛布	59,487枚	
	生理用品	(目標)27,584個	市立小学校に約500
	紙おむつ	(目標)18,564枚	人分、その他の生活避難場所に約200
	簡易トイレ	(目標)1,212セット	人分を基本
	トイレットペーパー	(目標)4,848ロール	
自主防災組織用救助資機材	173セット	生活避難場所に1セットずつ	

イ (略)

(5)・(6) (略)

2・3 (略)

修 正 後

修正理由 ○ 次の3点から必要な修正を行う。 ① 平成26年度から食料品目を一部変更しているが、現在保管している食料品目全てを記載するため。 ② 平成26年8.20豪雨災害の救援物資の受入等により、充足した備蓄数量に修正を行うため。 ③ 自主防災組織用救助資機材を目標数量に修正するため。	
--	--

第10 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備

1 備蓄体制の整備《危機管理室災害対策課》

(1)～(3) (略)

(4) 備蓄物資と備蓄数量

ア 備蓄物資については、生命の維持や人間の尊厳性にかかわる緊急性を有し、避難所の運営に当たり、発災後直ちに必要となる物資とする。緊急性の程度が相対的に低く、発災数日後の供給でも許容される物資については、調達協定や広域支援等により対応する。

具体的には、次の表の品目及び数量（目標）を計画的に整備する。

種別	品 目	数 量	備 考
食料	乾 <u>パン・クラッカー・アルファ化米</u>	(目標)216,072食	指定避難所(生活避難場所)のうち、
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	市立小学校に約500人分、その他の
	アレルギー対応アルファ化米	(目標)24,050食	<u>施設</u> に約200人分を基本
	粉ミルク・哺乳瓶	154缶(大缶)	市立保育園で循環備蓄
	アレルギー対応粉ミルク	2缶(大缶) 8缶(小缶)	幹事市立保育園及び子ども未来局で循環備蓄
防災資機材	折りたたみリヤカー	212台	指定避難所(生活避難場所)に1台ずつ
	手回し充電ラジオライト	212個	指定避難所(生活避難場所)に1台ずつ
	発電機・投光器・コードリール	212セット	指定避難所(生活避難場所)に1セットずつ
	目隠しテント	424張	指定避難所(生活避難場所)に2張ずつ
	簡易トイレ用手すり	424セット	指定避難所(生活避難場所)に2セットずつ
	<u>ラジ</u> <u>オ</u>	(目標)212個	指定避難所(生活避難場所)に1台ずつ
生活必需品	保温シート	22,000枚	指定避難所(生活避難場所)のうち、
	非常用アルミシート	(目標)53,848枚	市立小学校に100セットずつ
	毛布	59,487枚	
	生理用品	<u>(削除)</u> 27,584個	指定避難所(生活避難場所)のうち
	紙おむつ	<u>(削除)</u> 18,564枚	市立小学校に約500人分、その他の
	簡易トイレ	<u>(削除)</u> 1,212セット	<u>施設</u> に約200人分を基本
	トイレットペーパー	<u>(削除)</u> 4,848ロール	
自主防災組織用救助資機材	(目標)212セット	指定避難所(生活避難場所)に1セットずつ	

イ (略)

(5)・(6) (略)

2・3 (略)

修 正 前

都市災害対策編 第2章 海上災害対策 第2節 市域に関連する港湾区域、港湾施設等の現況	頁 304・305
---	------------------

1 (略)
2 港湾施設

(1) 航路

名称	位置	水深	延長	幅員	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第四航路	廿日市木材港 300,000D/Wパースの沖 1,500メートルまでの海面	-12.0	1,500	250	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

(3) 利用状況

ア 入港船舶種別表(平成25年) (単位: 隻・トン)

区分	外航商船	内航商船	自動車航送船 (内外航含む)	その他	合計
隻数	<u>1,357</u>	<u>30,412</u>	<u>20,513</u>	<u>345</u>	<u>52,627</u>
総トン数	<u>19,636,376</u>	<u>9,488,036</u>	<u>8,402,830</u>	<u>153,972</u>	<u>37,681,214</u>

※ 商船とは、客船、貨客船、貨物船、貨物船(各種専用船及びコンテナ船を含む。)及び油送船をいう。

※ 外航とは、外国航路に就航している船舶を、内航とは、内国航路に就航している船舶をいう。

イ 入港船舶階級別表(平成25年) (単位: 隻)

区分	10,000 総 トン以上	6,000 以上 10,000未満	3,000以上 6,000未満	1,000以上 3,000未満	500以上 1,000未満	500 総トン 未満	合計	
外航	<u>307</u>	<u>450</u>	<u>519</u>	<u>79</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1,357</u>	<u>52,282</u>
内航	<u>150</u>	53	<u>709</u>	<u>152</u>	<u>5,134</u>	<u>44,727</u>	<u>50,925</u>	

ウ 船舶乗降人員(平成25年) (単位: 人)

乗込人員	上陸人員	計
<u>1,028,757</u>	<u>1,082,907</u>	<u>2,111,664</u>

3 (略)

修 正 後

都市災害対策編 第2章 海上災害対策 第2節 市域に関連する港湾区域、港湾施設等の現況	頁 304・305
---	------------------

1 (略)
2 港湾施設

(1) 航路

名称	位置	水深	延長	幅員	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第四航路	廿日市木材港 30,000D/Wパースの沖 1,500メートルまでの海面	-12.0	1,500	250	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

(3) 利用状況

ア 入港船舶種別表(平成26年) (単位: 隻・トン)

区分	外航商船	内航商船	自動車航送船 (内外航含む)	その他	合計
隻数	<u>1,418</u>	<u>31,993</u>	<u>19,699</u>	<u>131</u>	<u>53,241</u>
総トン数	<u>22,165,983</u>	<u>9,234,061</u>	<u>8,371,537</u>	<u>80,404</u>	<u>39,851,985</u>

※ 商船とは、客船、貨客船、貨物船、貨物船(各種専用船及びコンテナ船を含む。)及び油送船をいう。

※ 外航とは、外国航路に就航している船舶を、内航とは、内国航路に就航している船舶をいう。

イ 入港船舶階級別表(平成26年) (単位: 隻)

区分	10,000 総 トン以上	6,000 以上 10,000未満	3,000以上 6,000未満	1,000以上 3,000未満	500以上 1,000未満	500 総トン 未満	合計	
外航	<u>348</u>	<u>431</u>	<u>551</u>	<u>88</u>	—	—	<u>1,418</u>	<u>53,110</u>
内航	<u>122</u>	53	<u>701</u>	<u>137</u>	<u>5,429</u>	<u>45,250</u>	<u>51,692</u>	

ウ 船舶乗降人員(平成26年) (単位: 人)

乗込人員	上陸人員	計
<u>1,052,075</u>	<u>1,111,493</u>	<u>2,163,568</u>

3 (略)

修正前

都市災害対策編 第2章 海上災害対策 第2節 市域に関連する港湾区域、港湾施設等の現況	頁 317
---	--------------

- 1 (略)
2 港湾施設
(1)・(2) (略)
(3) 利用状況
ア～ウ (略)
エ 大型旅客船の入港状況
資料3 大型旅客船の入港状況

区分	外航		内航		計
	隻数	最大船舶 (総トン数)	隻数	最大船舶 (総トン数)	
平成15年	10	オーロラ 76,152	12	飛鳥 28,717	22
平成16年	18	クリスタルセレニティー 68,870	7	ふじ丸 23,235	25
平成17年	8	クリスタルハーモニー 48,621	9	飛鳥 28,717	17
平成18年	24	セブンシーズマリナー 48,075	12	飛鳥II 50,142	36
平成19年	15	クリスタル・シンフォニー 51,044	14	飛鳥II 50,142	29
平成20年	26	タヒチアン・プリンセス 30,277	21	飛鳥II 50,142	47
平成21年	22	クリスタル・シンフォニー 51,044	11	飛鳥II 50,142	33
平成22年	10	オーロラ 76,152	12	飛鳥II 50,142	22
平成23年	10	アルテミス 44,588	11	ばしふいっくびいなす 26,594	21
平成24年	14	パシフィック・プリンセス アザマラ・クエスト 30,277	10	ばしふいっくびいなす 26,594	24
平成25年	16	サン・プリンセス 77,441	11	飛鳥II 50,142	27
_____	_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____	_____

修正後

修正理由 ○ 平成26年度及び平成27年度の大型旅客船の入港状況を追記する。

- 1 (略)
2 港湾施設
(1)・(2) (略)
(3) 利用状況
ア～ウ (略)
エ 大型旅客船の入港状況
資料3 大型旅客船の入港状況

区分	外航		内航		計
	隻数	最大船舶 (総トン数)	隻数	最大船舶 (総トン数)	
平成15年	10	オーロラ 76,152	12	飛鳥 28,717	22
平成16年	18	クリスタルセレニティー 68,870	7	ふじ丸 23,235	25
平成17年	8	クリスタルハーモニー 48,621	9	飛鳥 28,717	17
平成18年	24	セブンシーズマリナー 48,075	12	飛鳥II 50,142	36
平成19年	15	クリスタル・シンフォニー 51,044	14	飛鳥II 50,142	29
平成20年	26	タヒチアン・プリンセス 30,277	21	飛鳥II 50,142	47
平成21年	22	クリスタル・シンフォニー 51,044	11	飛鳥II 50,142	33
平成22年	10	オーロラ 76,152	12	飛鳥II 50,142	22
平成23年	10	アルテミス 44,588	11	ばしふいっくびいなす 26,594	21
平成24年	14	パシフィック・プリンセス アザマラ・クエスト 30,277	10	ばしふいっくびいなす 26,594	24
平成25年	16	サン・プリンセス 77,441	11	飛鳥II 50,142	27
平成26年	10	セブンシーズボイジャー 42,363	7	飛鳥II 50,142	17
平成27年	25	クァンタム・オブ・ザ・シーズ 167,800	7	ばしふいっくびいなす 26,594	32

修正前

都市災害対策編 第2章 海上災害対策 第2節 市域に関連する港湾区域、港湾施設等の現況	頁 318・319
---	------------------

1・2 (略)
3 定期航路の就航状況
資料4 コンテナ等定期航路の就航状況
平成26年4月1日現在

a 海外定期航路

航路	船会社	開設年月	便数	寄港地	左の航路を利用している主な輸出入先
韓国航路	興亜海運	1990.3	2/週 (火・金)	釜山	韓国、中国、東南アジア、北アメリカ、ヨーロッパ、西アジア
	Pan-Continental Shipping	2001.8	1/週 (火)	釜山、蔚山	
	カメラアライン	1996.4	2/週 (火・金)	釜山	
	Sinokor Merchant Marine Co. Ltd	2008.4	1/週 (土)	釜山	
	Namsung Shipping Co. Ltd	2010.6	1/週 (木)	釜山	
	KMTC	1995.4	2/週 (水・木)	釜山、蔚山	韓国、中国(華南)
中国航路	神原汽船	2003.3	2/週 (火・水)	大連、青島、寧波、上海、天津新港	中国
		1996.1	1/便 (土)	上海	
	民生輪船有限公司	2002.2	1/便 (火)	大連、青島	
		2005.9	1/便 (水)	上海	
		2001.12	1/便 (土)	上海	
_____	_____	_____	_____	_____	_____
韓国・台湾・東南アジア航路	ワンハイラインズ	2009.10	1/週 (土)	釜山、高雄、香港、ハイホン、塩田	韓国、台湾、東南アジア
台湾・マニラ航路	東京船舶愛媛オーシャンライン	2004.5	1/週 (水)	基隆、高雄、マニラ	台湾、マニラ
北米航路	イースタン・カーライナー	2005.9	1/月	エバレット、ロングビーチ、バンクーバー	アメリカ合衆国、カナダ

修正後

修正理由 ○ 平成28年1月1日現在における海外定期航路の状況を時点修正する。
--

1・2 (略)
3 定期航路の就航状況
資料4 コンテナ等定期航路の就航状況
平成28年1月1日現在

a 海外定期航路

航路	船会社	開設年月	便数	寄港地	左の航路を利用している主な輸出入先
韓国航路	興亜海運	1990.3	2/週 (火・金)	釜山	韓国、中国、東南アジア、北アメリカ、ヨーロッパ、西アジア
	Pan-Continental Shipping	2001.8	1/週 (火)	釜山、蔚山	
	カメラアライン	1996.4	2/週 (火・金)	釜山	
	Sinokor Merchant Marine Co. Ltd	2008.4	1/週 (土)	釜山	
		2015.12	1/週 (水)	天津、大連、釜山	
	Namsung Shipping Co. Ltd	2010.6	1/週 (火)	釜山	
	KMTC	1995.4	2/週 (水・木)	釜山、蔚山、浦項	韓国、中国(華南)
中国航路	神原汽船	2003.3	2/週 (火・水)	大連、青島、寧波、上海、天津新港	中国
		1996.1	1/便 (土)	上海	
	民生輪船有限公司	2002.2	1/便 (水)	大連、青島	
		2005.9	1/便 (水)	上海	
		2001.12	1/便 (土)	上海	
韓国・中国航路	Sinokor Merchant Marine Co. Ltd	2015.12	1/便 (水)	天津、大連、光陽、釜山	韓国、中国
台湾・東南アジア航路	ワンハイラインズ	2009.10	1/週 (土)	蔚山、高雄、香港、ハイホン、塩田	韓国、台湾、東南アジア
台湾航路	愛媛オーシャンライン	2004.5	1/週 (水)	基隆、高雄	台湾
北米航路	イースタン・カーライナー	2005.9	1/月	エバレット、ロングビーチ、バンクーバー	アメリカ合衆国、カナダ

修正前

b コンテナフィーダー

航路	船会社	便数	開設年月	寄港地	左の航路を利用する主な輸出入先
阪神	<u>マロックス</u> 井本商運	6/週 (月~土)	1980.5	神戸、大阪	中国、東南アジア、南北アメリカ、ヨーロッパ、地中海、西アジア、アフリカ、豪州 等
---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---

c 国内定期航路

航路	船会社	便数	開設年月	寄港地	備考
千葉	<u>マロックス</u>	3/便	1989.7	千葉	
神戸	<u>山九/井本商運</u> <u>(OOCL)</u>	<u>1/便</u> <u>(火)</u>	<u>2009.3</u>	<u>広島、神戸</u>	<u>その他の寄港地(和歌山、徳島、岩国)</u>
神戸	<u>山九/井本商運</u> <u>(OOCL)</u>	<u>1/便</u> <u>(土)</u>	<u>2009.5</u>	<u>広島、徳山、神戸</u>	<u>その他の寄港地(ひびき、門司、宇部他)</u>
神戸	<u>山九/井本商運</u> <u>(OOCL)</u>	<u>1/便</u> <u>(木)</u>	<u>2009.5</u>	<u>広島、神戸</u>	<u>その他の寄港地(徳山、中関、細島他)</u>

d (略)

修正後

b 国際フィーダー

航路	船会社	便数	開設年月	寄港地	左の航路を利用する主な輸出入先
阪神	<u>マツダロジ</u> <u>スティクス</u> 井本商運	6/週 (月~土)	1980.5	神戸、大阪	中国、東南アジア、南北アメリカ、ヨーロッパ、地中海、西アジア、アフリカ、豪州 等
神戸	<u>OOCL</u>	<u>1/週</u> <u>(火)</u>	<u>2009.3</u>	<u>神戸</u>	<u>中国、東南アジア</u>
神戸	<u>OOCL</u>	<u>1/便</u> <u>(土)</u>	<u>2009.5</u>	<u>神戸</u>	
神戸	<u>OOCL</u>	<u>1/週</u> <u>(木)</u>	<u>2009.5</u>	<u>神戸</u>	

c 国内定期航路

航路	船会社	便数	開設年月	寄港地	備考
千葉	<u>マツダロジ</u> <u>スティクス</u>	3/便	1989.7	<u>広島、千葉</u>	
削除	削除	削除	削除	削除	削除
削除	削除	削除	削除	削除	削除
削除	削除	削除	削除	削除	削除

d (略)

修 正 前

都市災害対策編 第2章 海上災害対策 第2節 市域に関連する港湾区域、港湾施設等の現況	頁 3 1 9
---	----------------

1・2 (略)
3 定期航路の就航状況
資料4 コンテナ等定期航路の就航状況
a～c (略)
d 旅客航路

航路	経営者	便数	就航船型
広島～宮島 (ランチ・ディナークルーズ)	瀬戸内海汽船株	1	旅客
広島～能美 (高田・中町)	江田島市企業局交通課	24	高速
広島～江田島 (切串)	瀬戸内シーライン株	9	フェリー
広島～江田島 (切串・小用)		20	高速
広島～呉 (呉港) ～松山	石崎汽船株、瀬戸内海汽船株	10	フェリー
		13	高速

修 正 後

修 正 理 由
○ 組織改編等に伴い、航路等を時点修正する。

1・2 (略)
3 定期航路の就航状況
資料4 コンテナ等定期航路の就航状況
a～c (略)
d 旅客航路

航路	経営者	便数	就航船型
広島～宮島 (ランチ・ディナークルーズ)	瀬戸内海クルーズ株	1	旅客
広島～能美 (高田・中町)	瀬戸内シーライン株	23	高速
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
広島～江田島 (切串・小用)	瀬戸内シーライン株	20	高速
広島～呉 (呉港) ～松山	石崎汽船株、瀬戸内海汽船株	10	フェリー
		12	高速

修 正 前	
都市災害対策編 第2章 海上災害対策 第4節 災害予防計画	頁 3 2 6 ・ 3 2 7
第1 大規模な油等流出事故の予防対策 《広島海上保安部、危機管理室、消防局警防課・南消防署》 1 排出油等防除協議会 資料6 広島地区排出油等防除協議会会則 《広島海上保安部》 別表 広島地区排出油等防除協議会会員名簿 <u>（略）</u>	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 事業所名等変更に伴い、広島地区排出油等防除協議会会員名簿の記載内容を修正する。	
第1 大規模な油等流出事故の予防対策 《広島海上保安部、危機管理室、消防局警防課・南消防署》 1 排出油等防除協議会 資料6 広島地区排出油等防除協議会会則 《広島海上保安部》 別表 広島地区排出油等防除協議会会員名簿 <u>別添のとおり</u>	

別表

別添

広島地区排出油等防除協議会会員名簿

平成27年6月22日現在(46機関)

区分	機関の名称	代表者	連絡者	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
国の機関	広島海上保安部	部長	警備救難課長	734-8560	広島市南区宇品海岸3-10-17	082-253-3111	082-253-0027
	中国運輸局海上安全環境部	船舶安全環境課長	専門官	730-8544	広島市中区上八丁堀6-30	082-228-8794	082-228-3468
	中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所	所長	沿岸防災対策官	734-0011	広島市南区宇品海岸3-10-28	082-254-6414	082-505-0107
地方公共団体及びその機関	広島県警察本部	地域課長	専門官	730-8507	広島市中区基町9-42	082-228-0110	082-223-1555
	広島南警察署	署長	地域課長	734-0003	広島市南区宇品東4-1-34	082-255-0110	082-255-6629
	広島中央警察署	署長	地域課長	730-0011	広島市中区基町9-48	082-224-0110	082-225-3596
	広島西警察署	署長	地域課長	733-0833	広島市西区商工センター4-1-3	082-279-0110	082-279-7616
	廿日市警察署	署長	地域課長	738-0015	廿日市市本町1-10	0829-31-0110	0829-32-4529
	海田警察署	署長	地域課長	736-0051	広島県安芸郡海田町つくも町1-45	082-820-0110	082-822-3119
	佐伯警察署	署長	地域課長	731-5156	広島市佐伯区倉重1-26-1	082-922-0110	082-922-0113
	広島県広島港湾振興事務所	所長	港営課長	734-0011	広島市南区宇品海岸2-23-53	082-251-7145	082-253-8250
	広島県西部建設事務所	所長	管理第一課長	732-0816	広島市南区比治山本町16-12	082-250-8150	082-255-3010
	広島県西部建設事務所 廿日市支所	支所長	管理用地課長	738-0005	廿日市市桜尾本町11-1	0829-32-1141	0829-32-0641
	広島県西部農林水産事務所	所長	水産課長	730-0011	広島市中区基町10-52	082-513-5421	082-223-4909
	広島県西部厚生環境事務所	所長	環境管理課長	738-0004	廿日市市桜尾2-2-68	0829-32-1181	0829-32-0640
	広島県西部厚生環境事務所 呉支所	支所長	衛生環境課長	737-0811	呉市西中央1-3-25	0823-22-5400	0823-25-9511
	市の機関	広島市	危機管理担当局長	災害対策課長	730-8586	広島市中区国泰寺町1-6-34	082-504-2356
広島市消防局		消防局長	警防課長	730-0051	広島市中区大手町5-20-12	082-546-3451	082-249-1160
坂町		町長	環境防災課長	731-4393	広島県安芸郡坂町平成ヶ浜1-1-1	082-820-1506	082-820-1522
江田島市		市長	危機管理課長	737-2392	江田島市能美町中町4859-9	0823-40-2218	0823-45-3301
廿日市市消防本部		消防長	警防課長	738-0033	廿日市市串戸1-9-33	0829-32-8111	0829-31-2739
江田島市消防本部		消防長	警防課長	737-2133	江田島市江田島町鷺部2-16-12	0823-40-0119	0823-42-1965
海田町		町長	生活安全課長	736-8601	広島県安芸郡海田町上市14-18	082-823-9208	082-823-7927

区分	機 関 の 名 称	代 表 者	連 絡 者	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
公 共 団 体 及 び 民 間 企 業	(社) 広 島 県 清 港 会	会 長	事 務 局 長	734-0011	広島市南区宇品海岸3-12-72	082-254-4093	082-254-4093
	出 光 興 産 (株) 広 島 油 槽 所	油 槽 所 責 任 者	油 槽 所 責 任 者 又 は 代 理	734-0054	広島市南区月見町2244-2	082-282-6151	082-285-6521
	東西オイルターミナル(株)広島油槽所	所 長	所 長	734-0054	広島市南区月見町2244	082-281-3158	082-285-1199
	EMGマニフェイティング合同会社 広 島 油 槽 所	所 長	所 長 又 は 副 所 長	739-0443	廿日市市沖塩屋4-4-79	0829-55-2311	0829-55-3516
	昭和シェル石油(株)広島油槽所	所 長	所 長 代 理	731-4331	広島県安芸郡坂町小屋浦1-5-19	082-886-8011	082-886-0115
	総合エナジー(株)坂油槽所	所 長	副 所 長 又 は 課 長	731-4300	広島県安芸郡坂町亀石山1279	082-884-0015	082-820-1590
	鹿 川 タ ー ミ ナ ル (株)	代 表 取 締 役	運 営 管 理 部 長	737-2302	江田島市能美町鹿川31-5	0823-45-2511	0823-45-2515
	広 島 ガ ス (株) 廿 日 市 工 場	工 場 長	生 産 管 理 GP マ ネ ー ジ ャ ー	738-0022	廿日市市木材港南12-20	0829-32-9802	0829-32-9858
	マ ツ ダ (株)	安 健 防 部 長	安 健 防 部 主 幹	735-0028	広島県安芸郡府中町新地3-1	082-565-1590	082-287-5228
	三 菱 重 工 業 (株) 広 島 製 作 所	所 長	広 島 安 全 環 境 グ ル ー プ 環 境 担 当 主 席	733-8553	広島市西区観音新町4-6-22	082-291-2116	082-294-0323
	(株) 新 来 島 宇 品 ど っ く	代 表 取 締 役 社 長	営 業 部	734-0016	広島市南区宇品町金輪384	082-885-2102	082-885-3175
	広 島 み な と 振 興 会	会 長	船 舶 部 会 長	734-0011	広島市南区宇品海岸3-9-13	082-253-2111	082-253-2110
	広 島 地 区 港 運 協 会	会 長	事 務 局 長	734-0011	広島市南区宇品海岸3-11-17	082-253-3019	082-251-7751
	広 島 地 区 旅 客 船 協 会	会 長	専 務 理 事	734-0011	広島市南区宇品海岸1-13-26	082-253-6907	082-253-6951
	廿日市木材港運送協議会	会 長	事 務 局	734-0011	広島市南区宇品海岸2-23-27 (広島荷役(株)内)	082-253-7517	082-253-7517
	中 国 小 型 船 舶 工 業 会 広 島 県 西 部 支 部	支 部 長	事 務 局 長	730-0012	広島市中区上八丁堀8-26 メイプル八丁堀906	082-222-8118	082-227-1327
	広島県漁業協同組合連合会	会 長	指 導 課	733-0833	広島市西区商工センター8-4-5	082-278-5588	082-278-5594
	日 興 産 業 株 式 会 社	代 表 取 締 役	営 業 部 長	734-0015	広島市南区宇品御幸2-15-25	082-253-7111	082-253-6714
	広 島 ・ 呉 地 区 曳 船 協 議 会	事 務 局	日 本 海 事 興 業 (株) 徳 山 営 業 所	745-0025	山口県周南市築港町12-16	0834-21-5413	0834-21-6898
	内 外 輸 送 (株) 広 島 支 店	支 店 長	業 務 部	731-4325	広島県安芸郡坂町鯛尾1-2-1	082-884-1311	082-884-1431
中 国 釀 造 株 式 会 社	代 表 取 締 役	製 造 部	738-8602	廿日市市桜尾1丁目12-1	0829-32-2113	0829-32-2110	
(株) 大 野 石 油 店	代 表 取 締 役	商 品 セ ン タ ー 所 長	738-0004	廿日市市桜尾1-12-38	0829-31-1620	0829-32-9377	
ソーダニッカ(株)広島・大野ケミカルセンター	所 長	所 長	739-0443	廿日市市沖塩屋4-4-8	0829-55-0079	0829-54-2584	

修 正 前	
都市災害対策編 第3章 航空機災害対策 第2節 市域における飛行場施設等の現況	頁 336・337
第2節 市域における飛行場施設等の現況 《 <u>広島県</u> 広島ヘリポート管理事務所、消防局警防課》	
1 ヘリポート	
(1) 広島ヘリポート（公共用ヘリポート）	
・ 空港等の種類	陸上ヘリポート
・ 設置者	広島県
・ 所在地	広島市西区観音新町四丁目
・ 着陸帯	長さ=35m、幅=30m
・ 滑走路	長さ=35m、幅=30m
・ 航空灯火	境界灯，誘導路灯等
・ 通信施設	情報提供用対空通信施設
・ 気象観測施設	風向風速観測装置等
・ 運用時間	午前8時30分から午後7時まで（10時間30分）
・ 平面図	<u>クリットマップ</u> 資料1のとおり
2（略）	
3 広島ヘリポートにおける航空機の運航状況	
(1) 離着陸回数	
5,475回（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）	
(2) 常駐する回転翼航空機（平成27年1月1日現在）	
16機	
4・5（略）	

修 正 後	
修 正 理 由	
○ 広島ヘリポート指定管理者制度導入に伴う記載内容の修正及び航空機の運航状況を時点修正する。	
第2節 市域における飛行場施設等の現況 《 <u>(削除)</u> 広島ヘリポート管理事務所、消防局警防課》	
1 ヘリポート	
(1) 広島ヘリポート（公共用ヘリポート）	
・ 空港等の種類	陸上ヘリポート
・ 設置者	広島県
・ 所在地	広島市西区観音新町四丁目
・ 着陸帯	長さ=35m、幅=30m
・ 滑走路	長さ=35m、幅=30m
・ 航空灯火	境界灯，誘導路灯等
・ 通信施設	情報提供用対空通信施設
・ 気象観測施設	風向風速観測装置等
・ 運用時間	午前8時30分から午後7時まで（10時間30分）
・ 平面図	<u>(削除)</u> 資料1のとおり
2（略）	
3 広島ヘリポートにおける航空機の運航状況	
(1) 離着陸回数	
5,727回（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）	
(2) 常駐する回転翼航空機（平成28年1月1日現在）	
16機	
4・5（略）	

修正前

都市災害対策編

第3章 航空機災害対策

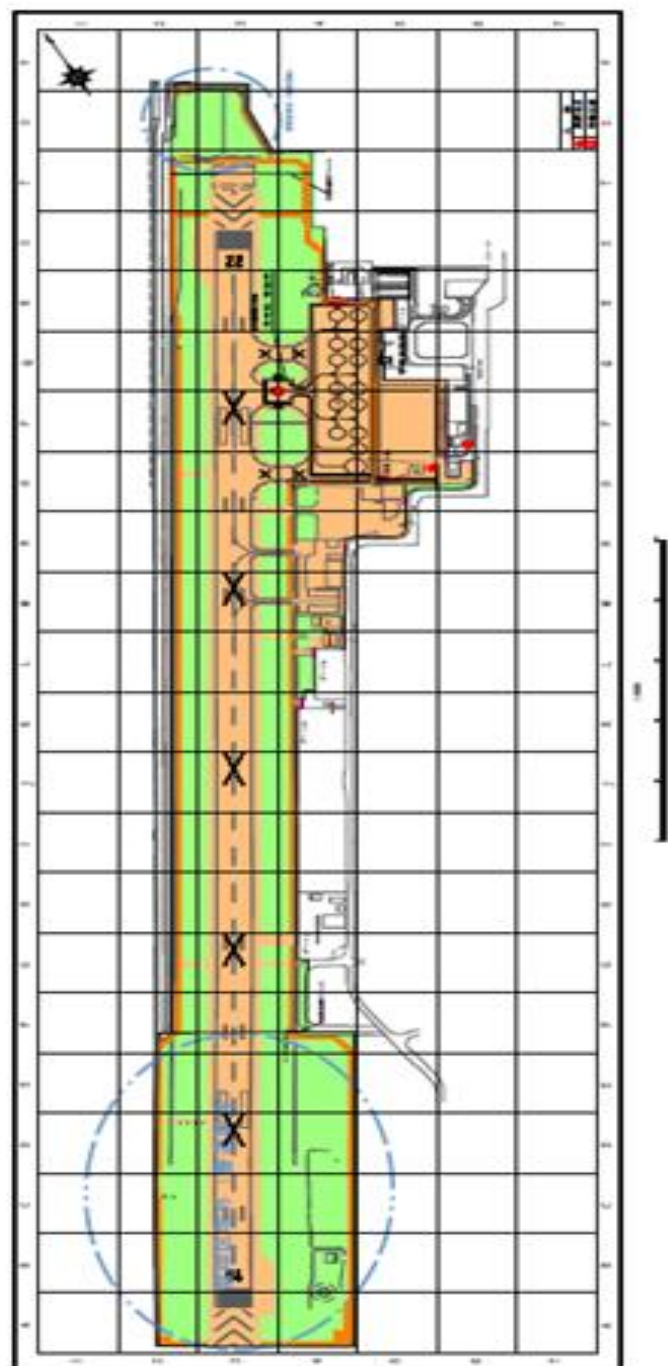
第2節 市域における飛行場施設等の現況

頁

342

資料1

広島ヘリポートグリッドマップ



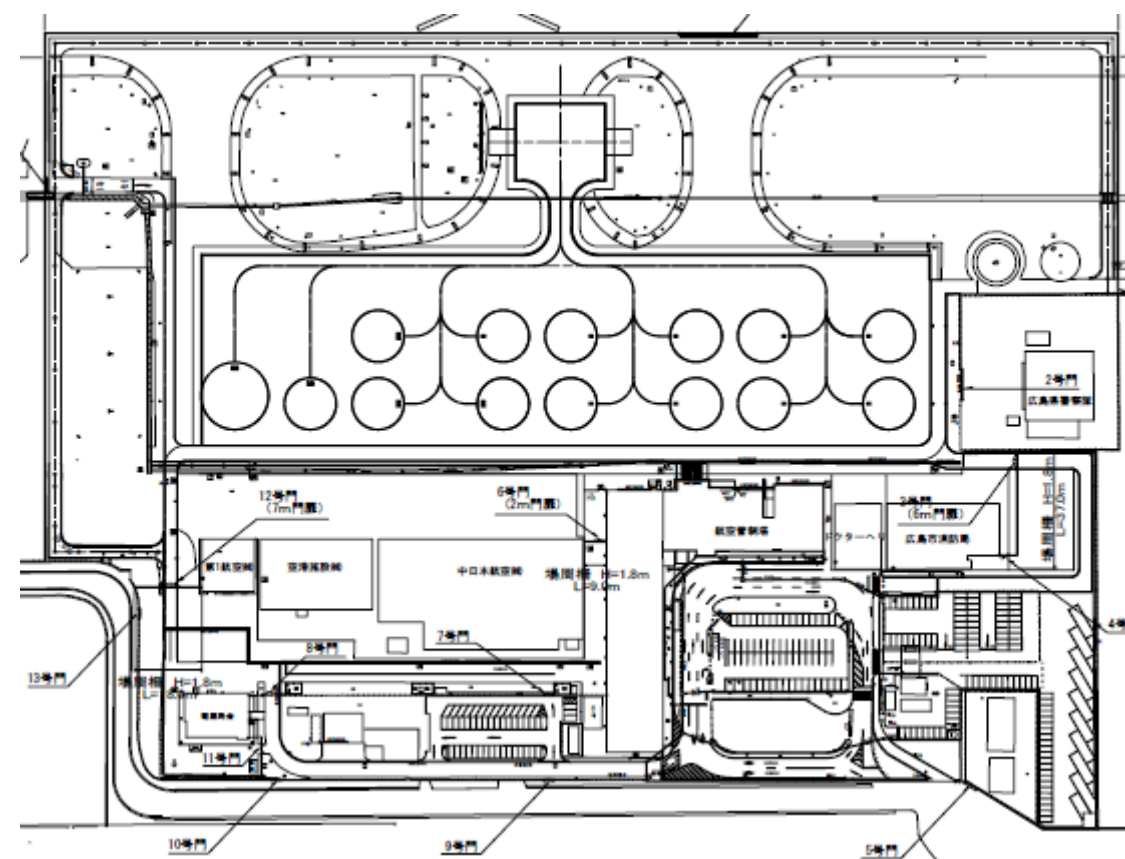
修正後

修正理由

○ 広島ヘリポート区域の最終形供用に伴い、「広島ヘリポート平面図」に変更する。

資料1

広島ヘリポート平面図



修 正 前

都市災害対策編

第4章 鉄道災害対策

第2節 市域における鉄道施設等の現況

頁

343・348

第2節 市域における鉄道施設等の現況《各鉄軌道事業者》

本市域内を通る鉄軌道は、西日本旅客鉄道（山陽新幹線、山陽本線、呉線、芸備線、可部線）と広島電鉄（市内線～軌道、宮島線～鉄道）及び広島高速交通（アストラムライン）により運行されている。これらの路線は、市内の主な通勤・通学のための交通手段となるとともに、沿線観光地への輸送手段となっている。

このうち、大正元年に開業した広島電鉄の市内線（路面電車）は、順次、路線を拡大し、現在、延長距離19.0km、利用者数（一日平均）約10.6万人であり、バリアフリーの超低床電車を運行させるなど、市民生活に欠かせない交通手段となっている。

また、平成6年に開業したアストラムラインは、広島市北西部の安川沿いにおける、昭和40年代からの急激な宅地開発による、人口の急増に伴う深刻な交通問題を解消するため建設され、延長距離18.4km、利用者数（一日平均）約5万人となっており、市民生活に定着している。

鉄軌道施設の概要は、資料1のとおりである。

資料1 鉄軌道施設の概要

○ 広島電鉄株式会社

区 分	区 間	駅 数	運行距離	運行本数(往復)
1号線	広島駅～紙屋町～広島港	27(重複27)	8.0km	244本
2号線	広島駅～紙屋町～広電西広島	20(重複20)	5.4km	240本
3号線	広島港～紙屋町～広電西広島	29(重複29)	9.2km	232本
5号線	広島駅～比治山下～広島港	18(重複11)	6.0km	216本
6号線	広島駅～紙屋町～江波	20(重複20)	6.1km	176本
7号線	横川駅～紙屋町～広電本社前	15(重複15)	4.5km	160本
8号線	横川駅～十日市～江波	12(重複7)	4.4km	182本
9号線	八丁堀～白島	5	1.2km	240本
宮島線	広電西広島～広電宮島口	21	16.1km (西広島～宮島口間)	272本

※ 利用者数(一日平均)～市内線(106千人)、宮島線(48千人)【平成25年度実績】

修 正 後

修 正 理 由

○ 利用者数（一日平均）及びダイヤ改正による運行本数を時点修正する。

第2節 市域における鉄道施設等の現況《各鉄軌道事業者》

本市域内を通る鉄軌道は、西日本旅客鉄道（山陽新幹線、山陽本線、呉線、芸備線、可部線）と広島電鉄（市内線～軌道、宮島線～鉄道）及び広島高速交通（アストラムライン）により運行されている。これらの路線は、市内の主な通勤・通学のための交通手段となるとともに、沿線観光地への輸送手段となっている。

このうち、大正元年に開業した広島電鉄の市内線（路面電車）は、順次、路線を拡大し、現在、延長距離19.0km、利用者数（一日平均）約10.5万人であり、バリアフリーの超低床電車を運行させるなど、市民生活に欠かせない交通手段となっている。

また、平成6年に開業したアストラムラインは、広島市北西部の安川沿いにおける、昭和40年代からの急激な宅地開発による、人口の急増に伴う深刻な交通問題を解消するため建設され、延長距離18.4km、利用者数（一日平均）約5万人となっており、市民生活に定着している。

鉄軌道施設の概要は、資料1のとおりである。

資料1 鉄軌道施設の概要

○ 広島電鉄株式会社

区 分	区 間	駅 数	運行距離	運行本数(往復)
1号線	広島駅～紙屋町～広島港	27(重複27)	8.0km	244本
2号線	広島駅～紙屋町～広電西広島	20(重複20)	5.4km	240本
3号線	広島港～紙屋町～広電西広島	29(重複29)	9.2km	233本
5号線	広島駅～比治山下～広島港	18(重複11)	6.0km	216本
6号線	広島駅～紙屋町～江波	20(重複20)	6.1km	176本
7号線	横川駅～紙屋町～広電本社前	15(重複15)	4.5km	160本
8号線	横川駅～十日市～江波	12(重複7)	4.4km	182本
9号線	八丁堀～白島	5	1.2km	240本
宮島線	広電西広島～広電宮島口	21	16.1km (西広島～宮島口間)	273本

※ 利用者数(一日平均)～市内線(105千人)、宮島線(47千人)【平成26年度実績】

修 正 前

都市災害対策編

第4章 鉄道災害対策

第2節 市域に関する鉄道施設等の現状

頁

348

資料1 鉄軌道施設の概要

○ 広島高速交通株式会社

区 分	区 間	駅数	線路延長	地下区間	高架区間	保有車両
広島新交通1号線	本通駅～ 広域公園前駅	22	18.4km	1.9km	16.5km	144両24編成

※ 利用者数（一日平均）～54,009人【平成25年度実績】

修 正 後

修 正 理 由

○ 広島新交通1号線（本通駅～広域公園前駅）の利用者数（一日平均）を、平成26年度の実績に時点修正する。

資料1 鉄軌道施設の概要

○ 広島高速交通株式会社

区 分	区 間	駅数	線路延長	地下区間	高架区間	保有車両
広島新交通1号線	本通駅～ 広域公園前駅	22	18.4km	1.9km	16.5km	144両24編成

※ 利用者数（一日平均）～54,860人【平成26年度実績】

修 正 前

都市災害対策編

第5章 道路災害対策

第2節 市域における道路施設の現況

頁

355

資料1 高速道路等の概要

道路名	区 間	管 理 者	交通量(1 階)	設 備 機 器 等
山陽自動車道	安佐北区狩留家町～ 佐伯区屋代町	西日本高速道路株 中国支社	<u>62,379</u> 台	非常電話設備、気象観測装置、 道路情報板、監視テレビ、 車両感知器、 トンネル防災設備、 ハイウェイラジオ
広島自動車道	安佐南区沼田町伴～ 安佐北区安佐町鈴張	〃	<u>21,205</u> 台	
中国自動車道	安佐北区安佐町鈴張～ 安佐北区安佐町小河内	〃	<u>18,286</u> 台	
広島呉道路	南区仁保沖町	〃	<u>25,317</u> 台	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) 西日本高速道路株の管理する高速道路等の交通量は、平成24年1月～平成24年12月実績である。

(注2) (略)

※ 国道、地方道等の主要箇所及びトンネルにも、道路情報板、トンネル防災設備がそれぞれ整備されている。

修 正 後

修 正 理 由

○ 西日本高速道路株式会社が管理する高速道路における交通量等を時点修正する。

資料1 高速道路等の概要

道路名	区 間	管 理 者	交通量(1 階)	設 備 機 器 等
山陽自動車道	安佐北区狩留家町～ 佐伯区屋代町	西日本高速道路株 中国支社	<u>61,590</u> 台	非常電話設備、気象観測装置、 道路情報板、監視テレビ、 車両感知器、 トンネル防災設備、 ハイウェイラジオ
広島自動車道	安佐南区沼田町伴～ 安佐北区安佐町鈴張	〃	<u>21,431</u> 台	
中国自動車道	安佐北区安佐町鈴張～ 安佐北区安佐町小河内	〃	<u>18,623</u> 台	
広島呉道路	南区仁保沖町～ <u>呉市西中央五丁目</u>	〃	<u>25,436</u> 台	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) 西日本高速道路株の管理する高速道路等の交通量は、平成26年1月～平成26年12月実績である。

(注2) (略)

※ 国道、地方道等の主要箇所及びトンネルにも、道路情報板、トンネル防災設備がそれぞれ整備されている。

修 正 前

都市災害対策編 第5章 道路災害対策 第2節 市域における道路施設の現況	頁 3 5 5
--	----------------

資料1 高速道路等の概要

道 路 名	区 間	管 理 者	交通量(1日当り)	設 備 機 器 等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
広島高速1号線 (安芸府中道路)	東区福田町～ 東区温品二丁目	広島高速道路公社	<u>42,210台</u>	非常電話設備、気象観測装置、 道路情報板、監視テレビ、 車両感知器、 トンネル防災設備
広島高速2号線 (府中仁保道路)	東区温品町～ 南区仁保沖町	”		
広島高速3号線 (広島南道路)	南区仁保沖町～ 西区観音新町四丁目	”		
広島高速4号線 (広島西風新都線)	西区中広町一丁目～ 安佐南区沼田町大塚	”		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) (略)

(注2) 広島高速道路公社の管理する高速道路等の交通量は、平成25年度実績である。

修 正 後

都市災害対策編 第5章 道路災害対策 第2節 市域における道路施設の現況	頁 3 5 5
--	----------------

資料1 高速道路等の概要

道 路 名	区 間	管 理 者	交通量(1日当り)	設 備 機 器 等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
広島高速1号線 (安芸府中道路)	東区福田町～ 東区温品二丁目	広島高速道路公社	<u>46,802台</u>	非常電話設備、気象観測装置、 道路情報板、監視テレビ、 車両感知器、 トンネル防災設備
広島高速2号線 (府中仁保道路)	東区温品町～ 南区仁保沖町	”		
広島高速3号線 (広島南道路)	南区仁保沖町～ 西区観音新町四丁目	”		
広島高速4号線 (広島西風新都線)	西区中広町一丁目～ 安佐南区沼田町大塚東町	”		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) (略)

(注2) 広島高速道路公社の管理する高速道路等の交通量は、平成26年度実績である。

修正前

都市災害対策編

第6章 大規模火事災害対策

第2節 市域における大規模施設等の現況

頁

360・369

1 (略)

2 火災の発生状況《消防局警防課》

本市における近年（過去10年間）の火災発生状況は別表6のとおり、年間平均約496件の火災が発生しており、その内訳は建物火災が概ね57.1%、林野火災が3.4%、車両火災が10.2%、枯草の焼失などその他の火災が29.2%となっている。

なお、火災により年間約14人の死者が発生している。

3・4 (略)

別表6：広島市の火災発生状況（過去10年間）

広島市の火災発生状況（過去10年間）

別表6

区分	火災数 (件)	火災種別(件)						焼損面積 (㎡)	林野 (a)	損害額 (千円)	死者 (人)	負傷者 (人)	火災原因 (下段は件数)				
		建物	林野	車両	船舶	航空機	その他						1位	2位	3位	4位	5位
平成16年	462	253	24	59	1	0	125	12,326	67	4,096,385	10	74	放火 疑い含 111	こんろ 69	たばこ 55	火遊び 40	たき火 30
平成17年	507	292	9	76	2	0	128	5,992	52	591,546	19	86	放火 疑い含 119	たばこ 89	こんろ 62	火遊び 32	たき火 26
平成18年	488	322	3	43	0	0	120	7,349	722	1,036,623	21	101	放火 疑い含 98	こんろ 91	たばこ 78	火遊び 46	ストーブ 24
平成19年	505	304	12	43	0	0	146	7,855	31	780,715	13	79	放火 疑い含 106	こんろ 91	たばこ 80	火遊び 80	たき火 36
平成20年	499	300	19	36	0	0	144	5,089	34	997,463	15	85	放火 疑い含 101	こんろ 94	たばこ 83	火遊び 43	たき火 25
平成21年	475	250	12	42	1	0	170	7,421	10	725,667	13	61	放火 疑い含 95	たばこ 75	こんろ 59	火遊び 53	たき火 33
平成22年	482	239	18	50	0	0	175	5,257	25	536,664	11	58	放火 疑い含 101	たばこ 85	こんろ 60	火遊び 36	たき火 26
平成23年	437	244	20	29	0	0	144	5,398	35	492,170	11	52	放火 疑い含 96	たばこ 65	こんろ 52	火遊び 37	たき火 26
平成24年	375	204	15	38	2	0	116	3,755	14	470,016	12	59	放火 疑い含 76	たばこ 52	こんろ 40	火遊び 29	たき火 27
平成25年	384	230	11	29	0	0	114	7,075	35	771,881	9	48	放火 疑い含 75	たばこ 66	こんろ 38	火遊び 29	たき火 28
平成26年	361	219	8	37	1	0	96	5,445	86	619,375	30	62	たばこ 63	放火 疑い含 55	こんろ 47	たき火 24	火遊び 14

修正後

修正理由

○ 本市における火災の発生状況を時点修正する。

1 (略)

2 火災の発生状況《消防局警防課》

本市における近年（過去10年間）の火災発生状況は別表6のとおり、年間平均約451件の火災が発生しており、その内訳は建物火災が概ね57.7%、林野火災が2.8%、車両火災が9.4%、船舶火災が0.1%、枯草の焼失などその他の火災が30.0%となっている。

なお、火災により年間約15人の死者が発生している。

3・4 (略)

別表6：広島市の火災発生状況（過去10年間）

広島市の火災発生状況（過去10年間）

別表6

区分	火災数 (件)	火災種別(件)						焼損面積 (㎡)	林野 (a)	損害額 (千円)	死者 (人)	負傷者 (人)	火災原因 (下段は件数)				
		建物	林野	車両	船舶	航空機	その他						1位	2位	3位	4位	5位
平成17年	507	292	9	76	2	0	128	5,992	52	591,546	19	86	放火 疑い含 119	たばこ 89	こんろ 62	火遊び 32	たき火 26
平成18年	488	322	3	43	0	0	120	7,349	722	1,036,623	21	101	放火 疑い含 98	こんろ 91	たばこ 78	火遊び 46	ストーブ 24
平成19年	505	304	12	43	0	0	146	7,855	31	780,715	13	79	放火 疑い含 106	こんろ 91	たばこ 80	火遊び 80	たき火 36
平成20年	499	300	19	36	0	0	144	5,089	34	997,463	15	85	放火 疑い含 101	こんろ 94	たばこ 83	火遊び 43	たき火 25
平成21年	475	250	12	42	1	0	170	7,421	10	725,667	13	61	放火 疑い含 95	たばこ 75	こんろ 59	火遊び 53	たき火 33
平成22年	482	239	18	50	0	0	175	5,257	25	536,664	11	58	放火 疑い含 101	たばこ 85	こんろ 60	火遊び 36	たき火 26
平成23年	437	244	20	29	0	0	144	5,398	35	492,170	11	52	放火 疑い含 96	たばこ 65	こんろ 52	火遊び 37	たき火 26
平成24年	375	204	15	38	2	0	116	3,755	14	470,016	12	59	放火 疑い含 76	たばこ 52	こんろ 40	火遊び 29	たき火 27
平成25年	384	230	11	29	0	0	114	7,075	35	771,881	9	48	放火 疑い含 75	たばこ 66	こんろ 38	火遊び 29	たき火 28
平成26年	361	219	8	37	1	0	96	5,445	86	619,375	30	62	たばこ 63	放火 疑い含 55	こんろ 47	たき火 24	火遊び 14

修正前

都市災害対策編 第6章 大規模火事災害対策 第2節 市域における大規模施設等の現況	頁 370
---	--------------

1～3 (略)
4 消防力の概要
別表7：消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況

消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況 別表7

平成25年4月1日現在

区分	保管場所	回転翼航空機※ 〔消火・救助等〕	消防艇等※ 〔消火・救助等〕	救命索発射銃等	赤外線カメラ・探査スコープ等	エンジンカッター等	チェンソー等	投光器等	発電機	背負式手動ポンプ	組立式水樽	腰なた・かま等	のこ・おの等	つるはし	スコップ	動力草刈り機	火たたき	貯水樽	トレンチシャベル	空輸式水樽	消火薬剤 〔林野火災用〕	消火薬剤 〔泡消火用〕	
広島市消防局（広島市各消防団を含む。）	8消防署、31出張所内等	消1 救1	消1 救1	11	19	33	48	99	100	166	12	440	368	212	1,840	11			220	9		液 324 (缶)	
広島県	陸自海田市駐屯地、防災拠点施設、県消防学校の各倉庫	消1				2	64	6				675	299				600	5		10	液 478 粉 220 (缶)		
広島県警察	警備部機動隊等（広島中央・東・西・南、安佐南・安佐北、海田警察署）	救2	救1	7	2	33	56	30	29	2		74	87	80	353								
広島森林管理署	庁舎内倉庫																					液 533 (缶)	
第六管区海上保安本部広島海上保安部	広島海上保安部、広島空港	救3	消2 救2	3																		液 400L (総量換算)	
陸上自衛隊第13旅団海田市駐屯地	海田市駐屯地(人命救助システム)				4	16	16	8	8	8													

※消：救助等及び消火活動可能なもの 救：放水、散水はせず救助・偵察等を行うもの
※広島県は平成23年7月1日現在の数値である。

修正後

修正理由
○ 広島県が保有している大規模火事災害対応用資機材数について時点修正する。

1～3 (略)
4 消防力の概要
別表7：消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況

消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況 別表7

平成26年4月1日現在

区分	保管場所	回転翼航空機※ 〔消火・救助等〕	消防艇等※ 〔消火・救助等〕	救命索発射銃等	赤外線カメラ・探査スコープ等	エンジンカッター等	チェンソー等	投光器等	発電機	背負式手動ポンプ	組立式水樽	腰なた・かま等	のこ・おの等	つるはし	スコップ	動力草刈り機	火たたき	貯水樽	トレンチシャベル	空輸式水樽	消火薬剤 〔林野火災用〕	消火薬剤 〔泡消火用〕	
広島市消防局（広島市各消防団を含む。）	8消防署、31出張所内等	消1 救1	消1 救1	11	19	33	48	99	100	166	12	440	368	212	1,840	11			220	9		液 324 (缶)	
広島県	陸自海田市駐屯地、防災拠点施設、県消防学校の各倉庫	消1				2	58					528	231				600	1		10	液 478		
広島県警察	警備部機動隊等（広島中央・東・西・南、安佐南・安佐北、海田警察署）	救2	救1	7	2	33	56	30	29	2		74	87	80	353								
広島森林管理署	庁舎内倉庫																					液 533 (缶)	
第六管区海上保安本部広島海上保安部	広島海上保安部、広島空港	救3	消2 救2	3																		液 400L (総量換算)	
陸上自衛隊第13旅団海田市駐屯地	海田市駐屯地(人命救助システム)				4	16	16	8	8	8													

※消：救助等及び消火活動可能なもの 救：放水、散水はせず救助・偵察等を行うもの
(削除)

修 正 前

都市災害対策編

第7章 危険物等災害対策

第2節 市域における危険物等施設の現況

頁

372

1・2 (略)

3 火薬類施設の現況《消防局指導課》

火薬類施設は、平成 25 年度末現在で 51 件となっている。

区 分	施設件数
火薬庫	<u>7</u>
火薬庫外貯蔵所	<u>20</u>
火薬類販売営業所	<u>21</u>
火薬類消費場所 (碎石)	<u>3</u>
計	51

このうち、特に注意すべき施設はない。

なお、指定数量以上の火薬類を運搬しようとするときは、県公安委員会に対して届出が必要であり、運搬計画表にしたがって行われている。

4 ガス類施設の現況《中国四国産業保安監督部保安課、県消防保安課、消防局指導課》

ガス類施設については次のとおりである。

なお、ガス類については、運搬に際しての情報提供等の制度はない。

(1) ガス事業法で規定している施設 (一般ガス事業、簡易ガス事業) は、「第9章 ライフライン災害対策 第2節」中のガス施設で 72 件となっている。

このうち、特に注意すべき施設 (広島県地域防災計画) は 3 件である (別添資料参照)。

(2) 高圧ガス保安法で規定している施設は、平成 25 年度末現在で 2,153 件 (事業所) となっている。

区 分	事業所数
製 造 所	<u>1,053</u>
貯 蔵 所	99
販 売 所	<u>951</u>
特 定 消 費 事 業 所	<u>35</u>
容 器 検 査 所	<u>15</u>
計	<u>2,153</u>

このうち、特に注意すべき施設 (広島県地域防災計画) は 9 件である (別添資料参照)。

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で規定している施設は、平成 25 年度末現在で 91 件 (事業所) となっている。

区 分	事業所数
販 売 所	<u>83</u>
液化石油ガス特定供給設備	8
計	<u>91</u>

このうち、特に注意すべき施設はない。

修 正 後

修 正 理 由

○ 火薬類施設及びガス類施設の現況を時点修正する。

1・2 (略)

3 火薬類施設の現況《消防局指導課》

火薬類施設は、平成 26 年度末現在で 51 件となっている。

区 分	施設件数
火薬庫	<u>8</u>
火薬庫外貯蔵所	<u>21</u>
火薬類販売営業所	<u>20</u>
火薬類消費場所 (碎石)	<u>2</u>
計	51

このうち、特に注意すべき施設はない。

なお、指定数量以上の火薬類を運搬しようとするときは、県公安委員会に対して届出が必要であり、運搬計画表にしたがって行われている。

4 ガス類施設の現況《中国四国産業保安監督部保安課、県消防保安課、消防局指導課》

ガス類施設については次のとおりである。

なお、ガス類については、運搬に際しての情報提供等の制度はない。

(1) ガス事業法で規定している施設 (一般ガス事業、簡易ガス事業) は、「第9章 ライフライン災害対策 第2節」中のガス施設で 69 件となっている。

このうち、特に注意すべき施設 (広島県地域防災計画) は 3 件である (別添資料参照)。

(2) 高圧ガス保安法で規定している施設は、平成 26 年度末現在で 2,154 件 (事業所) となっている。

区 分	事業所数
製 造 所	<u>1,050</u>
貯 蔵 所	99
販 売 所	<u>955</u>
特 定 消 費 事 業 所	<u>34</u>
容 器 検 査 所	<u>16</u>
計	<u>2,154</u>

このうち、特に注意すべき施設 (広島県地域防災計画) は 8 件である (別添資料参照)。

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で規定している施設は、平成 26 年度末現在で 92 件 (事業所) となっている。

区 分	事業所数
販 売 所	<u>84</u>
液化石油ガス特定供給設備	8
計	<u>92</u>

このうち、特に注意すべき施設はない。

修正前

都市災害対策編 第7章 危険物等災害対策 第2節 市域における危険物等施設の現況	頁 380
--	--------------

資料
1・2 (略)
3 特に注意すべきガス類施設《中国四国産業保安監督部保安課、消防局指導課》

- (1) (略)
(2) 高圧ガス
ア 一般高圧ガス大量保有事業所

事業所名	所在地	貯蔵量	取扱品目	特性等
三菱重工業(株) 広島製作所 江波ガスセンター	中区江波沖町 5-1	80.18 t	アルゴン、液化石油ガス、酸素、炭酸ガス	取扱品目の特性については参考2を参照
広島日酸(株)	中区江波沖町 6-31	117.98 t +97475 m³	アルゴン、酸素、炭酸ガス、窒素、ヘリウム、液化石油ガス、アセチレン、水素	
マツダ(株)	南区	53.25 t +1455 m³	アルゴン、液化アンモニア、酸素、水素、炭酸ガス、窒素、フロン (134 a、HFO-1234yf)	
三菱重工マシナリーテクノロジー(株) 観音ガスセンター	西区観音新町四丁目 6-22	74.89 t +560.3 m³	酸素、炭酸ガス、エチレン、アルゴン、液化石油ガス、アセチレン	
岩谷瓦斯(株)広島工場	安芸区中野一丁目 7-2	58.4 t ± 9206 m³	アセチレン、アルゴン、酸素、炭酸ガス、窒素、水素、液化石油ガス、アンモニア、酸化エチレン、亜酸化窒素、亜硫酸ガス	

イ (略)

修正後

修正理由
○ 施設の廃止等に伴い、一般高圧ガス大量保有事業所一覧表を時点修正する。

資料
1・2 (略)
3 特に注意すべきガス類施設《中国四国産業保安監督部保安課、消防局指導課》

- (1) (略)
(2) 高圧ガス
ア 一般高圧ガス大量保有事業所

事業所名	所在地	貯蔵量	取扱品目	特性等
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	取扱品目の特性については参考2を参照
広島日酸(株)	中区江波沖町 6-31	117.98 t	アルゴン、酸素、炭酸ガス、窒素、ヘリウム、液化石油ガス、アセチレン、水素	
マツダ(株)	南区	53.25 t +1455 m³ 57.23 t	アルゴン、液化アンモニア、酸素、水素、炭酸ガス、窒素、フロン (134 a、HFO-1234yf)	
三菱重工マシナリーテクノロジー(株) 観音ガスセンター	西区観音新町四丁目 6-22	74.89 t +560.3 m³ 57.29 t	酸素、炭酸ガス、エチレン、アルゴン、液化石油ガス、アセチレン	
岩谷瓦斯(株)広島工場	安芸区中野一丁目 7-2	58.4 t	アセチレン、アルゴン、酸素、炭酸ガス、窒素、水素、液化石油ガス、アンモニア、酸化エチレン、亜酸化窒素、亜硫酸ガス	

イ (略)